

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 令和4年3月31日  
【発行者名】 マルチ・マネージャー・アクセス  
( Multi Manager Access )  
【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ  
クリスティアン・シェーン ( Christian Schön )  
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ  
マデュ・ラマチャンドラン ( Madhu Ramachandran )  
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL-1855、J.F.ケネディ通り33A  
( 33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg )  
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健  
弁護士 大 西 信 治  
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所  
【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健  
弁護士 大 西 信 治  
弁護士 白 川 剛 士  
弁護士 中 野 恵 太  
弁護士 金 光 由 以  
弁護士 満 木 瑛 子  
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所  
【電話番号】 03(6212)8316  
【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】  
マルチ・マネージャー・アクセス  
- グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド  
( Multi Manager Access )  
- Green, Social and Sustainable Bonds )  
【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】  
記名式無額面投資証券  
グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド  
クラスF-a c c投資証券  
クラスF-a c c円ヘッジ投資証券  
上限見込額は以下のとおりである。  
グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド  
当初募集期間  
クラスF-a c c円ヘッジ投資証券：1,000億円を上限とする。  
継続募集期間  
クラスF-a c c投資証券：10億米ドル（約1,154億円）を上限とする。  
クラスF-a c c円ヘッジ投資証券：1,000億円を上限とする。  
(注1) 上限見込額は、便宜上、当初申込価格（クラスF-a c c投資証券については100米ドル、クラスF-a c c円ヘッジ投資証券については10,000円）に1,000万口をそれぞれ乗じて算出した金額である。  
(注2) 米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2022年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=115.44円）による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

## 第一部【証券情報】

### 第1【外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)】

#### (1)【外国投資法人の名称】

マルチ・マネージャー・アクセス

- グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド

(Multi Manager Access

- Green, Social and Sustainable Bonds)

(以下、マルチ・マネージャー・アクセスを「本投資法人」、マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンドを「ファンド」または「サブ・ファンド」という。)

#### (2)【外国投資証券の形態等】

サブ・ファンドの投資証券は記名式無額面投資証券であり、追加型である。

グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド

クラスF - a c c 投資証券

クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券

(注1) サブ・ファンドには上記以外の投資証券も存在するが、日本で販売されていないため、以下、「投資証券」というときは、上記の投資証券を指すものとする。

(注2) クラス「F」投資証券は、(i) UBS(ユーピーエス・スイス・エイ・ジー(その支店またはその関連会社、承継者もしくは譲受人を含む。)以下同じ。)と書面で投資一任契約を締結した投資家および(ii) UBSが運用するファンドに提供される。クラス「F」投資証券について、販売会社は任命されない。クラス「F」投資証券は、(i) UBSとの投資一任契約書の条件に従う投資家、または(ii) UBSが運用するファンドに保有されなくなった場合に、その時点で適用される純資産価格で強制的に買い戻されることがある。

名称に「- a c c」を含むクラスの投資証券は、本投資法人が別途定める場合を除き、収益の分配を行わない。

グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンドのクラスF - a c c 投資証券を「クラスF - a c c 投資証券」ということがある。

(注3) 名称の一部に「ヘッジ」を含む、サブ・ファンドの会計通貨以外の通貨建てのクラス投資証券については、ヘッジ取引を行う。「ヘッジ」クラス投資証券に関して、サブ・ファンドの純資産価額を、他の通貨建てのクラス投資証券の純資産価額に対してヘッジするために、外貨為替取引および通貨先渡取引を行われ、サブ・ファンドの会計通貨で評価される。ヘッジの金額は、外貨建てのクラス投資証券の純資産価額の95%から105%の間となるよう定められている。しかし、ポートフォリオのヘッジ対象部分の時価ならびに会計通貨建てではない投資証券の購入および買戻しの変動により、為替ヘッジ取引が一時に上記の制限を超える場合がある。為替マネージャーは、ヘッジを上記の制限内に戻すために必要なあらゆる必要な措置を講じる。

グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンドのクラスF - a c c 円ヘッジ投資証券を「クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券」ということがある。

本投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

#### (3)【発行(売出)数(日本国内募集分)】

グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド

当初募集期間

クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券：1,000万口を上限とする。

継続募集期間

クラスF - a c c 投資証券：1,000万口を上限とする。

クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券：1,000万口を上限とする。

( 4 ) 【発行（売出）価額の総額】

上限見込額は以下のとおりである。

グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド

当初募集期間

クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券：1,000億円を上限とする。

継続募集期間

クラスF - a c c 投資証券：10億米ドル（約1,154億円）を上限とする。

クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券：1,000億円を上限とする。

(注1) 上限見込額は、便宜上、当初申込価格（クラスF - a c c 投資証券については100米ドル、クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券については10,000円）に1,000万口をそれぞれ乗じて算出した金額である。

(注2) 米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2022年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=115.44円）による。

(注3) 本投資法人は、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、各サブ・ファンドの投資証券は米ドルまたは円建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨または円貨をもって行う。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してまたは切り捨てて記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

( 5 ) 【発行（売出）価格】

当初募集期間

クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券：1口当たり10,000円

継続募集期間

各申込日の翌ファンド営業日（以下に定義する。）に計算される投資証券1口当たりの純資産価格

(注) 発行価格は、下記（10）記載の申込取扱場所に照会することができる。

( 6 ) 【申込手数料】

なし

( 7 ) 【申込単位】

原則として1口以上0.001口単位。また金額単位の申込みも受け付けるが、かかる申込みについては、日本における販売会社（以下に定義する。）が定める。詳細については後記「（10）申込取扱場所」に照会のこと。

( 8 ) 【申込期間】

当初募集期間

クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券

2022年4月18日（月曜日）から2022年5月12日（木曜日）まで

継続募集期間

クラスF - a c c 投資証券

2022年4月18日（月曜日）から2023年4月28日（金曜日）まで

クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券

2022年5月13日（金曜日）から2023年4月28日（金曜日）まで

原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社（以下に定義する。）の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（すなわち、銀行が1日を通して通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引

所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、後記「(12) 払込取扱場所」に記載されるファンド払込日までに管理事務代行会社への払込みができる場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。

(注) 申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出する事により更新される。

(9) 【申込証拠金】

なし

(10) 【申込取扱場所】

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社  
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
丸の内永楽ビルディング  
電話番号 03-5293-3100  
ホームページ・アドレス <https://www.ubs-sumitrust.com>

(以下「UBS SuMi TRUST」または「日本における販売会社」という。)

(注) 上記販売会社の本支店において申込みの取扱いを行う。

(11) 【払込期日】

当初募集期間

クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券

投資者は、2022年5月18日（水曜日）までに申込金額を日本における販売会社に支払うものとする。

継続募集期間

投資者は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日（以下「約定日」という。）から起算して日本での4営業日目までに申込金額を日本における販売会社に支払うものとする（日本における販売会社が投資者との間で別途取り決める場合を除く。）。

(12) 【払込取扱場所】

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社  
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
丸の内永楽ビルディング

各申込日の発行価格の総額は、申込日から起算してルクセンブルグにおける2営業日以内（以下「ファンド払込日」という。）に日本における販売会社によって管理事務代行会社であるノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSEのファンド口座に各投資証券の基準通貨で払い込まれる。

(13) 【引受け等の概要】

日本における販売会社は、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）との間のファンドの日本における投資証券の販売および買戻しに関する2022年3月17日付契約に基づき投資証券の募集を行う。

日本における販売会社は直接または他の販売・買戻し取扱会社（以下、販売会社と併せて「販売取扱会社」という。）を通じて間接に受けた投資証券の買戻請求をファンドへ取り次ぐ。

(注) 販売取扱会社とは、販売会社と投資証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資主からの投資証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資主からの申込金額の受け入れまたは投資主に対する買戻代金の支払い等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および(または)取次登録金融機関をいう。

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)はUBS SuMi TRUSTを日本におけるファンドの代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資証券の発行者と契約を締結し、1口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を販売会社および他の販売取扱会社に送付する等の業務を行う協会員をいう。

#### (14) 【手取金の使途】

「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針」記載の有価証券の取得。

#### (15) 【その他】

##### 申込みの方法

申込証拠金はない。

投資証券の申込みを行う投資主は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資主に交付し、投資主は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

申込金額は、原則として円貨で支払われるものとし、各投資証券の基準通貨と円貨との換算は裁量により販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。各投資証券の基準通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

##### 日本以外の地域における発行

本募集に並行して、ヨーロッパを中心とした海外(アメリカ合衆国を除く。)でアメリカ合衆国国民および同国居住者以外の者に対して投資証券の販売が行われる。

**第2【外国新投資口予約権証券】**

該当事項なし。

**第3【外国投資法人債券(短期外債を除く。)】**

該当事項なし。

**第4【短期外債】**

該当事項なし。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【外国投資法人の概況】

##### (1)【主要な経営指標等の推移】

ファンドおよびファンドのクラス F - a c c 投資証券は2022年3月10日に運用を開始し、クラス F - a c c 円ヘッジ投資証券は本書の日付現在未設定であり2022年5月13日に運用を開始するため、該当事項はない。

##### (2)【外国投資法人の目的及び基本的性格】

###### a. 外国投資法人の目的および基本的性格

投資法人（「本投資法人」）の名称	マルチ・マネージャー・アクセス (Multi Manager Access)		
法的形態	投資信託に関する2010年12月17日法（以下「2010年法」という。） パート の規定に従い設立された可変資本投資会社（SICAV）形態によるオープン・エンド型投資信託		
設立日	2006年3月30日		
ルクセンブルグ商業登記所登録番号	B 115445		
会計年度	8月1日から7月31日		
定時株主総会	本投資法人の登録された事業所において、毎年1月31日の12時00分に開催する。1月31日がルクセンブルグの営業日（ルクセンブルグの銀行が営業を行っている日の営業時間）でない場合は翌営業日に開催する。		
定款			
	当初公告	2006年4月14日	ルクセンブルグの官報（官報、企業・団体の部（Mémorial, Recueil des Sociétés et Associations）（以下「メモリアル」という。）および会社公告集（Recueil Electronique des Sociétés et Associations）の総称をいう。）で公告された。
管理会社	UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ UBS Fund Management (Luxembourg) S.A. ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL-1855、J.F.ケネディ通り 33A		

本投資法人は、UBSマルチ・マネージャー・アクセスとして2006年3月30日に法人化された、投資信託に関する2002年12月20日法パート に従う可変資本投資会社（SICAV）の法的形態によるオープン・エンド型投資ファンドである。ルクセンブルグ商業・法人登記所に登録番号 B 115445として登録されている。定款はメモリアルにおいて、2006年4月14日に公告され、閲覧に供するため商業・法人登記所に預けられている。修正版はすべて、「会社公告集（Recueil Electronique des Sociétés et Associations）（以下「RESA」という。）」という。に預託通知を掲載することで公告し、定時投資主総会で承認を受けた後、すべての投資主を法的に拘束する。

個々のサブ・ファンドの純資産は全体として本投資法人の純資産総額を構成し、常に本投資法人の株式資本に相当する。本投資法人の株式資本は全額払込済の無額面株式（以下「投資証券」という。）で構成される。本投資法人の設立および認可時の当初資本金は、300,000ユーロであった。

本投資法人の最低資本額は1,250,000ユーロであり、かかる最低資本額は監督機関が本投資法人を認可した日から6か月以内に達成しなければならない。

総会では投資主は、サブ・ファンドの投資証券価格の違いに関係なく、保有する投資口1口につき一票の議決権を有する。特定のサブ・ファンドに関する総会での議決に際して、当該サブ・ファンドの投資証券1口には一票の議決権が付与されている。

本投資法人は単独の法主体である。投資主に関して、各サブ・ファンドは他のサブ・ファンドと区別され、あるサブ・ファンドの資産は当該サブ・ファンドが負担する負債だけを相殺するために使用することができる。

取締役会は、新たなサブ・ファンドを設立する権限および／または既存サブ・ファンドを清算する権限に加え、これらのサブ・ファンドにおいて独自の特性を有する別の投資証券クラスを設定する権限を常時有する。販売目論見書は、新たなサブ・ファンドが設立される都度更新される。

本投資法人の存続期間および総資産額に制限はない。

本投資法人の事業年度は、7月31日に終了する。定時投資主総会は毎年1月31日の午前11時から、本投資法人の登記上の事務所において開催される。1月31日がルクセンブルグにおける営業日ではない場合、定時投資主総会は、翌営業日に開催される。

本投資法人の連結通貨はユーロである。

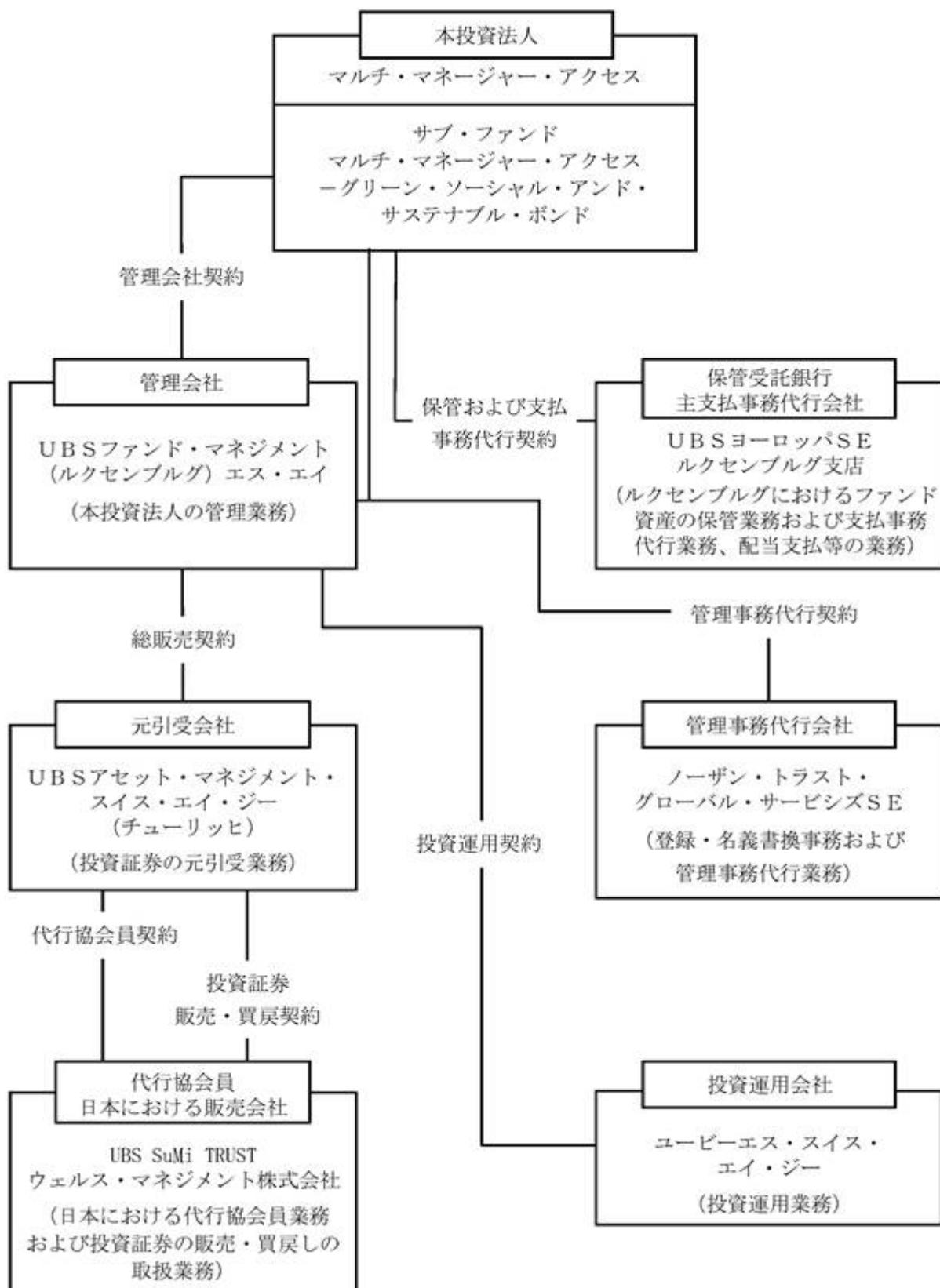
すべての投資者は、本投資法人の投資主名簿に投資者自身が自身の氏名で登録された場合に、投資者の権利（特に投資主総会に参加する権利）を直接本投資法人に対してのみ完全に行使できるという事実に、留意されたい。投資者が取次機関を通じて本投資法人に投資し、かかる取次機関が、投資者を代理してではあるが自身の名義で本投資法人に投資する場合、かかる投資者は、投資主の権利の一部を本投資法人に対して直接行使できないことがある。投資者は、自らの権利について助言を求めることが望まれる。

## b . 外国投資法人の特色

本投資法人の主な目的は、元本の保全および資産の流動性に十分に配慮しつつ、高い成長および／または安定的な収益を実現することである。

(3) 【外国投資法人の仕組み】

a. ファンドの仕組み



b. 本投資法人および関係法人の名称、運営上の役割および関係業務の内容

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
マルチ・マネージャー・アクセス (Multi Manager Access)	外国投資法人	2006年3月30日付で定款を締結。ファンド資産の運用、管理、投資証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
U B S ファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ (UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.)	管理会社	本投資法人との間で管理会社契約 (2017年7月31日効力発生) <sup>(注1)</sup> を締結。投資信託に関する法律に基づき、管理会社の職務および責任について規定している。
U B S ヨーロッパ S E ルクセンブルグ支店 (UBS Europe SE, Luxembourg Branch)	保管受託銀行 主支払事務代行会社	2016年10月13日付で本投資法人との間で保管および支払事務代行契約 <sup>(注2)</sup> を締結。ファンド資産の保管業務および支払事務について規定している。
ノーザン・トラスト・グローバル・サービス S E (Northern Trust Global Services SE)	管理事務代行会社	管理会社および本投資法人との間で管理事務代行契約(2017年10月1日効力発生) <sup>(注3)</sup> を締結。ファンドの登録事務・名義書換事務代行および投資証券の純資産価格の計算等の管理事務について規定している。
ユービーエス・スイス・エイ・ジー (UBS Switzerland AG)	投資運用会社	管理会社との間で投資運用契約(改訂済) <sup>(注4)</sup> を締結。グローバル・エクイティに関しての運用会社業務および投資顧問業務について規定している。
U B S アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ) (UBS Asset Management Switzerland AG, Zürich)	元引受会社	管理会社との間で総販売契約(2017年7月31日効力発生) <sup>(注5)</sup> を締結。投資証券の元引受業務について規定している。
UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2022年3月17日付で管理会社との間で代行協会員契約 <sup>(注6)</sup> を締結。日本における代行協会員業務について規定している。2022年3月17日付で管理会社との間で投資証券販売・買戻契約 <sup>(注7)</sup> を締結。投資証券の販売および買戻しについて規定している。

(注1) 管理会社契約とは、本投資法人により任命され、ルクセンブルグの法律に従い管理会社として行為し、本投資法人に対し、ポートフォリオの管理、管理事務代行ならびに登録・名義書換代行業務を行う他、当該契約に詳述される業務を提供することを約する契約である。

(注2) 保管および支払事務代行契約とは、定款の規定に基づき、本投資法人によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行ならびに主支払事務代行会社が、有価証券の保管、引渡し等ファンド資産の保管業務等および分配金支払い等を行うことを約する契約である。

(注3) 管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が、純資産価格計算、投資証券の発行、買戻し業務等を行うことを約する契約である。

(注4) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約である。サブ・ファンドの投資アプローチは、ポートフォリオ・マネージャーの選択に基づくものである。ポートフォリオ・マネージャーの選定は、デュー・ディリジェンスを通じて行われる。各ポートフォリオ・マネージャーは、販売目論見書に記載される各サブ・ファンドの適格ポートフォリオ・マネージャーとして選定されている。常に適格ポートフォリオ・マネージャーが選定されるとは限らない。

(注5) 総販売契約とは、管理会社によって任命された元引受会社が、投資証券の元引受業務を行うことを約する契約である。

(注6) 代行協会員契約とは、ファンドのために元引受会社によって任命された日本における代行協会員が投資証券に関する目論見書の配布、投資証券1口当たりの純資産価格の公表等を行うことを約する契約をいう。

(注7) 投資証券販売・買戻契約とは、投資証券の日本における募集の目的で投資証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約をいう。

#### (4) 【外国投資法人の機構】

##### 統治に関する事項

本投資法人は、3名以上のメンバー（本投資法人の投資主である必要はない。）で構成される取締役会によって運営される。取締役は、6年間を上限とする任期で選任される。取締役は、投資主総会において投資主によって選任されるものとし、投資主は、さらに、取締役の人数、その報酬および任期を決定するものとする。

取締役は、本人または代理人が出席した投資主の投資証券の議決権の過半数により選任される。

取締役は、投資主総会において採択された決議によって、理由の有無を問わず、いつでも、解任されるか、または交代させられる可能性がある。

取締役の役職が空席となった場合、残りの取締役は、一時的にかかる空席を埋めるものとし、投資主は、次の総会においてかかる任命に関する最終決定を下すものとする。

取締役会は、そのメンバーの中から議長を1名選定するものとし、また、そのメンバーの中から1名以上の副議長を選定することができるものとする。また、取締役会は、取締役会会議および投資主総会の議事録を作成し、保管する秘書役（取締役である必要はない。）を1名選定することができる。取締役会は、議長またはいずれか2名の取締役の請求があった場合、会議の通知に記載されている場所において会議を開催するものとする。

議長は、取締役会会議および投資主総会において議長を務めるものとする。かかる議長が欠席する場合は、投資主または取締役会のメンバーは、過半数の投票により、他の取締役、または投資主総会の場合は他の者がかかる会議において議長を務めることを決定するものとする。膠着状態に陥った場合は、議長が決定票を投じるものとする。

取締役会は、本投資法人が本投資法人の運営および管理のために必要とみなす従業員（ゼネラル・マネージャーおよびアシスタント・ゼネラル・マネージャーならびにその他の役員を含む。）を任命することができる。取締役会は、いつでも、かかる任命を取り消すことができる。従業員は、本投資法人の取締役または投資主である必要はない。本基本定款によって別途規定されている場合を除き、役員は取締役会によって付与された権利および義務を有するものとする。

取締役会開催の書面による招集通知は、かかる開催の指定された日の少なくとも24時間前までにすべての取締役に送付されなければならないものとする。ただし、緊急事態の場合は除くものとし、かかる場合は、かかる事態の性質が会議の通知に記載されなければならない。かかる通知は、テレグラム、テレックス、テレファックスまたはその他の類似の通信手段による書面の同意をもって放棄することができる。取締役会によって採択された決議に指定されている日時及び場所において開催される会議については、別途通知を送付する必要はないものとする。

取締役は、テレグラム、テレックス、テレファックスまたはその他の類似の通信手段により書面で他の取締役を自身の代理人として任命することによって会議に参加することができる。取締役は、自身の複数の同僚の代理を務めることができる。

取締役は、会議に参加しているすべての者が互いの声を聴くことができる会議電話または類似の通信手段によって取締役会会議に参加することができるものとし、かかる手段による会議への参加は、かかる会議への本人による出席とみなされるものとする。

取締役は、適式に招集された取締役会会議においてのみ行為することができる。取締役は、取締役会の決議によって特別に授権された場合を除き、取締役個人の署名によって本投資法人を拘束してはならない。

取締役会は、取締役の少なくとも過半数または取締役会が決定した取締役のその他の人数（本人または代理人）が出席した場合においてのみ、有効に審議または行為することができる。

取締役会の決議は、会議の議長によって署名された議事録に記録されるものとする。司法手続きまたはその他において作成されるかかる議事録の抜粋の写しは、会議の議長または2名の取締役によって有効に署名されるものとする。

決議は、本人または代理人が出席した取締役の過半数の投票によって採択される。

すべての取締役によって承認および署名された書面による決議は、取締役会会議において投票された決議と同等の効力を有するものとする。各取締役は、テレグラム、テレックス、テレファックスまたはその他の類似の通信手段により書面でかかる決議を承認するものとする。かかる承認は、書面で確認されるものとし、また、すべての文書は、かかる決定がなされたことを証明する記録の形態でなければならない。

取締役会は、定款において決定されている投資方針に従って、本投資法人の目的の範囲内で、すべての処分および管理を行う最も広範囲な権限を付与されている。

法律または定款によって投資主総会に明示的に留保されていないすべての権限は、取締役会の権限とする。

#### 運用体制

本投資法人の取締役会は、ファンドの投資方針のすべてに責任を持つ。

管理会社は、投資運用会社と投資運用契約を締結し、当該契約により投資運用会社は、ファンドの資産の運用に責任を負う。

#### ( 5 ) 【外国投資法人の出資総額】

ファンドおよびファンドのクラス F - a c c 投資証券は2022年3月10日に運用を開始し、クラス F - a c c 円ヘッジ投資証券は本書の日付現在未設定であり2022年5月13日に運用を開始するため、該当事項はない。

#### ( 6 ) 【主要な投資主の状況】

1993年4月5日付ルクセンブルグ法第41条により課されるルクセンブルグ銀行機密規定（改訂済）により、当該サブ・ファンドの主要な投資主に関する情報は公開できない。

## 2 【投資方針】

### ( 1 ) 【投資方針】

#### 投資目的

本投資法人の主な目的は、元本の保全および資産の流動性に十分に配慮しつつ、高い成長および／または安定的な収益を実現することである。

#### サブ・ファンドの投資方針

##### 一般

各サブ・ファンドの投資方針は、本項および下記「各サブ・ファンドに固有の投資方針」の項に記載されている。各サブ・ファンドは、下記「各サブ・ファンドに固有の投資方針」の関連する項目に記載されるその他の制限に従い、さらに、下記「( 4 ) 投資制限」に記載される投資制限に従う。

投資者は、個々のサブ・ファンドおよび／またはクラスの基準通貨が（それらが異なる場合）、それぞれのサブ・ファンドまたはクラスの純資産価額を算出する通貨のみを指し、かかるサブ・ファンドの投資が行われる通貨ではないことに留意すべきである。投資は、サブ・ファンドのパフォーマンスに最も資する通貨で行われる。各サブ・ファンドは、投資に用いるいずれの通貨においても、流動性資産を補助的に保有することができる。

各サブ・ファンドは先進国および新興市場国の双方に投資することができる。このような投資に伴うリスクは「3　投資リスク」の項に記載されている。

#### ESGインテグレーション

投資運用会社は、重大なサステナビリティおよび／または環境上の、社会的な、かつ企業のガバナンスとしての要因をリサーチおよび投資のプロセスに統合することをESGインテグレーションと定義している。ESGインテグレーションは、特定の倫理的な原則または規範に左右されるのではなく、投資リターンに影響を及ぼしかねない重大なESGリスクを考慮することにより行われる。重大なサステナビリティ／ESG問題の分析には、様々な側面（カーボン・フットプリント、従業員の健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等）の多数の異なる側面が含まれることがある。

#### 金融派生商品の利用

サブ・ファンドは、ヘッジもしくはポートフォリオの効率的運用を目的として、または下記「各サブ・ファンドに固有の投資方針」の関連する項目に記載される投資戦略の一環として、金融派生商品を利用する権限を有する。下記「各サブ・ファンドに固有の投資方針」の関連する項目に別段の記載がない限り、金融派生商品を利用するサブ・ファンドは、その利用目的をヘッジおよび／または効率的なポートフォリオ運用に限定し、かつ下記「証券金融取引およびトータル・リターン・スワップのエクスポージャー」および「( 4 ) 投資制限」で定められる制限内で利用する。投資者は、金融派生商品に関して考慮すべき特別リスクについて下記のリスク要因を参照すべきである。サブ・ファンドは、店頭取引の相手を当該取引を専門とする金融機関に限定する。

本投資法人の年次報告書には、該当する報告期間内に金融派生商品を締結しているサブ・ファンドに関して、以下の詳細が含まれる。

- ・金融派生商品を通じた原資産に対するエクスポージャー
- ・これらの金融派生商品の取引相手方の身元
- ・取引相手方に対するリスクのエクspoージャーを低減するために受領する担保の種類および金額

## レポ契約 / リバース・レポ契約および証券貸付契約ならびに店頭取引(OTC)の金融派生商品取引および効率的なポートフォリオ運用の技法のための担保の運用

サブ・ファンドは、2010年法の条件および制限に従い、CSSFにより定められる要件に従う効率的なポートフォリオ運用のために、CSSFの要件に従い、かつ「(4)投資制限」の「2.金融派生商品およびポートフォリオの効率的運用技法の利用」に詳述される通り、レポ契約、リバース・レポ契約および／もしくは証券貸付契約を採用することができる。このような取引がデリバティブの利用に関連する場合、期間および制限が2010年法の規定を遵守しなければならない。技法は下記の「証券金融取引およびトータル・リターン・スワップのエクスポージャー」の項に記載される通り継続ベースで利用されるが、市況に応じて証券貸付取引のエクスポージャーの停止または低減を隨時決定することができる。このような技法の利用は投資者の最大の利益に従い行われなければならない。

レポ契約とは、一方の当事者が、ある証券を相手方当事者に対して売却すると同時に、当該証券を指定された将来の日に、当該証券の表面利率とは無関係の市場金利を反映した指定価格で買い戻す取り決めを行う取引である。リバース・レポ契約とは、サブ・ファンドが、ある証券を相手方当事者から購入すると同時に、当該証券を合意された日にかかる価格で、相手方当事者に売却することを約束する取引である。証券貸付契約とは、「ローン」の対象である証券の権原を「貸主」から「借主」に移転し、借主が将来の日に貸主に「これに相当する証券」を交付することに合意する契約である。

一般的に、以下の要件がレポ契約 / リバース・レポ契約および証券貸付契約に適用される。

- ( ) レポ契約 / リバース・レポ契約または証券貸付契約の取引相手方が、OECDの法域に基本的に所在する、法人格を有する事業体である。取引相手方は、信用査定に従う。取引相手方が、ESMAにより登録され、かつ監督を受ける機関から信用格付を付与されている場合、かかる格付を信用査定において考慮する。ある信用格付機関が、取引相手方の信用格付を（ムーディーズによる）A2またはそれを下回る格付（もしくはこれに相当する格付）に引き下げる場合、かかる取引相手方に関する新たな信用査定を遅延なく実施する。
- ( ) 本投資法人が、いつでも、貸付された証券をリコールできるか、または締結した証券貸付契約を終了できなければならない。
- ( ) 本投資法人がリバース・レポ契約を締結する場合、本投資法人が、発生ベースまたは時価評価ベースのいずれかにより、現金全額（リコールの実施時までに発生する利息を含む。）のリコールまたはリバース・レポ契約の終了をいつでも行えることを徹底しなければならない。現金のリコールをいつでも時価評価ベースで行える場合、該当するサブ・ファンドの純資産価額の算出のために、リバース・レポ契約の時価評価額を利用しなければならない。7日以内の固定期間のリバース・レポ契約は、本投資法人がいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなすべきである。
- ( ) 本投資法人がレポ契約を締結する場合、本投資法人が、レポ契約に従い証券をリコールするか、または締結済のレポ契約の終了をいつでも行えることを徹底させなければならない。7日以内の固定期間のレポ契約は、本投資法人がいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなされるべきである。
- ( ) レポ契約 / リバース・レポ契約または証券貸付契約が、UCITS指令の目的上の借入または貸付を構成するものではない。
- ( ) 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じるすべての収益（直接および間接の運営コスト／費用控除後）が、該当するサブ・ファンドに返却される。
- ( ) 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じる直接および間接の運営コスト／費用のうち、該当するサブ・ファンドに配分される収益から控除される可能性があるものが、帳簿外収益を含んではならない。このような直接および間接の運営コスト／費用は、本投資法人の年次報告書

または半期報告書に記載される事業体に対して支払われ、かかる報告書において、各報酬の金額、および当該事業体が管理会社または保管受託銀行と関連があるかを示すものとする。

一般的に、トータル・リターン・スワップには以下の点が適用される。

- ( ) トータル・リターン・スワップにより取得される純リターンの100%（直接的および間接的な運営コスト／手数料を控除後）がサブ・ファンドに返却される。
- ( ) トータル・リターン・スワップに関連して発生するすべての直接的および間接的な運営コスト／手数料がファンドの年次および半期報告書に記載される事業者に支払われる。
- ( ) トータル・リターン・スワップに関連して手数料を分担する取決めは締結されていない。

本投資法人およびそのサブ・ファンドはいかなる状況下であってもこれらの取引のためにその投資方針を逸脱してはならない。同様に、これらの技法の利用により該当するサブ・ファンドのリスク水準を当初のリスク水準（これらの技法を利用しない場合の水準）から大幅に上昇させてはならない。本投資法人は、自身または任命を受けた自身のサービス提供者がこれらの技法の利用を通じて発生するリスク、特に相手方当事者リスクを、リスク管理手続きの一環として監視および管理することを徹底する。本投資法人、管理会社、投資運用会社および保管受託銀行の関連会社との取引から生じる潜在的な利益相反の監視は、主として契約およびこれに伴う手続きの継続的な検証を通じて実行される。

本投資法人に証券貸付業務を提供するサービス提供者は、その業務の対価として市場標準に沿った報酬を受領する権利を有する。これらの報酬の金額は該当する場合、年次ベースで検証および適用される。現在、アームス・レンジスに交渉される証券貸付取引において受領する総収益の60%が該当するサブ・ファンドに貸方計上され、総収益の40%が証券貸付代理人として行為するU B S ヨーロッパS E ルクセンブルグ支店および証券貸付業務を提供するユービーエス・スイス・エイ・ジーにより経費／手数料として受領される。証券貸付取引を行うためのすべての経費／手数料は、総収益に占める証券貸付代理人の取り分から支払われる。ここには証券貸付業務により発生するすべての直接的および間接的な経費／手数料が含まれる。U B S ヨーロッパS E ルクセンブルグ支店およびユービーエス・スイス・エイ・ジーはU B S グループの一員である。

本投資法人がEPM技法において担保として受領することができる商品は、「（4）投資制限」の第2項、2.26に記載される。効率的なポートフォリオ運用の技法に関するさらに詳細な情報については、「3 投資リスク a. リスク要因」の「EPM技法の利用に関連するリスク」を参照のこと。

### 担保の運用

本投資法人が店頭取引を実行する場合、本投資法人は店頭取引相手の信用力に関連するリスクを負うことがある。本投資法人が先物契約およびオプション取引を行うかまたはその他の派生技法を利用する場合、本投資法人は店頭取引相手が特定または複数の契約に基づくその債務を履行しないことがある（または履行することができない）リスクを負うことがある。取引相手リスクは、担保を預託することにより軽減することができる。

担保は流動性の高い通貨、流動性の高い株式および高格付の政府債のような流動資産の形で提供される場合がある。本投資法人は、（客観的かつ適切な評価を行った後）適切な期間内に換金ができるとされる金融商品のみを、担保として認める。本投資法人または本投資法人が選任するサービス提供会社は、最低一日一回、担保の評価額を精査しなければならない。本投資法人は、当該担保に関連するリスクを適切に考慮するために、要求される担保価値を引き上げるべきか、またはかかる評価額を慎重に算定される適切な金額に減額（元本減免 - ヘアカット）すべきかを判断する。担保の評価額の変動が大きいほど、引き下げ額は大きくなる。減額幅は株式が最大である。担保として預託される有価証券は、本投資法人に代わり保管受託銀行が保有し、本投資法人はかかる証券の売却、投資または担保権設定を行うことはできない。

本投資法人は、譲渡された担保を主に地理的分散、複数市場間での分散、集中リスクの分散により適切に分散することを徹底する。担保として保有され、かつ単一発行体が発行する証券および短期金融商品が、各サブ・ファンドの純資産価額の20%を超えない場合、十分に分散されているとみなされる。

本投資法人は、上記の項の免除条項を受け、かつCSSF指令14 / 592により施行されたETFおよびその他のUCITS銘柄に関するESMAガイドライン2014 / 937（随時修正済）の改正後の第43条（e）（以下「ESMAガイドライン」という。）に従い、EU加盟国、その一もしくは複数の現地当局、第三国または一もしくは複数のEU加盟国が属する公的国際機関が発行または保証する様々な譲渡性のある証券および短期金融商品により完全に担保されることができる。この場合、本投資法人は必ず、少なくとも6つの異なる銘柄の証券を受領しなければならないが、一銘柄の証券が各サブ・ファンドの純資産価額の30%を超えてはならない。

本投資法人の取締役会は、上記の免除条項を利用し、米国、日本、英国、ドイツおよびスイスの各サブ・ファンドの純資産価額の50%を上限として、EU加盟国、その一もしくは複数の現地当局、第三国または一もしくは複数のEU加盟国が属する公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品による担保を受領する旨を決定した。

#### EPM技法の利用

サブ・ファンドは「（4）投資制限」に記載される制限内でEPM技法（（リバース・）レポ契約または証券貸付取引等）を利用するなどを認められている。投資者はEPM技法に適用される特定のリスク要因について「3 投資リスク a. リスク要因」を参照すべきである。

本投資法人が効率的なポートフォリオ運用において担保として受領することができる商品は、利用可能な範囲において「（4）投資制限」の2.24項に定められている。

#### 投資対象UCIの費用

サブ・ファンドは、「（4）投資制限」に記載される制限内で他のUCIに投資することができる。このような他のUCIの投資家として、サブ・ファンドの投資主が支払う手数料、費用、経費に加え、各投資主は、運用、投資管理、管理、その他の費用など、投資対象UCIの手数料、費用、経費の一部も間接的に負担することになる。投資法人の年次報告書には、サブ・ファンドに関して、サブ・ファンドならびにサブ・ファンドが投資するUCITSおよび／または他のUCIの両方に対して課される管理手数料の最大割合が記載される。

#### リスク管理

コミットメント・アプローチおよびバリュー・アット・リスク・アプローチに従うリスク管理は適用法令の規定に従い適用される。

#### レバレッジ

レバレッジは、適用あるESMAガイドラインおよびCSSF指令11 / 512に従い、各サブ・ファンドが利用する派生商品の「想定元本の総額」として確定される。この定義により、ヘッジ目的で利用される可能性がある派生商品を加えて算定する場合があり、レバレッジ額が人為的に高くなることがある。そのため、この算定結果は、投資者が負担する実際のレバレッジ・リスクを必ずしも正確には反映していない。

レバレッジがかけられる場合の予測レバレッジは、過去のデータに基づき、想定元本の総額と各サブ・ファンドの純資産価額との比率として以下の表に示されている。募集開始前のサブ・ファンドについては、予測レバレッジは、標準的ポートフォリオか、または類似するサブ・ファンドの投資に基

づいて算定される。一定の状況下では、すべてのサブ・ファンドについてレバレッジ額がより大きくなることがある。

サブ・ファンド	グローバル・リスク計算法
グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド	コミットメント・アプローチ

#### 証券金融取引およびトータル・リターン・スワップのエクスポージャー

サブ・ファンドのトータル・リターン・スワップ、レポ契約／リバース・レポ契約および証券貸付取引のエクスポージャー（いずれの場合も、純資産価額に対する割合）は、以下のとおりである。

サブ・ファンド	トータル・リターン・スワップ		レポ契約		リバース・レポ契約		証券貸付取引	
	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値
グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド	0 % ~ 25%	25%	0 %	0 %	0 %	0 %	10% ~ 20%	40%

#### **各サブ・ファンドに固有の投資方針**

各サブ・ファンドの投資方針および戦略は、以下の通りであり、下記「(4)投資制限」に記載される投資制限に常に従っている。疑義を避けるために付言すると、各サブ・ファンドは以下の制限に従うことを条件に、下記の資産クラスのエクスポージャーを取ることができる。

- ( ) 資産担保証券：該当するサブ・ファンドの純資産の最大10%
- ( ) モーゲージ・バック証券：該当するサブ・ファンドの純資産の最大10%
- ( ) 偶発転換債券：該当するサブ・ファンドの純資産の最大10%
- ( ) 破綻証券：該当するサブ・ファンドの純資産の最大10%

#### マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド

サブ・ファンドは、環境および社会的特性を推進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示規則に関する欧州連合(EU)規則2019 / 2088第8条第1項に従い分類される。

アクティブ運用されるサブ・ファンドの投資目的は、気候変動の影響の緩和、不平等の是正、基本的生活必需品へのアクセスとその質の向上など、環境、社会および／または持続可能性に直接役立つプロジェクトに充当する資金用途が明確に指定されている債券に主として投資することにより、長期的な元本成長を追求することである。この投資方針が達成される保証はない。また、サブ・ファンドは、その資産の30%を上限としてハイ・イールド債券に、50%を上限としてエマージング債に投資することができる。

サブ・ファンドは、その資産の70%以上をグリーン・ソーシャル・サステナビリティ（以下「GSS」という。）債に投資することにより、その投資目的を達成することを目指す。GSS債は、その発行手取金（または同等額）が、GSS債を検証する業界基準を満たす新規および／または既存の適格な環境および／または社会プロジェクト／活動の一部または全部の資金調達または再調達にのみ使用される、あらゆるタイプの債券である。

サブ・ファンドは、その資産の30%を上限として、特定の環境、社会または持続可能性プロジェクトに関連しない債券に投資することができる。この部分について、ポートフォリオ・マネージャーは、以下の一つまたは複数の特性に適合する債券に投資することを目指す。

- ( a ) サステナビリティ連動債など持続可能性（サステナビリティ）と強く結びついた債券
- ( b ) 気候変動連動債

( c ) 科学的根拠に基づく目標イニシアチブ ( SBTi ) 基準を満たす債券

( d ) 高いESG信用度を持つ従来型債券 ( 国連の持続可能開発目標に関連付けられるものを含む。 )

( e ) 気候問題解決プロバイダに融資する従来型債券

投資プロセスの一部として、投資運用会社は各証券の発行体の環境、社会およびガバナンス（「ESG」）の特性を検討し、力強いESGの慣行を有しており、その活動が環境および／または社会的課題に積極的に貢献すると考える企業または発行体への投資に努める。

サブ・ファンドはリサーチおよび投資意思決定を通じて、重大な悪影響を及ぼす社会リスクおよび環境リスクの存在が明らかになる商品の製造または事業活動を行っている企業およびセクターを除外する。サブ・ファンドはタバコ、風俗産業ならびにギャンブルから相当な利益を得ている企業に直接的に投資しない。さらに、サブ・ファンドの専門ポートフォリオは非人道的兵器および軍事兵器に関わっている企業のエクスポートを取得しないものとする。

サブ・ファンドは、ESGリスクが高い発行体、または、火力発電もしくは原子力発電などの議論を呼ぶ事業活動に携わる発行体に投資することがあるが、そのようなリスクに対処するための発行体の枠組みもしくは方針、またはサステナビリティボンドを通じて調達した資金が持続可能ではない活動からの移行に寄与するかどうかについてポートフォリオ・マネージャーの評価を受けることが条件となる。

サブ・ファンドは、参照ベンチマーク指数であるICEグリーン、ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド・カスタマイズドUSDhインデックスに対するパフォーマンスを参照する。専用ポートフォリオでサブ・ファンドが保有する投資対象の70%以上は、参照ベンチマーク・インデックスの構成銘柄とする。ICMA のガイドラインおよび原則に基づき、環境、社会および／または持続可能性に直接的に貢献するプロジェクトにのみ資金を充当することが明確に指定されている、適格なグリーン、社会、持続可能な目的のために発行された債券（グリーン／ソーシャル／サステナビリティボンド）の米ドルおよびユーロ建ての市場の指標を投資家に提供するものである。参照ベンチマーク指数の算出に使用された方法は、ベンチマーク指数プロバイダーのウェブサイト（[www.theice.com](http://www.theice.com)）で閲覧可能である。

投資戦略は、サブ・ファンドのデュレーション、セクターおよび国のエクスポートを参照ベンチマーク指数から乖離する程度に対して限定的な制限を設けている。投資戦略は、基準ベンチマーク指数に対する債券投資のウェイトを制限していないため、サブ・ファンドのポートフォリオ構成は参照ベンチマーク指数から大きく乖離する可能性がある。ポートフォリオ・マネージャーは、特定の投資機会を活用するため、その裁量で参照ベンチマーク指数に含まれない債券投資対象に投資することができる。そのため、市場の変動が大きい時期には、サブ・ファンドのパフォーマンスが参照ベンチマーク指数から大きく乖離する可能性がある。

専用ポートフォリオについて、連結ベースで投資制限を適用する。ポートフォリオ・マネージャーは、ヘッジおよび／または効率的なポートフォリオ運用を目的として、デリバティブを使用することもある。

サブ・ファンドは、流動性の目的で短期金融商品、現金または現金等価物を保有することができる。

サブ・ファンドは、UCITSまたはその他のUCIの受益証券または投資証券にその純資産の10%を超えて投資しない。

さらに、規則(EU)2020/852（以下「タクソノミー規則」という。）に基づき、SFDR第8第1項に従い環境的な特性を推進していると分類される金融商品は、2022年1月1日付で当該方針ならびにその投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかに関する説明に関して追加的な情報開示を行わなければならない。ただし、必要とされる実施法がなく、特に十分に定義された計算方法と必要な分類学関連データが存在しないため、サブ・ファンドは2022年1月1日現在、義務付けられている情報開

示を行うことができない。管理会社は、この状況を継続的に確認する。「大きな害を与えない」という原則は、金融商品の基礎となる投資で、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮したものにのみ適用される。この金融商品の残りの部分の実質的な投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEUの基準を考慮していない。

#### （2）【投資対象】

上記「（1）投資方針」を参照のこと。

#### （3）【分配方針】

各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資主総会は、本投資法人の取締役会の提案に従い、かつ各サブ・ファンドの年次決算後に、各サブ・ファンドまたは投資証券クラスが分配金を支払うか否か、またどの程度の特別分配金を支払うかを決定する。分配金の支払いの結果として、本投資法人の純資産が法律に定める最低資産額を下回ってはならない。分配を行う場合、会計年度が終了してから4か月以内に支払いを行うものとする。

取締役会は、中間配当を支払う権限および分配金の支払いを中止する権限を有する。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金および割当金に対する権利は失効し、関係するサブ・ファンドまたはその投資証券クラスに返還されるものとする。当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスが既に清算している場合、分配金および割当金は本投資法人の残存するサブ・ファンドまたは関係するサブ・ファンドの残存する投資証券クラスにそれぞれの純資産に応じて計上される。投資主総会は本投資法人の取締役会の提案に従い、正味投資収入およびキャピタル・ゲインの割当ての一部として無償投資証券の発行を決定することができる。収入調整金は分配金と実際に収入を受け取る権利が一致するように算出される。

投資証券の券面が発行されている場合、分配金はクーポンの提出により支払われる。本投資法人が支払い方法を決定する。

#### （4）【投資制限】

本投資法人およびサブ・ファンドは、以下の投資制限に従う。サブ・ファンドの資産の運用は、以下の投資制限の範囲で行われる。

サブ・ファンドには、本書の関連部分に記載された投資制限が追加される可能性がある。

##### 1. 投資対象および投資制限

###### 1.1 本投資法人の投資対象は以下のとおり。

- ( a ) EU加盟国の証券取引所に正式に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品
- ( b ) 他の規制を受ける市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融商品
- ( c ) 証券取引所に正式に上場されているか、または西欧、東欧、アジア、オセアニア、アメリカ大陸もしくはアフリカのいずれかの別の国の規制を受ける市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融商品
- ( d ) 新規発行の譲渡性のある証券および短期金融商品。ただし、( i ) 発行条件に、上記 ( a )、( b ) および ( c ) に記載される証券取引所または規制を受ける市場への正式な上場許可申請を行う旨が盛り込まれていること、ならびに ( ) かかる許可が発行から一年以内に下りることを条件とする。
- ( e ) EU加盟国に所在しているか否かを問わず、UCITS指令第1条(2)a)およびb)が定義するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券。ただし、( i ) かかるその他のUCIが、EU法に規定されるものと同等であるとルクセンブルグの監督当局がみなす監督に服する旨および当局との間の協力が十分に保証される旨を定める法律に基づき認可されていること、( ) かかるその他のUCIの受益者の保護水準がUCITSの受益者に提供されるものと同等であ

ること。特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券と短期金融商品の空売りに関する規則がUCITS指令の要件と同等であること、( )かかるその他のUCIの業務が、報告期間中の資産と負債、収益および事業運営についての評価を行えるように半期報告書および年次報告書で報告されること、( )取得が完了しているUCITSまたはその他のUCIの純資産の10%を超えて、そのファンドの規則または設立文書に従い、他のUCITSまたはその他のUCIの受益証券に投資しないことを条件とする。

( f ) 要求払いができまたは引出権があり、かつ期間が12か月までの金融機関への預金。ただし、金融機関の登記上の事務所がEU加盟国にあること、またはEU非加盟国に金融機関の登記上の事務所がある場合はCSSFがEU法に基づくものと同等とみなす健全性の規則に服していることを条件とする。

( g ) 上記( a )、( b )および( c )に記載される規制を受ける市場で取引されている金融派生商品（同様の現金決済商品を含む。）および/または店頭派生商品。ただし、( i )裏付け商品が、本書に記載される自らの投資目的に基づいてサブ・ファンドが投資することができる本1.1に挙げる商品、金融指数、金利、外国為替相場または通貨であること、( )店頭派生商品の取引相手が、一流の金融機関であること、および( )店頭派生商品が、日々行われる信頼できる検証可能な評価の対象であり、本投資法人の戦略に基づき公正価値でいつでも相殺取引により売却、清算または手仕舞いできることを条件とする。

( h ) 規制を受ける市場で取引される短期金融商品以外の短期金融商品。ただし、その発行または発行体自身が投資家および貯蓄の保護のための規制が適用されている場合に限り、また、かかる商品が、( i ) EU加盟国の中央、地域、地方の機関もしくは中央銀行、欧洲中央銀行、欧洲連合もしくは欧洲投資銀行、EU非加盟国、もしくは連邦国家の場合に連邦の加盟国、もしくは一国もしくは複数国のEU加盟国が属する公的国際機関が発行もしくは保証していること、または( )上記( a )、( b )もしくは( c )に記載した取引所に上場されているもしくは規制を受ける市場で有価証券が取引されている事業体が発行していること、または( )EU法に定められる基準に基づく健全性の監督に服する機関、もしくはEU法に定められるものと少なくとも同程度に厳格であるとCSSFがみなす健全性の規則に服しこれを遵守している機関が発行もしくは保証していること、または( )CSSFが承認したカテゴリーに属するその他の発行体が発行していること。ただし、かかる商品への投資には上記の第1文、第2文および第3文に定めるものと同等の投資家保護規則が適用され、発行体が、( A )1,000万ユーロ以上の資本金および準備金を有し、かつ、指令78 / 660 / EECに従い年次決算書を作成および公表する法人であるか、( B )一社以上の上場企業を擁する、グループ内の資金調達を担当する法人であるか、または( C )銀行の流動性枠から利益を得る証券化ビルケルの資金調達を担当する法人であることを条件とする。

1.2 ただし、各サブ・ファンドは、( a )純資産の10%を上限として上記1.1に記載されるもの以外の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資すること、ならびに( b )付随的に流動性のある資産を保有することができる。

## リスク分散

- 1.3 本投資法人は、リスク分散原則に従い、サブ・ファンドの純資産の10%を超えて单一かつ同一の発行体の譲渡性のある証券または短期金融商品に投資してはならない。純資産の5%を超えて投資する各発行体の譲渡性のある証券および短期金融商品の総価値が、関連サブ・ファンドの純資産額の40%を超えてはならない。当該制限は、健全性の監督に服する金融機関への預金および同機関との店頭派生商品の取引には適用されない。
- 1.4 本投資法人は、サブ・ファンドの純資産の20%を超えて同一機関への預金に投資してはならない。

- 1.5 店頭派生商品およびEPM技法取引におけるサブ・ファンドの取引相手に関するリスク・エクスポートジャヤーが、(a)取引相手が上記1.1(f)に記載される金融機関である場合にサブ・ファンドの純資産の10%を、(b)その他の場合にサブ・ファンドの純資産の5%を超えてはならない。
- 1.6 サブ・ファンドは、上記1.3、1.4および1.5に定める個々の制限にかかわらず、サブ・ファンドの純資産の20%を超える(a)単一機関により発行される譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、(b)単一機関への預金、および/または(c)単一機関との間で行われる店頭派生商品の取引から生じるエクスポートジャヤーを累計してはならない。
- 1.7 上記1.3に定める10%の上限は、EU加盟国に登記上の事務所を有し、法律により当該国において債券保有者を保護するために策定される公的監督に服する金融機関が発行する特定の債券の場合、25%に引き上げられる。特に、かかる債券の発行に起因する資金は、法律に従い、債券の存続期間を通じてその発行から発生する金銭債務を十分にカバーし、かつ発行体が債務不履行に陥った場合に元利金の支払いを優先的に割り当てられる資産に投資するものとする。さらに、サブ・ファンドが单一かつ同一の発行体の債券に純資産の5%を超えて投資する場合、当該投資の総額が、当該サブ・ファンドの純資産の80%を超えてはならない。
- 1.8 上記1.3に定める10%の上限は、EU加盟国もしくはその地方機関、他のOECD加盟国、または一か国以上のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品の場合、35%に引き上げられる。
- 1.9 上記1.7および1.8に定める特別規則に該当する譲渡性のある証券および短期金融商品は、上記1.3に記載されるリスク分散の40%の上限を計算する際には計算に入れない。
- 1.10 上記1.3ないし1.8に定める制限を累計できないため、同一発行体が発行する譲渡性のある証券もしくは短期金融商品または当該機関への預金もしくは派生商品への投資は、いかなる場合も合計でサブ・ファンドの純資産の35%を超えることはない。
- 1.11 指令83/349/EECまたは国際的に認められる会計基準に基づいて定められる連結財務諸表の目的上同じ企業グループに含まれる企業は、上記1.3ないし下記1.12に記載する上限を計算する目的において、同一の発行体とみなされる。
- 1.12 サブ・ファンドは、累計してその純資産の20%を上限として、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することができる。

#### 認められる例外

- 1.13 下記1.24に定める制限に反することなく、上記1.3ないし1.12に定める制限は、本書に従い、該当するサブ・ファンドの投資目的および投資方針がCSSFにより認められる一定の株式または債券の指数への連動を目的としている場合に、同一機関が発行する株式および/または債券への投資の場合に最大20%まで引き上げることができる。ただし、(a)指数の構成が十分に分散され、(b)指数がその参照する市場の適正ベンチマークを示し、(c)指数が適切に公開されていることを条件とする。  
上記の20%の上限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制を受ける市場での例外的な市況により正当化される場合、単一機関に限り35%まで引き上げができる。

#### UCITSおよび/またはその他のUCIへの投資

- 1.14 サブ・ファンドは、上記1.1(e)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができる。ただし、単一のUCITSまたはその他のUCIの受益証券への投資がサブ・ファンドの純資産の20%を超えてはならない。UCITSまたはその他のUCIが複数の(2010年法第181条の意味における)コンパートメントを有し、かつ一コンパートメントの資産を当該コンパートメ

ントに関連する投資家の権利ならびに当該コンパートメントの設定、運用および償還に関連して生じた請求権を有する債権者の権利を満たすためにのみ使用することができる場合、各コンパートメントは上記の上限を適用する目的において個別の発行体とみなされる。

- 1.15 UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計してサブ・ファンドの純資産の30%を超えてはならない。
- 1.16 サブ・ファンドがUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得する場合、かかるUCITSまたはその他のUCIの資産を上記1.3ないし1.12に定める制限のために累計する必要はない。
- 1.17 サブ・ファンドが、直接にまたは代理人により、同一の管理会社により、もしくは共通の管理もしくは支配によりもしくは直接もしくは間接の実質的保有（議決権もしくは株式資本の10%以上とみなされる。）により管理会社と連結しているその他の会社により運用される他のUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券に投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、サブ・ファンドによるかかるUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料、転換手数料または買戻手数料を課してはならない。
- 1.18 サブ・ファンドが、直接にまたは代理人により、同一の管理会社により、もしくは共通の管理もしくは支配によりもしくは直接もしくは間接の実質的保有（議決権もしくは株式資本の10%以上とみなされる。）により管理会社と連結しているその他の会社により運用されていない他のUCITSおよび／またはその他のUCIに、自らの資産の大部分を投資する場合、サブ・ファンドとサブ・ファンドの投資先である他のUCITSおよび／またはその他のUCIの両方に課される運用報酬の上限を、販売目論見書の関連部分に開示する。
- 1.19 本投資法人の年次報告書に、各サブ・ファンドならびにサブ・ファンドとサブ・ファンドの投資対象であるUCITSおよび／またはその他のUCIの両方に課される運用報酬の上限比率を記載する。

#### 制限、複数のコンパートメントを有するUCITSおよびその他のUCI

- 1.20 本投資法人は、本投資法人の支配の及ばない理由または引受権の行使により本（4）に記載する制限を超える場合、投資主の最善の利益を考慮した上で売却取引において所定の期間内にこれらのポジションを低減することを優先しなければならない。
- 1.21 新たに設定されるサブ・ファンドは、リスク分散投資の原則を引き続き遵守することを条件として、当初設定日から6か月間は上記1.3ないし1.17に記載した制限に従わなくてもよい。
- 1.22 UCITSおよびその他のUCIが複数のコンパートメントを有し、かつ、一コンパートメントの資産を当該コンパートメントに関連する投資家の権利ならびに当該コンパートメントの設定、運用および償還に関連して生じる請求権を有する債権者の権利を満たすためにのみ使用することができる場合、各コンパートメントは、上記1.3ないし1.12、1.13および1.14ないし1.19に記載する制限を適用する目的において個別の発行体とみなされる。

#### 投資上の禁止事項

- 1.23 本投資法人は、以下の行為を行ってはならない。
  - (a) 本投資法人が、発行体の経営に重大な影響を及ぼすことが可能になる議決権付株式を取得すること。
  - (b) (i) 単一かつ同一発行体の議決権のない投資証券の10%以上、( ) 単一かつ同一発行体が発行する債務証券の10%、( ) 単一かつ同一発行体が発行する短期金融商品の10%、または( ) 単一かつ同一のUCITSおよび／もしくはその他のUCIの受益証券の25%を超えて取得すること。後3者について、債務証券もしくは短期金融商品の総額または発行済有価証券の純額を取得時に決定することが不可能である場合、かかる制限を取得時に遵守する必要はない。2010年法第48条第3項に従い、EU加盟国もしくはその地方機関もしくは他のOECD加盟国が発行もし

くは保証するか、または一か国以上のEU加盟国が加盟している公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品は、上記の制限を免除される。

- ( c ) 上記1.1( e )( g )および( h )に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品およびその他の適格投資対象の空売り。
- ( d ) 貴金属またはそれに関連する証書の取得。
- ( e ) 不動産への投資およびコモディティまたはコモディティ契約の購入または販売。
- ( f ) 特定のサブ・ファンドのための借入れ。ただし、( i )為替ヘッジ取引の不足額をカバーするためまたは投資主からの買戻請求の資金を得るためのバック・ツー・バック・ローンによる借入れ、( )一時的かつ当該サブ・ファンドの純資産額の10%を超えない借入れを除く。
- ( g ) 第三者のための貸付または保証人となること。全額払込済でない上記1.1( e )( g )および( h )に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品およびその他の適格投資対象の購入は、本制限の対象には入らない。

#### サブ・ファンド間の投資

1.24 サブ・ファンド（以下「投資元のサブ・ファンド」という。）は、一または複数の他のサブ・ファンドに投資することができる。投資元のサブ・ファンドによる他のサブ・ファンド（以下「投資先のサブ・ファンド」という。）の投資証券の取得には、以下の条件が適用される。

- ( a ) 投資先のサブ・ファンドは、投資元のサブ・ファンドに投資してはならない。
- ( b ) 投資先のサブ・ファンドは、自らの純資産の10%以上を上記1.1( e )に記載されるUCITS（他のサブ・ファンドを含む。）またはその他のUCIに投資してはならない。
- ( c ) 投資先のサブ・ファンドの投資証券に付帯する議決権を投資元のサブ・ファンドが投資している間は停止する。
- ( d ) 投資元のサブ・ファンドが保有する投資先のサブ・ファンドの投資証券の価額が、125万ユーロの最低資本要件の遵守を査定する目的において考慮されない。

## 2. 金融派生商品およびポートフォリオの効率的運用技法の利用

## 金融派生商品およびEPM技法

- 2.1 本投資法人は、(i) 常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク特性全体への寄与度の監視および測定を可能とするリスク管理プロセス、ならびに( )店頭派生商品の価値を正確にかつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。
  - 2.2 サブ・ファンドは、金融派生商品に関する自らのグローバル・エクスポージャーが自らのポートフォリオの純資産総額を超えないようとする。
  - 2.3 エクスポージャーは、原資産の時価、取引相手方のリスク、将来の市場変動およびポジションを清算するために利用可能な時間を考慮した上で算出される。これは、以下の各項にも適用される。
  - 2.4 サブ・ファンドは、その投資方針の一部として金融派生商品に投資することができる。ただし、原資産に対するそのエクスポージャーが、総額で上記1.3ないし1.12に定める投資上限額を超えてはならない。サブ・ファンドは、いかなる状況でも、その運用により本書に定めるその投資目的を逸脱するものではない。サブ・ファンドが指數ベースの金融派生商品に投資する場合、当該商品を上記1.3ないし1.12に定める上限の目的において累計しなくてもよい。
  - 2.5 譲渡性のある証券または短期金融商品が派生商品を組み入れている場合、本書に定める要件を遵守する際に派生商品を考慮しなければならない。
  - 2.6 本投資法人の年次報告書に、関連報告期間に金融派生商品取引を行う各サブ・ファンドについて、(a) 金融派生商品を通じて得られる投資対象の資産に対するエクspoージャー、(b) 当該金融派生商品の取引相手の身元、(c) 取引相手方リスクに対するエクspoージャーを軽減するために受領した担保の種類および金額に関する詳細を記載する。
  - 2.7 サブ・ファンドは、以下の条件に従いEPM技法を利用することを認められる。
    - (a) 費用効率の高い方法で換金されるという点において経済的に適切である。
    - (b) 以下のうちの一または複数の明確な目的のために行われる。
      - (i) リスクの低減
      - ( ) コストの削減
      - ( ) 本投資法人のリスク特性および本「(4) 投資制限」に記載するリスク分散ルールに一致するリスク水準で行われる本投資法人のための追加的な元本の調達または収益の獲得
  - 2.8 上記2.7に従いサブ・ファンドが利用するEPM技法には、証券貸付、レポ契約およびリバース・レポ契約が含まれる。レポ契約取引とは先渡取引であり、サブ・ファンドが満期時に売却した資産を買い戻す義務を負い、買主(取引相手)が当該取引で受領した資産を返却する義務を負う。リバース・レポ契約取引とは先渡取引であり、売主(取引相手)が満期時に売却した資産を買い戻す義務を負い、関連サブ・ファンドが当該取引で受領した資産を返却する義務を負う。
  - 2.9 EPM技法により、
    - (a) 該当するサブ・ファンドの投資目的を変更しない。
    - (b) サブ・ファンドの元々のリスク方針と比較して多大な追加リスクを上乗せしない。
  - 2.10 サブ・ファンドによるEPM技法の利用は以下の条件に従う。
    - (a) サブ・ファンドは、証券貸付契約を締結する場合、貸し付けた有価証券をいつでも回収または証券貸付契約をいつでも終了できなければならない。
    - (b) サブ・ファンドは、リバース・レポ契約を締結する場合、現金全額をいつでも回収または発生ベースもしくは時価ベースでリバース・レポ契約をいつでも終了できなければならない。時価ベースで現金をいつでも回収できる場合、リバース・レポ契約の時価を関連サブ・ファンドの純資産価額の計算に使用しなければならない。

( c ) サブ・ファンドは、レポ契約を締結する場合、レポ契約の対象である有価証券をいつでも回収または締結したレポ契約をいつでも終了できなければならない。

2.11 7日以内の短期のレポ契約およびリバース・レポ契約は、サブ・ファンドが資産をいつでも回収できることを条件とする仕組みとみなされるべきである。

2.12 管理会社は、関連するサブ・ファンドに発生した収益から控除される、EPM技法から生じる直接および間接的な運用経費／手数料に関する方針を定める。

2.13 以下の情報を本投資法人の年次報告書に開示する。

( a ) EPM技法を通じて取得する各サブ・ファンドのエクスポートジャー

( b ) 当該EPM技法の取引相手の身元

( c ) 取引相手方リスクを低減するためにサブ・ファンドが取得する担保の種類および金額

( d ) 報告期間全体に関するEPM技法から生じる収益ならびに負担した直接的および間接的な運用費用および手数料

( e ) 発行体から受領する担保がサブ・ファンドの純資産総額の20%を上回る場合には、その発行体の身元

( f ) サブ・ファンドがEU加盟国が発行または保証する証券により完全な担保を付されているか否か

2.14 店頭派生商品およびEPM技法から生じる取引相手方リスクは、取引相手が欧州連合またはCSSFが欧州連合におけるものと同等の監督規制があるとみなす国に居住地を有する金融機関である場合、サブ・ファンドの資産の10%を超えてはならない。これ以外の場合、当該上限を5%とする。

#### 店頭派生商品およびEPM技法のための担保に関する方針

2.15 取引相手に対するサブ・ファンドの取引相手方リスクは、当該取引相手とのすべての店頭派生商品およびEPM技法による取引の時価の正の値に相当する。ただし、以下を条件とする。

( a ) 法的に執行可能なネットティング契約が存在する場合には、当該取引相手との間の店頭派生商品およびEPM技法による取引から生じるリスク・エクスポートジャーを相殺することができる。

( b ) サブ・ファンドのために担保が設定され、かかる担保が下記2.16に定める基準を常に遵守する場合には、かかるサブ・ファンドの取引相手方リスクをかかる担保の価額分減額する。サブ・ファンドは、上記2.14に定める取引相手方リスクの遵守を監視するために担保を利用する。したがって、必要な担保の水準は、サブ・ファンドが单一かつ同一の取引相手と実行する店頭派生商品およびEPM技法による取引の範囲および程度による。

2.16 取引相手方リスクに対するエクスポートジャーを低減するために利用されるすべての担保は、以下の基準を常に遵守する。

( a ) 流動性 - 事前評価に近い価格で迅速に売却可能であることを徹底するために、現金以外で受領する担保の流動性が極めて高く、規制を受ける市場または透明性の高い値付けを行う多国間取引ファシリティで取引されなければならない。受領する担保は上記1.24( b )の規定も遵守する。

( b ) 評価 - 受領する担保は、少なくとも毎日評価され、適当に保守的なヘアカットが整備されない限り、価格変動性が高い資産を担保として受領しない。

( c ) 発行体の信用力 - 受領する担保の信用力が高くなければならない。

( d ) 相関関係 - サブ・ファンドが受領する担保は、取引相手から独立した立場にある事業体により発行されなければならず、かかる取引相手の業績と高い相関性を示すことは予想されない。

( e ) 担保の分散（資産集中） - 担保を国、市場および発行体で十分に分散しなければならない。サブ・ファンドが店頭派生商品およびEPM技法による取引の相手方から、ある発行体のエクスポートジャー上限をその純資産価額の20%として担保のバスケットとして受領する場合、発行体の集中に関する十分な分散基準を遵守しているものとみなされる。サブ・ファンドが様々な取引相

手のエクスポージャーを有する場合、一発行体への20%のエクスポージャーの上限を計算するために、様々な担保のバスケットを合算しなければならない。この例外として、サブ・ファンドが、少なくとも6つの別々の発行体から証券を受領し、かつ単一の発行体がサブ・ファンドの純資産総額の30%を超えないことを条件に、サブ・ファンドは、EU加盟国、もしくは複数のEU加盟国の地方機関、OECD加盟国またはもしくは複数のEU加盟国が属する公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券および短期金融商品により担保を付すことができる。

(f) オペレーション・リスクおよび法務リスク等の担保の運用に関連するリスクをリスク管理プロセスにより把握、管理および軽減しなければならない。

(g) 本投資法人は、取引相手に關係なくまたは取引相手の承認を得ることなく、受領する担保をいつでもサブ・ファンドの勘定で完全に執行できなければならない。

#### 2.17 サブ・ファンドは、以下の資産のみを担保として受領する。

(a) 流動資産。流動資産には、現金および短期銀行証書だけでなく、UCITS指令が定める短期金融商品も含まれる。取引相手に關係していない一流の金融機関により発行される信用状または請求払保証は、流動資産と同等であるとみなされる。

(b) OECD加盟国、その地方公共団体またはEU、地域もしくは世界規模の国際機関および事業により発行または保証される債券。

(c) 日次の純資産価額の計算を行い、かつAAAまたはこれに相当する格付を付与されている、短期金融市場のUCIが発行する投資証券または受益証券。

(d) 主として下記(e)および(f)が定める債券／株式に投資するUCITSが発行する投資証券または受益証券。

(e) 十分な流動性を有する、一流の発行体が発行または保証する債券。

(f) EU加盟国の規制を受ける市場またはOECD加盟国の証券取引所において上場または取引されている株式。ただし、かかる株式が主要なインデックスに含まれることを条件とする。

#### 2.18 上記2.16の目的のため、サブ・ファンドがEPM技法の利用において受領するすべての資産を担保とみなすべきである。

#### 2.19 サブ・ファンドが受領する現金以外の担保の売却、再投資または質権の設定を行ってはならない。

#### 2.20 受領した現金担保の利用は、以下のものであることを要する。

(a) 預託。

(b) 信用力の高い国債への投資。

(c) リバース・レポ取引の目的での利用。ただし、当該取引が健全性の監督に服する金融機関との間で行われ、サブ・ファンドがいつでも発生ベースで現金全額を回収できる場合に限られる。

(d) 欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関するガイドラインに定められる短期マネー・マーケット・ファンドへの投資。

#### 2.21 上記2.16に基づく現金以外の担保に適用される分散要件に従い、再投資される現金担保を分散しなければならない。

#### 2.22 すべてのサブ・ファンドが自らの資産の30%以上の担保を受領する場合、管理会社は指令14/592に従い、正常および例外的な流動性状況において担保に付随する流動性リスクを評価するための通常のストレステストを必ず行うための適切なストレステストの方針を定める。

#### 2.23 権原譲渡契約に基づいてサブ・ファンドのために設定する担保は、保管受託銀行またはその取引先もしくは副保管受託人が保有しなければならない。担保権契約(質権設定等)に基づきサブ・ファンドのために設定される担保は、健全性の監督に服し、かつ担保提供者と無関係の第三者である保管受託人が保有することができる。

#### 2.24 管理会社は、担保として受領する資産クラスに関するヘアカットの方針を有する。

2.25 本投資法人の取締役会は、店頭派生商品取引からの担保として以下の資産クラスおよび管轄地の

商品を承認し、これらの投資に以下のヘアカットを適用することを決定している。

資産クラス	最低ヘアカット率 (市場価格からの減額率)
固定および変動利付き商品	
スイス・フラン、ユーロ、英ポンド、米ドル、日本円、カナダ・ドル およびオーストラリア・ドル建ての流動性のある資金	0 %
オーストラリア、オーストリア、ベルギー、デンマーク、ドイツ、フ ランス、日本、ノルウェー、スウェーデン、英国および米国のいずれ か一つの国が発行し、かつ、かかる発行国の格付がA格以上の短期金 融商品（残存期間1年以内）	1 %
上記と同等の基準を満たし、かつ平均的な残存期間（1年から5年） の商品	3 %
上記と同等の基準を満たし、かつ残存期間が長期（5年から10年）の 商品	4 %
上記と同等の基準を満たし、かつ残存期間が超長期（10年超）の商品	5 %
残存期間が10年以内の米国のインフレ連動債	7 %
米国財務証券のストリップ債およびゼロ・クーポン債（残存期間を問 わない。）	8 %
残存期間が10年超の米国のインフレ連動債	10%

2.26 本投資法人の取締役会は、効率的なポートフォリオ運用の技法の使用において本投資法人が担保

として受領する可能性のある以下の商品一覧を承認し、また、これらの商品に対して以下のヘア  
カットを適用することを決定した。

資産クラス	最低ヘアカット率 (市場価格からの減額率)
<b>固定利付証券</b>  OECD加盟国によりまたはその地方機関によりまたはEU、地域および世界的規模の国際的機関および組織／事業により発行または保証された有価証券  格付けされていないスイス国立銀行の銀行手形  A-1/P-1以上の格付けを有するコマーシャルペーパー <sup>*</sup>  BBB- (ムーディーズ) 又はBaa3 (S&P) 以上の格付けを実際に長期的に保っている固定利付証券 <sup>*</sup>  政府／州が保証していない債務証券は、一銘柄につき最大20%に制限される。	0 %
株式 (担保は、UBSの株式または債務証書で構成されなければならない)  集中上限は、売買高(90営業日の期間の平均日次売買高)の3倍	8 % (発行された国を問わない。)

以下の国／指数の資本は、容認できる担保として認められる。	関連指数
オーストラリア	AS30, ASX
オーストリア	ATX
ベルギー	BEL20
カナダ	SPTSX60
デンマーク	C20
フィンランド	OMX Helsinki 25
フランス	CAC40
ドイツ	DAX, HDAX
アイルランド	ISEQ20
イタリア	FTSE / MIB
日本	NIKKEI225
ルクセンブルグ	LUXX
オランダ	AEX
ニュージーランド	NZX50
ノルウェー	OBX
ポルトガル	PSI20

スペイン	IBEX35
スウェーデン	OMXS30
スイス	SPI
英国	FTSE100
米国	DJI, S&P500

\* 上記の表における「格付」は、S&Pが使用する格付の基準を意味する。S&P、ムーディーズおよびフィッチによる格付は、それぞれに対応する基準で使用される。これらの格付機関がある発行体に付与する格付が一致しない場合、一番低い格付を適用する。

2.27 本投資法人が効率的なポートフォリオ運用の技法および／または店頭派生商品取引において受領する可能性がある、上記2.17( c )、( d )、( e )および( f )に記載される資産に適用されるヘアカットは、各々のケースに応じて50%から97%の範囲の料率で、本投資法人により決定される。

### 3 【投資リスク】

#### a . リスク要因

投資予定者は、いずれのサブ・ファンドも、その資産価値が大きく変動する可能性がある点に留意する必要がある。本投資法人および管理会社のいずれも、投資主が自身の投資によって損失を被らないことを保証していない。本投資法人および各サブ・ファンドは、特に、以下のリスクを負う（サブ・ファンドがその他のUCIまたはUCITS（もしくはそのサブ・ファンド）に投資する場合、本項目において言及されるサブ・ファンドは、かかる投資先のUCI、UCITSまたはそのサブ・ファンドも意味する場合があり、これらを通じてサブ・ファンドが負担するリスクを含むことがある。）。

#### 全般的経済情勢

全般的な経済情勢は、金利の水準および変動性、ならびに株式市場および金利に敏感な証券の市場双方の流動性に影響を与え、あらゆる投資活動の成否にも影響する。本投資法人が直接または間接的に投資ポジションを有する市場の予想外の変動または流動性の欠如等の、一定の市況下において、本投資法人がその投資目的を達成する能力が損なわれる、および／または損失を被ることがある。

#### 流動性リスク

サブ・ファンドは、流動性の低下により売却することが困難であることが後に判明する証券に投資することがある。これは当該証券の市場価格に、そして結果として当該サブ・ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす可能性がある。当該証券の流動性の低下は、発行体の信用格付の格下げまたは効率的な市場の欠如などの異例または異常な経済または市場の事由によって生じることがある。極端な市況においては、自発的な買主がほとんどないことがあり、希望するタイミングまたは価格で投資対象を売却できないことがあります。そのようなサブ・ファンドは投資対象を売却するためにより低い価格に同意しなければならないか、または投資対象を一切売却できないことがある。特定の証券またはその他の商品の取引が関連する取引所または政府機関もしくは規制機関により停止または制限されることがあります。結果として当該サブ・ファンドが損失を被る可能性がある。ポートフォリオのポジションを売却できないことが当該サブ・ファンドの価値に悪影響を及ぼすか、または当該サブ・ファンドのその他の投資機会の利用を妨げる可能性がある。買戻請求に応じるために当該サブ・ファンドが不利な時期に、および／または不利な条件で投資対象の売却を強いられることがある。

#### 名義人に関する取決め

本投資法人は、すべての投資者に対し、投資主名簿に投資者が自身の氏名で登録された場合にのみ直接本投資法人に対して投資者の権利（特に投資主総会に参加する権利）を完全に行使できるという点に注意を喚起する。投資者が取次機関を通じて本投資法人に投資し、かかる取次機関が投資者を代理して自身の名義で本投資法人に投資する場合、かかる投資者は投資主の権利の一部を本投資法人に対して直接行使できないことがある。投資者は、自らの権利について助言を受けることが望まれる。

#### 金融派生商品の利用

金融派生商品は、その評価が主に裏付となる資産の価格ならびに価格変動および価格予想から得られる金融契約である。金融派生商品への投資には一般的な市場リスク、運用リスク、信用リスクおよび流動性リスクを伴う。

ただし、上記リスクの性質は、金融派生商品の特性により別の種類となることがあります。時に、原商品への投資に伴うリスクに比べてよりリスクが高くなることもある。

そのため、金融派生商品の利用には原商品についての理解のみならず、金融派生商品自体についてのより深い知識を求められる。

証券取引所で売買される金融派生商品の不履行リスクは、市場で売買される各金融派生商品の取引相手として行為する清算代理人が決済保証を行うため、一般的に、公開市場で取引される金融派生商品に伴うリスクに比べて低い。上記の保証は、全体の債務不履行のリスクを軽減するために清算代理人が維持する日払制度に支えられ、かかる制度でカバーを義務付ける資産を算出する。公開市場の店頭で取引される金融派生商品の場合は、清算代理人による類似の保証がないため、本投資法人は、潜在的な債務不履行リスクを評価する際、各取引相手の信用力を考慮しなければならない。

一部の金融派生商品は売買が難しいため、流動性リスクも存在する。派生商品取引の規模が特に大きい場合、または関係する市場の流動性が低い場合（公開市場の店頭で取引される金融派生商品の場合等）、一部の場合に、取引を常に完全に執行できるわけではなく、追加コストの発生によってしかポジションを清算できないことがある。

金融派生商品の利用に伴うその他のリスクとしては、金融派生商品の価格の評価または決定の不正確さがある。金融派生商品が原資産、金利、または指数と完全に連動しない可能性もある。金融派生商品は複雑で、主観的に評価される場合が多く、不適切な評価により取引相手の現金要求額が大きくなり、本投資法人が損失を被ることもある。金融派生商品とその派生元である資産、金利または指数の価値の間に、直接的または並行的な相関性が存在するとは限らない。したがって、本投資法人による金融派生商品の利用が本投資法人の投資目的を達成するための有効な手段であるとは限らず、時として逆効果になる場合もある。

派生商品取引（信用デリバティブ等）は、第三者の破綻リスクに対するヘッジのために利用することができる。各当事者は、このようなヘッジを行うために、売り手が第三者のデフォルトに伴う買い手のリスクを保証する見返りとして買い手から継続的な保証料（プレミアム）を受領する、いわゆるクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）を締結することができる。このような保証は、指定される有価証券の受渡しまたは現金による支払いを通じて行うことができる。このような種類の派生商品取引は保険に似たもので、いずれのサブ・ファンドもCDSの売り手または買い手のどちらの立場においても締結することができる。サブ・ファンドは、（売り手の側からの）ヘッジまたは（買い手の側からの）投資という目的で信用デリバティブを利用できる。

## スワップ契約

サブ・ファンドは、投資方針により認められる場合に、各種の投資先の資産（通貨、金利、証券、集団投資スキームおよび指数を含む。）に関連してスワップ契約（トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引を含む。）を締結することができる。スワップとは、ある当事者が、他方の当事者から何か（例えば、特定の資産または資産のバスケットのパフォーマンス）と引き換えに、かかる他方の当事者に対して何か（例えば、合意された料率による支払い）を与えることに合意する契約である。サブ・ファンドは、例えば、金利の変動および為替相場の変動による影響を防ぐために、これらの技法を用いることができる。サブ・ファンドは証券指数または特定の証券価格のポジションをとるか、またはこれらの変動による影響を防ぐために、これらの技法を用いることもできる。

サブ・ファンドは、為替に関して為替スワップ契約を利用することができます、サブ・ファンドは、これらの契約において、変動為替レートにおける通貨を固定為替レートにおける通貨と交換するか、その逆の交換を行うことができる。サブ・ファンドは、これらの契約により保有している投資対象の通貨建てのエクスポージャーを管理することができる。サブ・ファンドのリターンは、これらの商品において、当事者間で合意済の固定為替レートによる金額に対する為替レートの変動に基づいている。

サブ・ファンドは、金利に関して金利スワップ契約を利用することができます、この契約において、サブ・ファンドは固定金利と変動金利を交換することができる（その逆の交換を行うこともできる。）。サブ・ファンドは、これらの契約により金利のエクスポージャーを管理することができる。サブ・ファンドのリターンは、これらの商品において、当事者間で合意済の固定金利に対する金利の変動に基づいている。サブ・ファンドは、キャップおよびフロアを利用することができる。これは、

金利のスワップ契約で、リターンが、当事者間で合意済の固定金利に対するプラス（キャップの場合）またはマイナス（フロアの場合）の金利変動のみに基づいている。

サブ・ファンドは、証券および証券指数に関してトータル・リターン・スワップ契約を利用することができる。サブ・ファンドは、トータル・リターン・スワップ契約において金利のキャッシュフローを株式もしくは固定債券商品または証券指数のリターンに基づくキャッシュフロー等と交換することができる。サブ・ファンドは、これらの契約において一定の証券または証券指数のエクスポージャーを管理することができる。サブ・ファンドのリターンは、これらの商品において、関連する証券または指数のリターンに対する金利の変動に基づいている。サブ・ファンドは、サブ・ファンドのリターンが、関連する証券の価格のボラティリティに対応しているスワップ（ボラティリティ・スワップといい、ある特定の商品のボラティリティを運動先とする先渡契約を指す。これは、純粋なボラティリティ商品で、投資家が、株式の価格による影響を控除した株式のボラティリティのみに基づく投資を行うことが出来る。）、またはバリアンス（ボラティリティの2乗）に対応しているスワップ（バリアンス・スワップといい、ボラティリティ・スワップの一種で、ボラティリティではなくバリアンスに対する直線的な相関関係により支払いを行うため、支払いがボラティリティよりも高い割合で上昇する。）を利用することもできる。

サブ・ファンドがトータル・リターン・スワップを締結する（または同じ特徴を有するその他の金融派生商品に投資する）場合、サブ・ファンドのために、OECDの法域に基本的に所在する、法人格を有する事業体であり、かつ信用査定に従う取引相手方との間でしか締結することができない。取引相手方がESMAにより登録され、かつ監督を受ける機関から信用格付を付与されている場合、かかる格付を信用査定において考慮する。ある信用格付機関が取引相手方の信用格付を（Moody'sによる）A2またはそれ未満の格付（もしくはこれに相当する格付）に引き下げる場合、かかる取引相手方に関する新たな信用査定を遅延なく実施する。

クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）とは、売り手と買い手との間で信用リスクを移転および転換するメカニズムを有する派生商品である。プロテクションの買い手は、プロテクションの売り手から、投資先の証券に関するデフォルトまたはその他の信用事由の結果として発生しうる損失のためのプロテクションを購入する。プロテクションの買い手は、かかるプロテクションのための保証料（プレミアム）を支払い、プロテクションの売り手は、CDS契約で定められる多数の具体的な信用事由のいずれか一つの発生時に生じる損失から、プロテクションの買い手を補償するための支払いを行うことに合意する。サブ・ファンドは、CDSの利用において、プロテクションの買い手もしくはプロテクションの売り手になるか、またはその双方となる場合がある。信用事由とは、クレジット・デリバティブの参照先である投資先の事業体の信用格付の悪化に関連する事由である。信用事由が発生すると、通常、取引のすべてまたは一部が終了し、プロテクションの売り手がプロテクションの買い手に対して支払いを行うことになる。信用事由には破産、不払、業務再編および債務不履行が含まれるが、これらに限られない。

## シンセティック・ショートセル

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの全体のパフォーマンスを向上させるため、スワップ、先物および先渡し等の現金決済派生商品の利用を通じてシンセティック・ショート・ポジションを利用することができる。シンセティック・ショート・ポジションは、ある証券の市場価格の下落を予測し、当該証券を自身が保有せずに借り入れて売却する取引の経済効果を複製する。サブ・ファンド自身が保有していない証券でこのようなシンセティック・ショート・ポジションを建てる場合、サブ・ファンドは、取引相手またはブローカー・ディーラーと派生商品に基づく取引を実施し、取引の結果として生じる損益の受領または支払いにより満期日までに取引を清算する。サブ・ファンドは、一定の証券のシンセティック・ショート・ポジションをとるために手数料の支払いを求められることがあり、かかる証券について受領する金額の支払いを義務付けられることが多い。各サブ・ファンドは、自己の

ショート・ポジションにより生じる債務の支払いに備え、十分な流動性のあるロング・ポジションを維持する。シンセティック・ショート・ポジションの対象となる証券の価格が、当該ポジションの取得日から清算日までの間に上昇する場合、サブ・ファンドは損失を被る。逆に、価格が下落すれば、サブ・ファンドは短期間で売却益を獲得する。上記の取引コストにより、利益が低下することも損失が拡大することもある。サブ・ファンドの利益はシンセティック・ショート・ポジション取得時の価格に限定されるが、潜在的損失は理論上無制限である。実際の損失を限定するために、通常ストップロス・ポリシーを採用するが、そうでない場合はロング・ポジションの清算により損失を補わなければならない。

### シンセティック・レバレッジ

サブ・ファンドのポートフォリオには、金融派生商品（店頭派生商品を含む。）の利用により（すなわち先物、オプションおよびスワップ市場での取引の結果等により）レバレッジがかかることがある。先物取引で要求される預託証拠金が少額で、現金ポジションの保有のコストが少額であるためにある程度のレバレッジがかかるため、投資者の利益または損失が過大評価されることがある。先物ポジションまたは原資産における比較的小さな価格変動が、サブ・ファンドにとって大きな損失になり、投資証券1口当たり純資産価格が同様に低下することがある。オプションの売り手は、当該オプションについて受領するプレミアムと、オプションの売り手がオプション行使時に購入または交付しなければならないオプションの裏付けとなる先物契約または証券の価格との間の差から生じる、損失リスクを負う。株式のシンセティック・ショート・ポジションをとるために差金決済取引およびスワップを利用することもできる。スワップの利用に伴うリスクは以下に詳述されている。

### スワップ取引相手の支払不能リスク

スワップ契約に関する預託証拠金は、プローカーが保有する。スワップ契約は、各当事者を他方当事者の支払不能から保護するための条項を盛り込んだ構成であるが、かかる条項が効果を発揮するとは限らない。このようなリスクは、スワップ契約の取引相手の選定を信頼できる相手方に限定することで、さらに軽減される。

### 上場取引商品およびスワップ契約の流動性の低下

本投資法人は、取引所において希望する価格で売買の注文を執行すること、または市況（日々の値幅制限の業務を含む。）を理由とするオープン・ポジションの清算を常に行えるわけではない。取引所での取引が停止または制限される場合、本投資法人は、ポートフォリオ・マネージャーが望ましいと判断する条件での取引の執行またはポジションの清算を行えないことがある。

スワップ契約は単一の取引相手との間の店頭契約であることから、流動性が低下することがある。スワップ契約を十分な流動性による換金によって清算することができるが、このような清算を行えるとは限らず、極端な市況の場合に本投資法人が多額の費用を負担することがある。

### スワップ取引を通じてポジションを取る能力

各サブ・ファンドの特定の投資方針で規定される範囲で、かかるサブ・ファンドがショート・ポジションを取るか、またはレバレッジを掛ける能力は、適切な取引相手と適切な条件でスワップ契約を締結できるか否かに左右される。例えば、法律もしくは規則の変更またはスワップの取引相手方の状況の変化等により、本投資法人がこのようなスワップ契約を締結できないことがある。

### 市場リスク

本投資法人の投資は、通常の市場変動ならびに持分証券および類似商品に固有のリスクの影響を受け、投資価値が上昇するという保証はない。投資証券の価格は上昇することも低下することもあり、

投資者が投資時の投資額を回収できないことがある。投資運用会社は、市場動向が本投資法人に与える影響を抑えるよう努めるが、このような戦略が成功するとの保証はない。

## 新興市場

各サブ・ファンドは、現地の証券取引所が、規制を受け、公認かつ公開の定期的に取引が行われる市場としての資格をまだ満たしていない国々に投資することがある。

投資予定者は、このようなサブ・ファンドへの投資のリスク水準が高くなる点に留意すべきである。新興市場の証券市場および経済は、一般的に変動性が高い。一部の新興市場への投資が、政治動向ならびに／または現地の法律、税金および為替管理の変更により、マイナスの影響を受けることもある。

一部の新興市場では、継続的な民営化プロセスの結果として、どの所有権の条件が一定の企業に適用されるかをはっきりと認識することが難しい。新興市場は、発展の初期段階にあり、收用、国有化ならびに社会面、政治面および経済面が不安定になるリスクが増大することがある。

以下は、新興市場への投資に伴う一般的なリスクの概要である。

- 偽造証券

監督システムが未整備であるため、サブ・ファンドが購入する証券が偽造される可能性がある。したがって、損失を被ることがある。

- 非流動性

証券の売買が、先進国市場で行う場合よりもコストと期間を要し、一般に難しいことがある。流動性の低下により価格の変動性が上昇することもある。多くの新興市場は小規模で取引高が低いため、流動性の低下と価格の変動に見舞われる。

- ボラティリティ

新興市場への投資は、パフォーマンスの変動性が高くなる。

- 通貨の変動

サブ・ファンドの投資対象国の通貨が、その通貨への投資後に、当該サブ・ファンドの基準通貨よりも大きく変動する可能性がある。このような変動がサブ・ファンドの収益に大きく影響することがある。新興市場国のすべての通貨に対し通貨リスクのヘッジ技法を適用することはできない。

- 通貨流出の制限

新興市場が通貨の流出を制限または一時的に停止する可能性を排除できない。その結果、サブ・ファンドが投資資金を遅延なく引き出せないことがある。サブ・ファンドは、買戻請求に対する影響を最小化するために多数の市場に投資する。

- 決済および保管リスク

新興市場国の決済および保管システムは先進市場のシステムほど整備されていない。基準がそれほど高くなく、監督機関の経験も浅い。したがって、決済が遅延し、流動性や証券に不利益を及ぼすことも考えられる。

- 売買の制限

新興市場が外国人投資家による売買に制限を設けることがある。そのため、外国人株主に許可される最大保有数を超過することを理由に、サブ・ファンドが一定の株式を入手できないことがある。さらに、外国人投資家による収益、資本および配当の受領に対して制限や政府による許可が条件となることもある。新興市場が外国人投資家による証券の売却を制限することもある。このような制限により、ある新興市場における証券の売却が制限される場合、サブ・ファンドは当局からの例外的な認可の取得または別の市場への投資により、かかる制限が及ぼす悪影響に対処するよう努める。サブ・ファンドは制限を認められる市場にのみ投資する。ただし、追加の制限を課されることを防ぐことはできない。

## - 会計

新興市場の企業に義務付けられる会計、監査および報告の基準、方法、慣行および開示は、内容、質および投資家への情報提供の期限という点で先進国市場と異なる。したがって、投資の選択に対する正確な評価が難しいことがある。

## サステナビリティ・リスク

「サステナビリティ・リスク」とは、発生した場合、実際にまたは潜在的に投資価値に重大な悪影響をもたらすおそれのある環境、社会またはガバナンスに関する事由または状況をいう。投資に伴うサステナビリティ・リスクが現実のものとなった場合には、投資価値の低下につながるおそれがある。

## 先渡外国為替契約

本投資法人は、先渡外国為替契約を締結することができる。先渡外国為替契約は、将来の指定された日における特定の通貨の売買を契約上拘束する義務である。先渡外国為替契約は、通貨を引き渡す量または時期が同一ではなく、取引所では取引されない。先渡外国為替契約はむしろ、個別に取り決める取引である。先渡外国為替契約は、銀行間市場として知られる取引システムを通じて実行される。銀行間市場は、特定の場所に所在する市場ではなく、むしろ、電子的にリンクする参加者のネットワークである。取引文書は、一般的に、テレックスまたはファクシミリによるメッセージの交換により構成される。銀行間市場には日々の値幅制限がなく、例外的な状況において、特定の銀行が先渡外国為替契約の値付けを拒絶していたり、銀行の売り値と買い値に非常に広いスプレッドが生じる価格を設定していた時期があった。先渡外国為替契約の取引は、規制機関による規制を受けず、取引所または決済機構により保証されていない。本投資法人は、取引相手がかかる契約を履行できないリスクまたはかかる契約の履行を拒否するリスクを負う。このような不履行により、潜在的利益が失われ、本投資法人が転売または買戻しの約定額（もしあれば）をその時点の時価で補うことを迫られる。このような事象の結果、多額の損失を招くことがある。

## 通貨オプション

本投資法人は、通貨オプションを取得することができる。通貨オプションの価値は、原通貨の価格が、オプションの存続期間中に行使（またはストライク）価格に対して有利に変動するか否かに大きく左右される。原通貨の取引に伴うリスクの多くが、店頭オプション取引にも当てはまる。この他、オプション購入者が最悪の場合にその投資額（購入者が支払ったプレミアム）すべてを失うリスクも含め、オプション取引に付随するリスクが多数存在する。

## 通貨エクスポージャー

投資証券は異なる通貨建てとなることがあり、投資証券の発行および買戻しは当該通貨で行われる。一方で、本投資法人の資産の一部を他の通貨建ての証券およびその他の投資対象に投資することができる。したがって、そのような投資資産の評価額が為替レートの変動により有利または不利な影響を受ける場合がある。本投資法人は外国為替リスクを負う。本投資法人は通貨ヘッジを行うことができるが、そのような戦略が損失を抑えるとの保証はない。また、投資予定者は、保有資産および負債が主に別の通貨建てである場合に、サブ・ファンドの基準通貨とこのような別の通貨間の評価額の変動により生じうる損失リスクを考慮すべきである。

## レバレッジ、金利および証拠金

本投資法人は、派生商品またはEPM技法の利用を通じてレバレッジをかけることができるが、その結果、流動性が高くなる。レバレッジは、主に証拠金取引、先渡契約、先物契約およびスワップ等、その構造上レバレッジをかける派生商品への投資の形をとる。証拠金による証券取引は、同様に証拠金

を要する先物取引とは異なり、金利負担が生じ、取引コストおよび負担金が取引金額に応じて高額になる場合がある。本投資法人がかけるレバレッジの金額が、本投資法人の資本との関連で大きくなる可能性がある。

店頭オプションならびに、通貨先渡、スワップおよび一定のその他の派生商品等の他の店頭商品に証拠金の預託を求められるか否かは、取引の当事者の信用力の判定および当該当事者間の個別合意次第であり、個々に交渉される。

### 買戻代金の支払制限

サブ・ファンドが借入れを通じてレバレッジをかける場合、貸主のために銀行口座に担保を付しなければならない場合がある。そのような場合においては、たとえサブ・ファンドが該当する借入契約で債務不履行になつてない場合でもサブ・ファンドの銀行口座からの支払能力が制限を受ける場合があるという点に投資者は留意すべきである。その結果、本投資法人が買戻代金の支払いを行うことができないか、かかる支払いが遅れる可能性がある。

### EPM技法の利用に関連するリスク

サブ・ファンドは、上記「2 投資方針 (4) 投資制限」に記載の条件および制限に従うことを条件に、買い手としてまたは売り手としてレポ契約およびリバース・レポ契約を締結することができる。サブ・ファンドは、レポ契約またはリバース・レポ契約の他方当事者が債務不履行に陥る場合、レポ契約またはリバース・レポ契約に関連してサブ・ファンドが保有する原証券および／またはその他の担保の売却手取額が買戻価格または場合より原証券の評価額を下回る範囲で、損失を被ることがある。さらに、レポ契約もしくはリバース・レポ契約の他方当事者の破産もしくは破産に類似の手続きの場合、または別の理由で買戻日に債務を履行できない場合、サブ・ファンドが損失を被るおそれがある（証券に関連する元利金の損失ならびにレポ契約またはリバース・レポ契約の遅延および実行に伴うコストを含む。）。

サブ・ファンドは、上記「2 投資方針 (1) 投資方針」の「証券金融取引およびトータル・リターン・スワップのエクスポージャー」および「(4) 投資制限」に記載の条件および制限に従うことと条件に、証券貸付取引を行うことができる。証券貸付取引には相手方当事者リスク（貸し付けた証券が返却されないか、または適時に返却されないリスクが含まれる。）を伴う。証券の借主がサブ・ファンドが貸し付けた証券を返却しない場合、証券の不正確な評価、不利な市場変動、証券の発行体の信用格付の悪化、証券が取引される市場の流動性の低下、証券を保有する保管者の怠慢もしくは不履行、または法的契約の解除（例えば不履行を根拠とするもの）によるか否かに係なく、受領した担保が貸し付けた証券よりも低い評価額で換金されるリスクがあり、これによりサブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶおそれがある。サブ・ファンドは、証券貸付取引の他方当事者が債務不履行に陥る場合、本投資法人が証券貸付取引に関連して保有する担保の売却手取額が貸し出した証券の評価額を下回る範囲で、損失を被ることがある。さらに、証券貸付取引の他方当事者の破産もしくはこれに類似の手続きの場合、または合意に従い証券を返却しない場合、サブ・ファンドが損失を被るおそれがある（証券に関連する元利金の損失ならびに証券貸付取引の遅延および実行に伴うコストを含む。）。

サブ・ファンドは、関連するサブ・ファンドのリスクの低減（ヘッジ）のため、または追加資本もしくは収益の獲得のためのいずれかの目的においてのみ、レポ契約、リバース・レポ契約または証券貸付取引を利用する。これらの技法を利用する場合、サブ・ファンドは常に、上記「2 投資方針 (1) 投資方針」の「証券金融取引およびトータル・リターン・スワップのエクspoージャー」および「(4) 投資制限」に記載される規定に従う。レポ契約、リバース・レポ契約および証券貸付取引の利用により生じるリスクは、厳密に監視され、かかるリスクの軽減を図るために技法（担保の運用を含む。）が用いられる。レポ契約、リバース・レポ契約および証券貸付取引の利用は、一般的に、

サブ・ファンドのパフォーマンスに重大な影響を与えるないと予想されるが、これらの技法の利用によりサブ・ファンドの純資産価額に深刻なマイナスまたはプラスの影響を及ぼすことがある。

## 債券

債券は実際および予想される信用力の測定の両方からの影響を受ける。債券、特にハイ・イールド債券は、ファンダメンタルズ要因を根拠としている可能性がある悪評および投資家の認識に影響を受けることがあり、債券の価値および流動性にマイナスの影響を及ぼしかねない。

## ハイ・イールド債券

サブ・ファンドは、ハイ・イールド証券に投資することができる。ハイ・イールド証券は、一般的に取引所で取引されず、その結果、取引所で取引される債券よりも小規模な流通市場で取引され、ハイ・イールド証券の売買が困難である可能性があるためサブ・ファンドは流動性リスクにさらされる。各サブ・ファンドは、さらに、公開取引される持分証券を有さない発行体の債券に投資することがあり、このような投資に伴うリスクのヘッジが一段と困難になる（サブ・ファンドはヘッジを行うことを要求されず、ヘッジを選択しないこともできる。）。ハイ・イールド債券への投資は、より高い信用リスクが伴うため、発行体の信用力の変化に起因する不履行リスクや価格変動リスクを伴う。投資適格未満または無格付のハイ・イールド証券は、常に先行きが不透明で、発行体が適時に元利金を支払えなくなるような事業環境、財務状態または経済状態の悪化リスクを負っている。低格付または無格付の債務証券の一部では、主に一般的な金利水準の変動に反応する高格付の証券に比べて、市場価格が個々の企業動向を大きく反映する傾向があり、高格付の証券に比べて経済情勢に敏感になる傾向がある。このような証券を発行する企業は、負債比率が高く、より従来的な方法で資金を調達ができないことがある。景気が大きく後退した場合、このような証券市場が大混乱に陥る可能性があり、このような証券の価値に悪影響を及ぼすことがある。さらに、このような経済情勢の悪化が、このような証券の発行体の元利金の支払能力にマイナスの影響を与え、このような証券の債務不履行が増加する可能性がある。

## 持分証券

持分（持分型）証券への投資に伴うリスクには、市場価格の大幅な変動、発行体もしくは市場に関する不利な情報、および持分証券の弁済順位が同一企業が発行する債務証券に対して劣後するリスクが含まれる。また、投資予定者は、為替レートの変動、為替管理が行われる可能性およびその他の制限に付随するリスクも考慮すべきである。

## UCIおよびUCITSへの投資

サブ・ファンドは、各々の特定の投資方針に従い、既存のUCIおよびUCITSにその資産の少なくとも半分を投資する、ファンド・オブ・ファンズの構造を有している。ファンド・オブ・ファンズの一般的利点は、ファンドに直接投資する場合よりも幅広い投資またはリスクの分散化である。ファンド・オブ・ファンズでは、投資対象（以下「投資先の投資信託」という。）自体も厳格なリスク分散の原則に従うため、ポートフォリオの分散がポートフォリオのみに留まらない。ファンド・オブ・ファンズの投資者は、リスクを二重に分散した商品に投資できるため、個々の投資対象に内在するリスクが最小限に抑えられ、投資対象の大半を占めるUCITSおよびUCIの投資方針が、本投資法人の投資方針と可能な限り一致しなければならない。既存の投資信託に投資する場合、一部の手数料と費用の支払いが何重かで発生することがある（例として、保管受託銀行および中央管理事務代行会社の手数料ならびに投資先のUCIおよび／またはUCITSに支払う運用報酬／顧問報酬および発行手数料／買戻手数料）。このような手数料および費用は投資先の投資信託だけでなく、ファンド・オブ・ファンズのレベルで徴収される。

サブ・ファンドはまた、UBSまたは共同経営もしくは支配を通じてか、実質的な直接もしくは間接保有を通じて同社と関連がある会社が運用するUCIおよび／またはUCITSにも投資することができる。このような場合、当該受益証券の申込みまたは買戻し時に発行手数料または買戻手数料は請求されない。ただし、上記の手数料および費用の二重請求は継続する。

投資運用会社またはその委託先は、効率的なポートフォリオ運用の目的上、追加の購入申込みが制限される投資対象UCITSまたはその他のUCIの買戻しを検討することがある。このような買戻しが、投資対象UCITSまたはその他のUCIのパフォーマンス予測または予想に関係なく、行われることがある。

### 偶発転換債券への投資に伴う潜在的リスク

一部のサブ・ファンドは、偶発転換債券に投資することができる。偶発転換債券とは、弁済順位が低い偶発資本証券で、銀行／保険の機関が新たな銀行／保険の規制の枠組みの中での資本バッファーを引き上げるために発行する商品である。偶発転換債券は、トリガー（一般的に「トリガー事由」として知られている。）が発生すると投資の元本額を恒久的または一時的に失うという、事前に定められる一定の条件に従うものであるか、または、偶発転換債券は場合によっては割引された価格により株式に転換されることがある。偶発転換債券の利払いは、裁量に基づくもので、発行体により停止されることもある。トリガー事由が変わることはあるが、発行企業の自己資本比率が一定の水準を割り込むことや、発行体の株価が一定の期間内に特定の水準を下回ることが含まれることがある。偶発転換債券の保有者は、類似する株式保有者が元本を喪失していくなくても、元本を喪失することがある。さらに、元本喪失リスクが市況の悪化時に増大することがある。発行企業の業績とは無関係にこのような事態になることがある。偶発転換債券の使用は、流動性リスクおよび転換リスクを含む仕組み特有のリスクを生じさせる。また、偶発転換債券は、資本構成逆転のリスクにさらされている。発行体の資本構成において、偶発転換債券は、原則として、伝統的な転換社債に劣後するものとして分類されている。場合によっては、偶発転換債券への投資者は元本を失うことになる一方で、株主はその後になって影響を受けるか、まったく影響を受けないことがある。偶発転換債券の使用が、収益および評価においてリスクにさらされることに留意すべきである。偶発転換債券の評価は、発行体の信用力、自己資本比率の変動、偶発転換債券の需給状況、一般的な市況および利用可能な流動性、または発行体、発行体が営業活動を行う市場もしくは金融市場一般に影響を与える経済的、政治的事象などの、多数の予測不可能な要因に影響される。さらに、偶発転換債券は、利息の支払停止のリスクにさらされる。偶発転換債券は、支払延長リスクにもさらされる。その終了および償還が管轄官庁の事前の承認を要するため、偶発転換債券への投資額が一定の日に払い戻されるとの保証はない。さらに、偶発転換債券の仕組みは革新的なもので、まだ試行されていない。緊張下にある市場環境において、これらの商品の基礎にある特性の真価が試されるとき、どのような実績を上げるかは不明確である。資産クラス全体に対して価格の影響やボラティリティが及ぶことがある。このようなリスクが、連動する証券の裁定取引の水準次第で増大することがある。さらに、流動性が低い市場において価格設定が大きな圧力を受けることがある。

### ABS / MBSの使用に関連するリスク

投資者は、「アセットバック証券（以下「ABS」という。）、モーゲージ担保証券（以下「MBS」という。）および商業用不動産担保証券（以下「CMBS」という。）」への投資は非常に複雑であり、かつ、透明性が低くなる可能性がある旨を理解すべきである。これらの商品は、債権のプール（ABSの場合、これらの債権は、自動車ローンもしくは学生ローンまたはクレジットカード契約に基づくその他の債権である可能性がある。MBSまたはCMBSの場合、これらの債権は、モーゲージである。）のエクスポージャーを伴い、これらの債権は、かかる目的のためにのみ設立され、かつ、法的、簿記上および経済的な観点からプール内の債権の貸主から独立している機関により発行される。原債権（利息、債権の返済および一切の予定外の弁済を含む。）からの支払フローは、これらの商品の投資者に移転さ

れる。これらの商品は、階層構造に従う種々のトランシェを含む。かかる構造により、トランシェ内における返済および何らかの予定外の特別返済の順位が決定される。金利が上昇または下落した場合に、債務者の借換えの選択肢が良くなるもしくは悪くなることで、裏付資産の債権に係わる予定されていない特別返済額が増加または減少したとき、投資者は、返済または再投資が増減するリスクにさらされる。

ABS / MBSへの投資の平均期間は、債券に設定された満期日毎に異なることが多い。一般的に、平均期間は最終満期日よりも短く、通常は有価証券の構造ならびにキャッシュ・インフローおよび／または借換え、返済および債務不履行に対する借主の行為の優先順位に基づく支払フローの日程に依拠する。サブ・ファンドは、平均して0から30年の期間にわたり有価証券に投資することができる。

ABS / MBSは、異なる法体系を有する異なる国々で発行されている。サブ・ファンドは、欧州経済領域のすべての加盟国およびイスのABS / MBSに投資することができる。他の国々における投資は、サブ・ファンドのガイドラインにより原証券が許可され、有価証券がアドバイザーにより定められた調査に基づく基準を満たす場合に検討される可能性がある。

サブ・ファンドは、ABS / MBSの公認発行体により発行される有価証券または類似の有価証券に投資する。ABS / MBSは、投資適格債であるか、非投資適格債であるかまたは格付を有しない可能性がある。

## 破綻証券

サブ・ファンドは、財務再構築もしくは貸借対照表の資本再構成最中にある会社、またはかかる事象が予期されている中で流動性が低い状態での価格もしくは破綻状態での価格で取引されている会社の債務証券もしくは持分証券に投資することができる。一般に、この戦略における機会は、不履行および信用スプレッドの程度、ひいては景気循環と密接に関連している。破綻ファンドは、投資の段階もしくは再構築の過程に積極的に関与する度合いによって異なる。破綻証券は、流動性の欠如、売ることを余儀なくされている売り手の存在および再構築の過程で生じる不確実性などの理由から、非効率的に値付けされている。

破綻証券は、深刻な経済状態にある企業もしくは公的機関によって発行されるため、元本損失のリスクが大きい。

## 小型株企業への投資

小型株の株式および小企業の証券への投資には一定のリスクを伴う。これらの証券の市場価格は大企業の証券よりも大きく変動することがある。小企業は通常、大企業に比べて発行済株式数が少ないので、市場価格に影響を与えるに多額の証券の売買を行うことが一段と難しくなることがある。これらの企業に関して入手できる情報は通常、大企業に比べて少ない。これらの企業の資本金が少額であること、中小企業の製品ライン、市場もしくは財源が限定される可能性があるという事実、ならびに大企業に比べて市場シェアが小さいことにより、突然または想定外の価格変動に対する脆弱性が大企業の証券に比べて大きくなることがある。時価総額が低い企業の債券はときに流動性が低下することがあり、価格が短期間で大幅に変動したり、売買価格のスプレッドが拡大することがある。

## 利益相反

管理会社は、投資信託の管理の過程で生じる利益相反を認識するためにすべての合理的な措置を講じ、投資信託およびその投資主の利益に悪影響が及ぶことを防ぐために、利益相反を認識、防止、管理および検証するために策定されるすべての合理的な措置を講じることを目指して、効率的な組織的かつ管理上の取り決めを維持し、かつこれらを運営している。

管理会社が、一または複数の自身の職務を UBS のグループ企業に委託する場合、管理会社は、かかる任命が投資主に悪影響を及ぼさないことを徹底するよう努め、特に、かかる任命が本投資法人およびその投資主の最善の利益となることを徹底するよう努める。

投資主は、取締役会の構成員が、本投資法人の取締役会の一員として、および UBS (その子会社、関連会社、支店もしくは代理店を含む。) (以下「利害関係当事者」という。) の取締役もしくは従業員として果たす職務により利益相反が発生する可能性があるという点に留意すべきである。取締役会は、利益相反を防止するために最善の措置を講ずるが、時に、利益相反を未然に防ぎ切れないことがある。このように、利益相反を防ぎ切れない場合、取締役会は、投資主の最善の利益のために、かかる利益相反の解決に努める。

さらに、該当するポートフォリオ・マネージャーが、直接的または間接的に重大な利害関係のある取引を開始する際等に、ポートフォリオ・マネージャーが利益相反に直面する可能性があるという点に、投資主は留意すべきである。かかる利益相反が生じるのは、以下のような場合である。

- ( ) 該当するポートフォリオ・マネージャーが、本投資法人のために行為する際に、利害関係当事者との間での取扱いを行うか、または、利害関係当事者が発行もしくは募集を行うか、これに関する利害関係当事者が役割を担っているか、もしくはその発行に関して利害関係当事者が業務上の利害関係を有する可能性がある証券を取り扱う可能性がある場合。
- ( ) 該当するポートフォリオ・マネージャーが、本投資法人のために行為する際に、利害関係当事者が提供しているか、またはその利用により利害関係当事者に業務上の利害関係が発生する、価格、評価、証拠金の預託、取引の決済および清算、証券貸付もしくは調査等のリソースを取り扱っているか、またはこれらを利用している場合。
- ( ) 該当するポートフォリオ・マネージャーが、その他の顧客(ポートフォリオ・マネージャー、その関連会社および/または社員が実質的な利益を有する顧客を含む。)のために行為し、別の顧客のために利益相反のあるトレーディング戦略を行うか、注文を集計するか、または、利害関係当事者かもしれない別の者からの注文と一緒に本投資法人のために行われる注文のマッチングもしくは受け渡しを行う場合。
- ( ) 該当するポートフォリオ・マネージャーもしくは利害関係当事者の取締役もしくは従業員、または該当するポートフォリオ・マネージャーもしくは利害関係当事者自身が、本投資法人のために有価証券を保有するもしくは取り扱ういずれかの企業の取締役であるか、またはかかる企業の有価証券を保有もしくは取り扱うか、あるいは、それ以外の場合においてかかる企業と利害関係を有する場合。
- ( ) 該当するポートフォリオ・マネージャーが、ポートフォリオ・マネージャーの禁止リストに記載されている一定の証券の取引を行えない可能性がある。証券がこのようなリストに載るのは、該当するポートフォリオ・マネージャーが、かかる証券に関してまたは規制上の理由により、価格感応度が高い非公開情報に通じているおそれがある場合である。

## b . 投資リスクに対する管理体制

投資運用会社はリスク分散により意図せざるリスクの影響を回避し、長期的な資産価値の増大を図る。リスク特性の分析に当たっては、投資運用会社は UBS アセット・マネジメントが開発したリスク管理および統制基準ならびに UBS アセット・マネジメントが管理するすべての資産に関するリスク問題の識別、測定、モニタリング、報告に活用する。

UBS アセット・マネジメントでは、法規制度遵守(コンプライアンス)に対する認識は組織全体に浸透しており、すべてのビジネス活動の根幹となっている。すべての従業員およびディレクターは UBS の内部規則、ガイドラインおよび手続きと同様に、UBS が営業を行う国の法律、規則、規定に従うことが求められている。業務機能から独立した統制プロセスは、リスクの性質や大きさに相応して実行される。統制機能は、業務部門のリスク管理およびリスク負担活動の監督の効果を独立して

監視する。リスク・エクスポートナーの統制、リスク集中の早期識別、明確かつ方法論的に適切な会社全体のリスク測定原則および透明性のあるリスク報告は、会社全体のリスクに対する緊密に結びついた管理および統制に不可欠である。

ファンドは、ヘッジ目的に限定せず、デリバティブ取引等を行っている。管理会社は、ファンドに関して、デリバティブ取引等およびそれらに伴うリスクを、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法（改訂済）の下で認められたコミットメント・アプローチにより管理している。

#### c . 重要事象等

本投資法人が将来にわたって営業活動を継続するにあたり重要な疑義を生じさせるような事象または状況、その他本投資法人の経営に重要な影響を及ぼす事象は、本書提出日現在、存在しない。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### ( 1 ) 【申込手数料】

###### a . 海外における申込手数料

申込手数料は、投資証券 1 口当たり純資産価格の最大 3 %とする。

###### b . 日本国内における申込手数料

該当事項なし。

##### ( 2 ) 【買戻し手数料】

###### a . 海外における買戻し手数料

該当事項なし。

###### b . 日本国内における買戻し手数料

該当事項なし。

##### ( 3 ) 【管理報酬等】

本投資法人、より具体的には投資証券クラス単位で、該当する投資証券クラスに帰属する平均純資産に基づき算出され、月ごとに支払われる、月次定率報酬（「定率報酬」）が発生する。

マルチ・マネージャー・アクセスの サブ・ファンド名	上限定率報酬
グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド	年率0.90%

上記の表に従い、定率報酬は本投資法人、各サブ・ファンドおよびクラスの以下の報酬、コストおよび費用をカバーする。

- 保管受託銀行の報酬、コストおよび費用。
- 管理事務代行会社の報酬、コストおよび費用。
- 管理会社の報酬、コストおよび費用。
- 投資運用会社および為替マネージャーの報酬、コストおよび費用。
- ポートフォリオ・マネージャーおよびその委託先（複数の場合あり）の報酬、コストおよび費用。
- 本投資法人の投資証券に関する販売活動における報酬、コストおよび費用（外国の管轄当局に対して本投資法人の登録を維持するために発生するコストおよび報酬を含む。）。

##### ( 4 ) 【その他の手数料等】

定率報酬がカバーする報酬、コストおよび費用に加え、本投資法人は、以下を含む（これらに限らない。）あらゆる運用費用および管理事務費用を負担する。

- 本投資法人の資産および所得に賦課される可能性があるすべての租税（適用ある年次税を含む。）
- 本投資法人のポートフォリオに組み込まれた有価証券その他の資産（派生商品を含む。）に関する取引に課される通常の銀行手数料（かかる手数料は、取得価格に加算され、売却価格からは減額される。）
- 本投資法人が適正に負担する手数料、費用およびあらゆる合理的な立替費用
- 投資主の利益のために行為するに際し本投資法人、管理会社、投資運用会社またはポートフォリオ・マネージャーが負担する法務手数料および費用（疑義を避けるために付言すると、本投資法人またはそのいずれかのサブ・ファンドの組織再編に関する一切の法務手数料および費用を含む。）

- 年次報告書および半期報告書ならびに適用ある法令に基づき必要なその他の報告書および文書を投資主（投資証券の実質的保有者を含む。）の利益に適う言語において作成し配布（印刷は含まない。）するためのコスト
- 投資主に対する通知作成コストおよび本投資法人の資産管理に関するあらゆる取引コスト（ブローカーの通常の手数料、報酬、租税等）
- ルクセンブルグ内外における本投資法人の承認および監督に関する手数料およびコスト
- 定款、英文販売目論見書、KIIDならびに年次報告書および半期報告書の印刷コストおよび費用、ならびに、定款および本投資法人に関するその他の一切の文書（本投資法人または本投資法人の投資証券募集について管轄権を有するあらゆる機関（各國の証券業協会を含む。）に対する登録届出書、目論見書および説明覚書等）を必要な言語により作成および／または提出し、印刷するコストおよび費用
- 純資産価額の公表および投資者に対する通知の公告に関連するコストおよび費用
- 証券取引所または規制を受ける市場への本投資法人の投資証券の上場に関連して請求される手数料および費用
- 投資主への配当金支払における手数料およびその他のコスト
- 監査における手数料、コストおよび費用（監査人の報酬および費用を含む。）
- KIIDの作成、翻訳および監督機関への提出に関する手数料および費用

本投資法人は、定期的にまたは繰り返し発生する管理事務費用およびその他の費用を、見積額に基づき毎年またはその他のある期間を通じて自身の勘定で負担することがある。

個々のサブ・ファンドおよび／または個々の投資証券クラスに正確に配分可能なすべてのコストは、当該サブ・ファンドおよびクラスに請求される。コストが複数または全部のサブ・ファンドもしくはクラスに関係する場合は、それぞれの純資産価額に比例して、または本投資法人もしくは管理会社が合理的に決定する基準により、関係するサブ・ファンドまたは投資証券のクラスに請求される。

各々の投資方針に従い、他のUCIまたはUCITSに投資するサブ・ファンドにおいて、手数料が、サブ・ファンドのレベルおよび関連する投資先の投資信託で発生する可能性がある。運用資産を投資する投資先の投資信託の運用報酬の上限は、あらゆる助言報酬を考慮し、3%を上限とする。投資運用会社自身または投資運用会社に関連するその他の会社が直接的または間接的に、または実質的に直接もしくは間接的保有により運用するファンドの受益証券に投資する場合、投資を行うサブ・ファンドは、投資先投資信託の発行または買戻し手数料の一切を課せられないことがある。

サブ・ファンドの継続費用の詳細は、KIIDで確認することができる。

新しいサブ・ファンドの設定に伴う費用は、該当するサブ・ファンドのみにおいて最大5年間の期間にわたり償却される。

本投資法人の投資証券の販売業務に関連して、投資運用会社が受領し販売会社に支払われる料金、費用および経費、ならびに販売会社が受領し副販売会社および本投資法人の投資証券の販売に関連する仲介業者に支払われる料金、費用および経費は、かかる費用の受領および保有に適用ある法的および規制上の制限および条件に適合するものとする。適用ある法的および規制上の制限および条件に従い、販売会社は本投資法人の販売業務を対象として還付金を支払うことができる。

特定のポートフォリオ・マネージャーは、ポートフォリオ・マネージャーおよび／またはその関連会社の名義で設立され、その管理下にあり、ブローカーまたはその他の第三者のリサーチ機関から投資リサーチ・サービスを購入する目的で使用される、リサーチ支払口座（以下「リサーチ支払口座」という。）を開設し維持する権限を有している。リサーチ支払口座は、リサーチ・チャージによって資金を調達し、その資産から支払われる。

リサーチ・チャージは、ポートフォリオ・マネージャーと管理会社の間で毎年書面により合意される、リサーチ予算を参照して算出された年間最大限度額に従うものとする。投資主は、その請求によ

り、管理会社から、リサーチ予算の額およびリサーチ費用の概算額に関する情報を入手することができる。

## 管理会社の報酬方針

管理会社の取締役会は、適用ある規則（具体的には、（ ）UCITS指令2014 / 91 / EU、2016年3月31日付で公表されたUCITS指令およびAIFMDに基づく健全な報酬方針に関するESMAの最終報告書、（ ）オルタナティブ投資ファンド運用者（AIFM）指令2011 / 61 / EU（2013年7月12日よりルクセンブルグのオルタナティブ投資ファンド運用者に関する法律（隨時改正済）に移行した。）、2013年2月11日付で公表されたAIFMに基づく健全な報酬方針に関するESMAのガイドライン、ならびに（ ）2010年2月1日付で発表された金融セクターにおける報酬方針のガイドラインに関するCSSF指令10 / 437により定義される規定）に報酬が従うことを徹底し、かつ、UBSグループの報酬方針の枠組みを遵守することを目的とする報酬方針を採用している。かかる報酬方針は、少なくとも年1回、検証される。

報酬方針により、健全かつ効果的なリスク管理を促し、リスクプロファイル、約款または譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）／オルタナティブ投資ファンド（AIF）の定款に反するリスクを防いでいる。

報酬方針は、さらに、管理会社およびUCITS / AIFsの戦略、方針、価値および利益を遵守し、利益相反の防止措置を有している。この手法は、さらに、以下の項目に重点を置いている。

- ・パフォーマンスの評価を、サブ・ファンドの投資主に対して推奨される保有期間に適した複数年にわたる枠組みで行っている。これは、評価プロセスが、本投資法人の長期的なパフォーマンスおよびその投資リスクに依拠し、かつ、報酬の成功ベースの部分の支払と同じ期間に行うことを行っているためである。
- ・固定報酬部分および変動報酬部分の間で適切なバランスの取れた報酬を従業員に与えている。固定報酬部分が、報酬総額の大部分を占め、十分な機動性を有する賞与の戦略を行っている。ここには、変動報酬部分を支払わないというオプションが含まれる。固定報酬は、個々の従業員の役割（責任および業務の複雑性、パフォーマンスならびに各地の市況）を考慮した上で決定される。管理会社が、自身の裁量により、一部の従業員に対して付加給付を提供する可能性があることにも、留意すべきである。これらが固定報酬の不可欠な部分である。

関連する開示は、UCITS指令2014 / 91 / EUの規定に従い、管理会社の年次報告書において行うものとする。

投資家は、報酬方針に関する詳細（報酬および給付金の算定方法の概要、報酬および給付金を付与する責任を負う者の資格（報酬委員会（該当する場合。）の構成を含む。）を含むが、それらに限らない。）を、[https://www.ubs.com/lu/en/asset\\_management/investor\\_information.html](https://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.html)で閲覧することができる。

かかる文書の書面による写しは、請求することにより管理会社から無料で入手できる。

## （5）【課税上の取扱い】

### 日本の投資主に対する課税

2022年3月29日現在、ファンドのクラスF - a c c 投資証券およびクラスF - a c c 円ヘッジ投資証券はルクセンブルグ証券取引所への上場を予定しており、ファンドのクラスF - a c c 投資証券およびクラスF - a c c 円ヘッジ投資証券が上場した場合には、日本の投資主に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

- (1) ファンドの投資証券への投資に対する課税については、他の上場外国株式において受領する所得に対するものと同じ取扱いとなる。
- (2) 投資証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (3) 日本の個人投資主についてのファンドの配当金は、国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われる（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。日本の個人投資主は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。  
申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの配当金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人投資主については、国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの配当金に対して、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が行われる（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。
- (5) 日本の個人投資主が、投資証券を買戻し請求等により発行会社に譲渡した場合は、その対価が発行会社の税務上の資本金等に相当する金額を超えるときは、当該超える部分の金額はみなし配当として上記（3）における配当金と同様の課税関係が適用される。対価からみなし配当額を控除した金額は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、投資証券の譲渡損益（譲渡価額（みなし配当額を除く。）から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額））をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われる（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。投資証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。  
譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越しも可能である。
- (6) 日本の個人投資主についての配当金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

なお、税制等の変更により上記記載の取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

ルクセンブルグ

概要

本投資法人はルクセンブルグの法律に従う。投資証券の購入者の居住地での投資証券の購入、保有、売却および投資証券の購入者の国籍の人々に対しての投資証券の購入、保有、売却を統制する法律または規制に関する情報を求めるることは、投資証券の購入者の責任である。

ルクセンブルグ大公国の現行の法律に準拠して、本投資法人はルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税、富裕税のいずれも課されることはない。

現在施行されている租税法により、投資主はルクセンブルグに居住するか、ルクセンブルグに住居を持つかもしくはルクセンブルグに恒久的施設を維持するか、以前ルクセンブルグに居住しており本投資法人の総純資産をその10%を上回って保有しない限り、ルクセンブルグでの所得税、贈与税、相続税その他の租税を支払うことは要求されない。

しかしながら、投資予定者は、自己の市民権、住居または本籍のある国の法律において、本投資法人の投資証券の取得、保有、転換、および売却に適用されるまたは売却等に関する分配に適用される租税の可能性についての情報を常に把握しておくべきである。

本投資法人はルクセンブルグの「年次税」の課税対象であり、これを四半期末ごとに支払う。この年次税は、各クラスの四半期末における総純資産に基づいて計算される。年次税は純資産総額の0.05%の割合で徴収される。ただし、機関投資家向けのクラスについて、かかる割合は0.01%に減じられる。「年次税」を既に支払っている他のルクセンブルグのUCI内に保有される投資証券に相当する資産の評価額は、いかなる「年次税」からも除外される。

### 欧州法に従う課税

投資者は、利息に対する課税に関する2003年6月3日付理事会指令2003 / 48 / ECが2005年6月21日付ルクセンブルグ法に置き換えられた点に留意すべきである。この法律は、2005年7月1日より、EUに居住する個人に対して国境を越えて支払われる利息に源泉徴収税を課税するか、または自動的に情報を交換する旨を規定している。当該法律の対象には、欧州連合利息課税により定義される債務証券および債務請求権に15%を超えて投資する投資ファンドが支払う分配金および配当金、ならびにかかる債務証券および債務請求権に25%を超えて投資する投資ファンドの受益証券の譲渡または買戻しによる収益が含まれる。

2015年1月1日現在、ルクセンブルグにおいては、欧州連合内の個人居住者に対する支払利息からの源泉徴収税控除はすでに選択肢ではなくになっている。かかる指令の適用対象である場合、欧州加盟国内の支払代理人は、支払利息の詳細、または他の欧州加盟国（当該加盟国の税務当局と情報が共有される。）の個人居住者に対してかもしくは当該居住者の利益として支払代理人が（本投資法人に関連して）支払ったみなし利息の詳細を、自国の税務当局に提供するよう要求される。

投資主は、欧州委員会が、当該指令の対象範囲をUCITSとして設立されているか否かにかかわらずあらゆるファンドまたはスキームを含むよう拡大すること、およびその他一定の改正を提案している点に留意すべきである。改正案はまだ公表されておらず、協議プロセスが継続している間は、改正案が実施されるか否か、または実施の時期については不明なままである。

### 情報自動交換 - FATCAおよび共通報告基準

ルクセンブルグ籍の投資法人として、本投資法人は、以下に記載する制度（および隨時導入されるその他の制度）等の自動情報交換制度に基づき、個人投資家およびその課税上の地位に関する一定の情報を収集し、かつ当該情報をルクセンブルグの税務当局に提供することを義務付けられ、さらに、ルクセンブルグの税務当局は、かかる情報を当該投資者が税務上の居住者となっている法域の税務当局と交換することがある。

米国の外国口座税務コンプライアンス法およびその関連法（以下「FATCA」と総称する。）に基づき、本投資法人は、ルクセンブルグと米国との間で締結された政府間協定（以下「IGA」という。）に定義される特定米国人が所有する金融口座を米国財務省に報告するために作成された、徹底的な

デューディリジェンスの実施および報告義務を遵守することを義務付けられている。本投資法人が、上記の義務を遵守しない場合、一定の米国源泉の所得および2019年1月1日以降は総所得に対して米国の源泉徴収税を徴収されることとなる。本投資法人は、IGAに基づき、「遵守(Compliant)」と見なされ、特定米国人が所有する金融口座の身元確認を行い、かつルクセンブルグの税務当局に直接通知する場合、源泉徴収税を課されず、ルクセンブルグの税務当局は、これを受け、当該情報を米国内国歳入庁に提供する。

経済協力開発機構(OECD)は、FATCAの実施に向けた政府間の取り組みに多大な支援を行い、世界的なオフショアの租税回避問題に対処するため、共通報告基準(以下「CRS」という。)を策定した。CRSの下では、参加CRS法域の居住者である金融機関(本投資法人等)は、その投資者の個人情報および口座情報を現地の税務当局に提供する義務を負い、該当する場合は、当該金融機関の法域との間で情報交換協定を締結している他の参加CRS法域の居住者である支配者についても同様の情報提供義務を負う。参加CRS法域の税務当局は、年に1回、かかる情報の交換を行う。ルクセンブルグは、CRSを導入するための法律を制定した。そのため、本投資法人は、ルクセンブルグにおいて適用されるCRS上のデューディリジェンス義務および報告義務を遵守しなければならない。

投資予定者は、本投資法人がFATCAおよびCRSに基づく義務を履行し、かつ当該情報を継続的に更新できるよう、投資を行う前に個人情報および自らの課税上の地位に関する情報を本投資法人に提供する義務を負う。投資予定者は、本投資法人がかかる情報をルクセンブルグの税務当局に提供する義務を負うことについて留意する必要がある。投資者は、本投資法人が、上記の要求された情報を投資者が本投資法人に提供しない場合に本投資法人に課される源泉徴収税ならびに発生するその他一切のコスト、利息、罰金、その他の損失および債務を投資者に負担させることを徹底するため、投資者の本投資法人における保有資産に関して必要であると考える措置を講じることができる点に、留意する必要がある。また、上記により、投資者が、FATCAもしくはCRSに基づき発生した米国の源泉徴収税もしくは罰金の支払い、および/または当該投資者の本投資法人における持分の強制買戻しもしくは清算について責任を負う場合もある。

FATCAおよびCRSの仕組みおよび適用範囲に関する詳細なガイドラインは、未だ策定途上にある。これらのガイドラインの策定期間または本投資法人の将来的な事業に及ぼす影響に関する保証は一切ない。投資予定者は、FATCAおよびCRS、ならびにかかる自動情報交換制度が及ぼしうる影響について、自らの税務アドバイザーに相談する必要がある。

「特定米国人」という用語は、( )米国の裁判所が適用法に基づき信託会社の経営の何らかの面に関して命令または判決を発行することを認められている場合、または( )一または複数の特定米国人が信託会社または米国市民もしくは米国居住者であった遺言者の財産に関してすべての重要な決定を行うことを授権されている場合に、米国市民、米国居住者または米国に住所を有するもしくは米国の連邦もしくは州の法律に基づき設立されたパートナーシップもしくは有限会社の形態を有する法人もしくは信託会社を指す。本項は、米国内国歳入法に一致していかなければならない。

#### DAC 6 - 報告対象となるクロスボーダー税務アレンジメントに関する開示要請

2018年6月25日、報告対象となるクロスボーダー・アレンジメント(以下「RCBA」という。)に関する税務分野における強制的な自動情報交換に関する規則を導入する理事会指令(EU)2018/822(以下「DAC6」という。)が発効した。DAC6の目的は、EU加盟国の税務当局が濫用的租税回避の可能性があるアレンジメントに関する情報を取得できることにより、ならびに当局が有害な税務慣行に迅速に対処し、法律の制定または適切なリスク評価の実施および税務監査の実施によって抜け穴を塞げるようにすることである。

DAC 6により課される要請は2020年7月1日から適用されるが、2018年6月25日から2020年6月30日の間に実施された一切のアレンジメントの報告を義務付けられる可能性がある。同通達はEUの仲介業

者に対して、RCBA（関係する仲介業者および関係する納税者、すなわちRCBAを利用することができる者の身元確認を行えるようにする情報およびアレンジメントに関する具体的な詳細事項を含む。）に関する情報を現地の税務当局に提供することを義務付けている。その後、現地の税務当局は他のEU加盟国の税務当局と当該情報を交換する。そのため、ファンドはRCBAに関して認識しているか、所有しているかまたは管理下にあるあらゆる情報を税務当局に開示することを法的に義務付けられる可能性がある。この規制は、必ずしも濫用的租税回避を構成するとは限らないアレンジメントにも適用可能である。

## 5 【運用状況】

### （1）【投資状況】

ファンドおよびファンドのクラスF - a c c 投資証券は2022年3月10日に運用を開始し、クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券は本書の日付現在未設定であり2022年5月13日に運用を開始するため、該当事項はない。

### （2）【投資資産】

ファンドおよびファンドのクラスF - a c c 投資証券は2022年3月10日に運用を開始し、クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券は本書の日付現在未設定であり2022年5月13日に運用を開始するため、該当事項はない。

### （3）【運用実績】

ファンドおよびファンドのクラスF - a c c 投資証券は2022年3月10日に運用を開始し、クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券は本書の日付現在未設定であり2022年5月13日に運用を開始するため、該当事項はない。

## 6 【手続等の概要】

販売手続等

申込取扱場所

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

丸の内永楽ビルディング

払込取扱場所

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

丸の内永楽ビルディング

(注) 各申込日の発行価格の総額は、申込日から起算してルクセンブルグにおける2営業日以内（「ファンド払込日」）に日本における販売会社によって管理事務代行会社であるノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSEのファンド口座に各投資証券の基準通貨で払い込まれる。

申込期間

当初募集期間

クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券

2022年4月18日（月曜日）から2022年5月12日（木曜日）まで

継続募集期間

クラスF - a c c 投資証券

2022年4月18日（月曜日）から2023年4月28日（金曜日）まで

クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券

2022年5月13日（金曜日）から2023年4月28日（金曜日）まで

原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（すなわち、銀行が1日を通して通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、前記「第一部 証券情報 第1 外国投資証券（外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。）（12）払込取扱場所」に記載されるファンド払込日までに管理事務代行会社への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。

(注) 申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出する事により更新される。

払込期日

当初募集期間

クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券

投資者は、2022年5月18日（水曜日）までに申込金額を日本における販売会社に支払うものとする。

継続募集期間

投資者は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日（以下「約定日」という。）から起算して日本での4営業日目までに申込金額を日本における販売会社に支払うものとする（日本における販売会社が投資者との間で別途取り決める場合を除く。）。

## 発行価格

### 当初募集期間

クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券：1口当たり10,000円

### 継続募集期間

各申込日の翌ファンド営業日に計算される投資証券1口当たりの純資産価格。

(注) 発行価格は、日本における販売会社に照会することができる。

販売代金の支払いは、原則として円貨によるものとし、各投資証券の基準通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また販売会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。各投資証券の基準通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。

### 申込手数料

該当事項なし。

### 申込単位

原則として1口以上0.001口単位。また金額単位の申込みも受け付けるが、かかる申込みについては、日本における販売会社が定める。

## 買戻し手続等

日本における投資者は、原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社および販売取扱会社を通じ、ファンドに対し行うことができる。「ファンダ営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（すなわち、銀行が1日を通して通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、日本における販売会社および販売取扱会社において買戻請求を受け付けられない場合がある。

投資証券の1口当たりの買戻価格は、ファンドが買戻請求を受領した日の翌ファンド営業日に決定される1口当たりの純資産価格とする。

### 買戻し単位

原則として1口単位

### 買戻し代金の支払い

買戻代金の支払いは、外国証券取引口座約款の定めるところに従い、日本における販売会社を通じ買戻請求が行われたファンド営業日後日本における4営業日目に原則として円貨で行われる。円貨で支払われる場合、各投資証券の基準通貨と円貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。各投資証券の基準通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。

## 乗換え

日本における投資主は、自己の投資証券から他のサブ・ファンドまたは他のクラスの投資証券に乗換えを行うことができない。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資証券の選別基準」に投資証券が適合しなくなったときは、投資証券の日本における販売を行うことができない。

## 7 【管理及び運営の概要】

1 資産管理等の概要  ( 1 ) 資産の評価	<p>( ) 純資産価格の計算</p> <p>あらゆるサブ・ファンドまたは投資証券クラスの純資産価額ならびに投資証券1口当たり発行価格および買戻し価格は、当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの基準通貨で表示され、サブ・ファンドに関連して別段の記載がない限り、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンドの純資産全体をサブ・ファンドの当該投資証券クラスの流通している投資証券口数で除することにより毎営業日に計算される。</p> <p>異常な状況の場合、評価日の当日のうちに追加の評価を行うことができ、その後の発行および買戻しにかかる新評価を反映する。</p> <p>( ) 純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換えの停止</p> <p>本投資法人は、指定された条件を満たす場合、純資産価額の計算、一または複数のサブ・ファンドの投資証券の発行、買戻しおよび個々のサブ・ファンドまたは投資証券クラス間の乗換えを一時的に停止することができる。</p> <p>また、本投資法人は以下を行う権限を有する。</p> <p>a ) 自己の裁量により購入申込みを拒絶すること。</p> <p>b ) 排除命令に違反して申し込まれたまたは購入された投資証券の強制買戻しを隨時実施すること。</p>
( 2 ) 保管	日本の投資主に販売される投資証券の券面または確認書は、記名式の券面は発行されず、日本における販売会社の保管者により保管者名義で保管される。
( 3 ) 存続期間	本投資法人は、存続期間を無期限として設立された。
( 4 ) 計算期間	本投資法人の決算期は毎年7月31日である。
( 5 ) その他	<p>( ) 投資法人、サブ・ファンドおよび投資証券クラスの解散および合併</p> <p><u>本投資法人、サブ・ファンドおよび投資証券クラスの解散定足数および必要な過半数に関する法律要件を満たす投資主総会により、いつでも本投資法人を解散することができる。</u></p>

本投資法人の純資産総額が所定の最低資本金の3分の2または4分の1以下になる場合、取締役会は、本投資法人を清算するか否かについて投資主総会の採決を求めなければならない。本投資法人が解散する場合、清算は投資主総会で指名される一名以上の清算人が実行するものとする。当該総会では清算人の職務および報酬の範囲も決定する。清算人は投資主の最善の利益にかなうように本投資法人の資産を売却し、サブ・ファンドの投資証券クラスの清算による正味収入を投資主の保有数に比例して当該サブ・ファンドの投資証券クラスの投資主に配分するものとする。投資主に分配できない清算収入は取得時効期間の満了までルクセンブルグの供託金庫（Caisse de Consignation）に遅滞なく預託される。

サブ・ファンドもしくは投資証券クラスの純資産総額がサブ・ファンドの投資証券クラスを経済的に合理的に管理できない水準以下に落ち込んだ場合、または政治もしくは経済の状況の変化および合理化の過程にある場合、取締役会は、一もしくは複数のサブ・ファンドの投資証券クラスの清算を要求することができる。

取締役会の権利にかかわらず、取締役会の提案に基づいて、サブ・ファンドの投資主総会において、サブ・ファンドが発行した投資証券を回収し、投資主に対して投資主が保有する投資証券の純資産価額を返還することにより、本投資法人の資本を減額することができる。純資産価額は上記の決定が効力を発生する日に計算し、サブ・ファンドの資産の処分によって生じた代金および清算に起因する費用を織り込むものとする。

投資主総会または取締役会による投資証券の回収の決定は、書留郵便で送付されるか、またはルクセンブルグの官報、ならびにルクセンブルグの日刊紙および必要があれば本投資法人の投資証券を販売する各国の特定の公的刊行物を通じて関係するサブ・ファンドの投資主に公表される。買戻しのために投資主により呈示された未精算の投資証券の対価は、時効期間の満了まで、ルクセンブルグの供託金庫（Caisse de Consignation）に預託されるものとする。

#### サブ・ファンド同士またはサブ・ファンドとその他のUCIの合併

取締役会は、2010年法の規定に従い、サブ・ファンドの投資証券の消却および対応する投資主への他のサブ・ファンドまたは他のUCITSの投資証券の割当てを決定することができる。本項において取締役会が付与された権限にかかわらず、本項に記載されたファンド同士を合併する決定もまた、関連サブ・ファンドの投資主総会において採択することができる。

#### ( ) 授権発行限度額

投資証券の授権発行限度額は無制限である。

	<p>( ) 本投資法人の定款の変更</p> <p>本投資法人の定款は、商事会社に関する1915年8月10日法（改正済み）によって定められている定足数および過半数の要件に従って、定時投資主総会において追加または変更することができる。</p> <p>修正版は、ルクセンブルグの官報、ルクセンブルグの日刊紙および必要な場合は本投資法人の投資証券を販売するそれぞれの国の公的刊行物において公告し、投資主総会で承認を受けた後、法的に拘束力のあるものとなる。</p> <p>日本の投資主に対しては、定款の重要事項の変更は、公告または通知書によって知らされる。</p>
2 利害関係人との取引制限	<p>取締役会、管理会社、投資運用会社、保管受託銀行および本投資法人のその他のサービス提供会社ならびに／またはそれらの関連会社、構成員、従業員もしくはこれらと関係する者は、本投資法人との関係において様々な利益相反にさらされる可能性がある。</p> <p>管理会社、本投資法人、投資運用会社、管理事務代行会社および保管受託銀行は、本投資法人の利益が損なわれるリスクを最小限に抑え、それが避けられない場合に本投資法人の投資家を公正に取り扱うために、利益相反のための方針を採用し、実施し、かつ利益相反を特定、管理するための適切な組織的・事務的な措置を講じている。</p>
3 投資主・外国投資法人債権者の権利等	<p>投資主の有する主な権利は次のとおりである。</p> <p>( a ) 配当請求権          ( b ) 買戻請求権          ( c ) 残余財産分配請求権          ( d ) 損害賠償請求権          ( e ) 投資主総会における権利          ( f ) 報告書を受領する権利</p>
( 1 ) 投資主・外国投資法人債権者の権利	
( 2 ) 為替管理上の取扱い	<p>投資証券の配当金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。</p>

(3) 本邦における代理人	<p>東京都千代田区丸の内二丁目 6番 1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所 上記代理人は、本投資法人から日本国内において、 (a) 本投資法人に対するルクセンブルグおよび日本の法律上の 問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切 の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権 限、および (b) 日本における投資証券の公募、販売、買戻しの取引に関す る一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外 の行為を行う権限を委任されており、また関東財務局長に 対する投資証券の当初の募集に関する届出および継続開示 ならびに金融庁長官に対する投資証券に関する届出等の代 理人は下記のとおりである。</p> <p>弁護士 三浦 健 弁護士 大西 信治 東京都千代田区丸の内二丁目 6番 1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所</p>
---------------	---

## 第2【財務ハイライト情報】

ファンドおよびファンドのクラスF - a c c 投資証券は2022年3月10日に運用を開始し、クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券は本書の日付現在未設定であり2022年5月13日に運用を開始するため、本書の日付現在、ファンドの財務書類はまだ作成されていない。

### 1【貸借対照表】

該当なし

### 2【損益計算書】

該当なし

### 3【金銭の分配に係る計算書】

該当なし

### 4【キャッシュ・フロー計算書】

該当なし

### 第3【外国投資証券事務の概要】

#### (1) 投資証券の名義書換

本投資法人が発行する記名投資証券は、本投資法人または本投資法人に指定された1名以上の者が記帳する投資証券登録簿に登録されなくてはならない。当該投資証券登録簿には、記名投資証券の保有者1人ひとりの氏名、自宅住所または本投資法人に知らせたその他の住所、当該者が保有する投資証券口数ならびに関係する投資証券のサブ・ファンドおよび場合により投資証券クラスおよび各投資証券の払込済み金額を記載する。記名投資証券の譲渡またはその他の形態の法的譲渡が行われる都度、その旨を投資証券登録簿に登録しなくてはならない。

投資証券登録簿への記載は記名投資証券に対する所有権の証拠となる。本投資法人は、保有する投資証券の確認書を発行することができる。

記名投資証券の譲渡は、譲渡の十分な証拠となる書類を当投資法人に引き渡すか、または投資証券登録簿に記載され、譲渡人および譲受人もしくは授權された者が署名と日付を付す譲渡申告書を通じて実施される。

投資証券が複数の者の名前で登録されている場合、登録簿に最初に記載された投資主がその他すべての共同保有者を代理して行為する権限を有するとみなされ、本投資法人側の通知を受領する権利を有する唯一の者とする。

日本の投資主については、投資証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社を通じて名義書換を行い、それ以外の場合は本人の責任で手続きを行う。

#### (2) 投資主総会

定時投資主総会は毎年1月31日の午前11時から、本投資法人の登記上の事務所において開催される。1月31日がルクセンブルグにおける営業日ではない場合、定時投資主総会は、翌営業日に開催される。

#### (3) 投資証券に対する特典、譲渡制限等

本投資法人の投資証券は、米国内において、または米国人である投資者に対して、募集、譲渡または交付することはできない。米国人とは、以下の者である。

- ( ) 1986年米国内国歳入法（改正済）第7701条(a)(30)およびこれに基づき公布される財務省規則に規定する米国人
- ( ) 1933年米国証券取引法レギュレーションSに規定する米国人（連邦規則集第17編第230.902(k)条）
- ( ) 米国商品先物取引委員会規則ルール4.7に規定する非米国人ではない者（連邦規則集第17編第4.7(a)(1)( )条）
- ( ) 1940年米国投資顧問法（改正済）ルール202(a)(30)-1に規定する米国にいる者
- ( ) 米国人が本投資法人に投資できるようにする目的で設立される信託、事業体またはその他の組織

## 第4【外国投資法人の詳細情報の項目】

外国投資法人の詳細情報の項目は、以下のとおりである。

### 第1 外国投資法人の追加情報

- 1 外国投資法人の沿革
- 2 役員の状況
- 3 外国投資法人に係る法制度の概要
- 4 監督官庁の概要
- 5 その他

### 第2 手続等

- 1 申込(販売)手続等
- 2 買戻し手続等
- 3 乗換え手続等
- 4 その他

### 第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
  - (1) 資産の評価
  - (2) 保管
  - (3) 存続期間
  - (4) 計算期間
  - (5) その他
- 2 利害関係人との取引制限
- 3 投資主・外国投資法人債権者の権利等
  - (1) 投資主・外国投資法人債権者の権利
  - (2) 為替管理上の取扱い
  - (3) 本邦における代理人
  - (4) 裁判管轄等

### 第4 関係法人の状況

- 1 資産運用会社の概況
  - (1) 名称、資本金の額及び事業の内容
  - (2) 運用体制
  - (3) 大株主の状況
  - (4) 役員の状況
  - (5) 事業の内容及び営業の概況
- 2 その他の関係法人の概況
  - (1) 名称、資本金の額及び事業の内容
  - (2) 関係業務の概要
  - (3) 資本関係

### 第5 外国投資法人の経理状況

- 1 財務諸表
  - 貸借対照表
  - 損益計算書
  - 金銭の分配に係る計算書

キャッシュ・フロー計算書

投資有価証券明細表等

2 外国投資法人の現況

純資産額計算書

第6 販売及び買戻しの実績

### 第三部【外国投資法人の詳細情報】

#### 第1【外国投資法人の追加情報】

##### 1【外国投資法人の沿革】

2006年3月30日 本投資法人の設立

2006年4月14日 本投資法人の定款のルクセンブルグのメモリアルへの公告

##### 2【役員の状況】

(2022年1月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
アンドレアス・エバーソルド (Andreas Aebersold)	シェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ	ユーピースイス・エイ・ジー、エグゼクティブ・ディレクター	該当なし
マデュ・ラマチャンドラン (Madhu Ramachandran)	メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ	UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店 エグゼクティブ・ディレクター	該当なし
クリスティアン・シェーン (Christian Schön)	メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ	UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店 エグゼクティブ・ディレクター	該当なし
ジェーン・ウィルキンソン (Jane Wilkinson)	インディペンデント・ディレクター	インディペンデント・ディレクター リップル・エフェクト・サール・エス、ルクセンブルグ 創設パートナー	該当なし

(注) 本投資法人に従業員はない。本投資法人の独立監査法人はプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーベラティブ (PricewaterhouseCoopers, Société coopérative) である。

##### 3【外国投資法人に係る法制度の概要】

###### a. 準拠法の名称

本投資法人は、投資信託に関する2002年12月20日法（2010年12月17日の改正により2010年12月17日法に置き代えられる。以下「2010年法」という。）パートに従う可変資本投資会社（SICAV）の法的形態によるオープン・エンド型投資信託（以下「UCI」という。）として、2007年7月10日に設立された。その後、2016年2月3日を発効日として、2010年法パートに基づくUCIから2010年法パートに基づくUCIに変更された。

###### b. 準拠法の内容

###### 2010年法

2010年法は、2009年7月13日付欧州理事会指令2009/65/EC（以下「指令」という。）（ルクセンブルグの投資信託制度における同国法律ならびにその他の変更を2001/107/ECおよび2001/108/ECにより修正済）の規定を組み入れている。

イ. 2010年法は、以下の5つのパートにより構成されている。

- パート - 講渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）（以下「パート」）という。）
- パート - その他のUCI（以下「パート」）という。）
- パート - 外国投資信託（以下「パート」）という。）
- パート - 管理会社（以下「パート」）という。）
- パート - UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定（以下「パート」）という。）

2010年法は、パートⅠが適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」（以下「UCITS」という。）とパートⅡが適用される「その他の投資信託」（以下「UCI」という。）を区分して取り扱っている。2010年法パートⅠに基づくUCIは、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法（以下「2013年法」という。）に規定するAIFとしての資格を有するのに対して、UCITSは、2013年法の範囲から除外されている。

□. 欧州連合（以下「EU」という。）のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法のパートⅠに基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「パートⅠ投資信託」という。）としての適格性を有しているすべてのファンドは、EUの他の加盟国において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる。

ハ. 2010年法第2条は、同法第3条に従い、パートⅠ投資信託とみなされる投資信託を、以下のように定義している。

- A. 公衆から調達する投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託。
- B. 投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と甚しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。

#### 4 【監督官庁の概要】

本投資法人は、CSSFの監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

##### 登録の届出の受理

- イ) ルクセンブルグに所在するすべての投資信託（すなわち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合）は、CSSFの監督に服し、CSSFに登録しなければならない。
- ロ) 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）で、ヨーロッパ共同体加盟国で設立され、かつ2009年7月13日付欧州理事会指令2009/65/ECの要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としない。かかるUCITSは、CSSFに事前通知し、所定の書類を提出し、所在地事務代行会社としてルクセンブルグの銀行を任命し、かつCSSFが、かかる通知および書類の提出から法令上の期限以内に異議を述べない場合、ルクセンブルグ国内において販売することができる。
- ハ) 外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから国外の公衆に対してその投資信託証券を販売するためには、CSSFへの事前登録を要する。

当該投資信託が設立された国において、投資者の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服している場合にのみかかる登録が可能である。

##### 登録の拒絶または取消

投資信託が適用ある法令、指令を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合またはその監査人が投資者に対する報告義務もしくはCSSFに対する開示義務を怠った場合は、登録が拒絶されまたは取り消されうる。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役がCSSFにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されうる。さらに、投資信託の機構または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有しない場合は、登録は拒絶されうる。

登録が拒絶または取り消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は地方裁判所の決定により解散および清算されうる。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されうる。

#### 目論見書に対する査証の交付

投資証券の販売に際し使用される目論見書もしくは説明書等は、CSSFに提出されなければならない。CSSFは書類が適用ある法律、勅令、指令に従っていると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に査証を付してそれを証明する。

#### 財務状況、その他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者およびCSSFに提出されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。

監査人は財務状況その他に関する情報が不完全もしくは不正確であると判断した場合には、その旨をCSSFに直ちに報告する義務を負う。また監査人は、CSSFが要求するすべての情報（投資信託の帳簿その他の記録を含む。）をCSSFに提出しなければならない。

### 5 【その他】

#### a . 定款の変更

本投資法人の定款は、商事会社に関する1915年8月10日法(改正済み)によって定められている定足数および過半数の要件に従って、投資主総会において変更することができる。

修正版はすべて、RESAに預託通知を掲載することで公告し、定時投資主総会で承認を受けた後、すべての投資主を法的に拘束する。

#### b . 事業譲渡または事業譲受

後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 (i) 投資法人、サブ・ファンドおよび投資証券クラスの解散および合併」を参照のこと。

#### c . 出資の状況その他の重要事項

該当事項なし。

#### d . 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他本投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はない。

## 第2【手続等】

### 1【申込（販売）手続等】

#### 海外における販売手続等

サブ・ファンドの投資証券の発行価格は、下記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 ( ) 純資産価格の計算」の項の要領に従い計算される。投資主は、純資産価格が「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価」に記載されるシングル・スイング・プライシングの方針に従い調整される場合があること、および投資証券の発行価格に関する内容は、シングル・スイング・プライシングの方針に従い調整される可能性がある純資産価格に対するものであることに留意すべきである。

本書に別途記載されない限り、最大3%の発行手数料が投資者の元本の約定価格から控除される（またはこれに上乗せされる）ことがある、販売会社またはサブ・ファンドの投資証券の販売に携わる金融取次機関宛に支払われることがある。投資証券の各販売国で発生するあらゆる租税、手数料またはその他の料金も請求される。

本投資法人の投資証券の購入申込みは、本投資法人、管理会社、管理事務代行会社ならびに任命された販売代行会社および支払事務代行会社が、投資証券の該当するクラスの発行価格で受け付け、販売代行会社および支払事務代行会社は受け付けた申込みを管理事務代行会社に取り次ぐ。

支払いは、ファンド取引日の後からルクセンブルグにおける3営業日以内に保管受託銀行によって受領されなければならない。投資証券は、発行価格全額が支払われた後遅滞なく関連する投資者に引き渡される。本投資法人は認証されていない記名式の投資証券として投資証券のクラスを発行することを決定することができる。端数投資口は、小数点以下第3位まで発行される。投資主による請求および発生した費用全額の支払いをもって、本投資法人は投資証券の現物の券面を発行することを決定することができる。本投資法人は1以上の単位で投資証券の券面を発行する権利を留保するが、端数投資口の券面は発行されない。各クラスの投資証券はすべて、同じ権利を有する。ただし、定款にはサブ・ファンド内で異なった特徴を有する様々な投資証券クラスを発行できることが定められている。

本投資法人は、記名式投資証券のみを発行する。すなわち、本投資法人への投資者の関連するすべての権利義務を随伴する投資主としての地位は、本投資法人の名簿への各投資者の記載を根拠とすることになる。記名式投資証券が、クリアストリーム等の公認された外部決済機関を通じて決済される可能性もあることに、投資主は留意すべきである。

本投資法人はその裁量により一部またはすべての現物による購入申込みを受け付けることができる。その場合、現物による購入申込みが各サブ・ファンドの投資方針および投資制限に一致しなければならない。さらに、本投資法人が任命した監査人がかかる投資対象を検査する。関連する費用は、投資者が負担する。

#### 日本における販売手続等

原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、個々の法定休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、「第一部 証券情報 第1 外国投資証券（外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。）（12）払込取扱場所」に記載されるファンド払込日までに管理事務代行会社への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。その場合、日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」を投資主に交付し、投資

主は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。販売の単位は、原則として1口以上0.001口単位とする。また金額単位の申込みも受け付けるが、かかる申込みについては、日本における販売会社が定める。

投資証券1口当たり販売価格は、原則として、ファンドが当該申込みを受領した翌ファンド営業日に計算される1口当たりの純資産価格である。日本における約定日は、日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日であり、約定日から起算して約定日を含む日本における4営業日目に受渡しを行うものとする。

販売代金の支払いは、原則として円貨によるものとし、各投資証券の基準通貨と円貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また販売会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。各投資証券の基準通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資証券の選別基準」に投資証券が適合しなくなったときは、投資証券の日本における販売を行うことができない。

前記「海外における販売手続等」の記載は、適宜、日本における販売手続等にも適用されることがある。

## 2 【買戻し手続等】

### 海外における買戻し手続等

投資主は、本投資法人、管理事務代行会社または申込みを受け付けることを認められている販売代行会社宛てに取消不能の買戻しの申込みを行うことにより、各取引日に投資証券の買戻しを請求することができる。買戻しの注文には、発行されたであろう券面を添付しなければならない。サブ・ファンドの投資証券の販売各国で生じる租税、手数料その他の料金が投資主に請求される。

買戻価格は、純資産価額の変動により、投資者が支払った価格を上回ることもあるれば、下回ることもある。投資証券は、該当する取引日の投資証券1口当たり純資産価格で買い戻される。投資主は、純資産価格が下記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価」に記載されるシングル・スイング・プライシングの方針に従い調整される場合があること、および下記の投資証券の買戻価格に関する記載がシングル・スイング・プライシングの方針に従い調整される可能性がある純資産価格に対するものであることに留意すべきである。

買戻代金の支払いは、通常、該当するファンド取引日の後から3営業日以内に行われる。

過度に大量の買戻申込みが行われる場合、本投資法人は、サブ・ファンドの関係資産を不要に遅滞することなく売却するまで、買戻申込みの執行を延期するよう決定することができる。このような措置が必要な場合、同日に受領するすべての買戻注文を同価格で決済する。

あるファンド取引日に関連して受領する買戻申込みが、単独でまたは同様に受領する他の買戻申込み(乗換申込みを含む。)と合算して関連するサブ・ファンドの純資産総額の10%を上回る場合、本投資法人は、かかるファンド取引日にサブ・ファンドの純資産総額の10%を上回る買戻しまたは乗換えが行われないよう、その単独かつ絶対的裁量により(かつその他の投資主の最善の利益を考慮して)、当該ファンド取引日に関して行われる各申込みを比例案分して低減する権利を留保する(以下「買戻制限」という。)。適用ある場合、複数のファンド取引日に関連して受領した買戻申込みが、1暦月内に同様に受領した他の買戻申込み(乗換要請を含む。)と合算して関連するサブ・ファンドの純資産総額の20%を上回る場合、本投資法人は、かかるファンド取引日にサブ・ファンドの純資産総額の20%を上回る買戻しまたは乗換えが行われないよう、その単独かつ絶対的裁量により(かつその他の投資主の最善の利益を考慮して)、当該ファンド取引日に関して行われる各申込みを比例案分して低減する権利を留保する(以下「月次買戻制限」という。)。買戻制限または月次買戻制限が適用されるファンド取引日

において受領した申込みに関して、翌取引日に申込みを受領する範囲においては、前ファンド取引日における申込みが、後日の申込みに優先して先に処理され、前の文章に定める方法に従い取り扱う。

上記の純資産価格の調整の代わりに、サブ・ファンドが負担しうる費用および税金の推定額ならびにファンドが投資する資産の買い呼び値と売り呼び値の推定スプレッドが、投資家に直接請求されることがある。

本投資法人は、投資者の承認により、その裁量により、現物による一部またはすべての買戻しを決定することができる。投資者は現物による買戻しを自由に拒絶することができ、関連するサブ・ファンドまたは投資証券クラスの基準通貨建ての現金による買戻代金の支払いを要求することができる。投資者が現物による買戻しに応じることに同意する場合、投資者は、可能な限り、買い戻す投資証券口数に比例する分を、サブ・ファンドが保有する有価証券、現金およびその他の資産から選別して組み合わせて受領する。さらに、このような買戻しは、本投資法人が選任する監査人により監査される。関連する費用は、投資者が負担する。

あるサブ・ファンドの純資産総額においてある投資証券クラスが占める価値が、取締役会が当該投資証券クラスの経済的に効率的な運用に必要な最低水準として定める一定水準を下回るか、またはこれに届かない場合、取締役会は、取締役会が決定する営業日に買戻価格を支払ってかかるクラスの投資証券すべてを買い戻すことを決定することができる。いかなる場合においても、このような買戻しの結果、当該クラスの投資者および関連するサブ・ファンドの他の投資者の双方が、追加の費用を負担するか、またはその他の何らかの財務上の不利益を被ることはないものとする。

#### 日本における買戻し手続等

日本における投資者は、原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社および販売取扱会社を通じ、ファンドに対し行うことができる。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連續する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、日本における販売会社および販売取扱会社において買戻請求を受け付けられない場合がある。買戻代金は外国証券取引口座約款に定める方法により買戻手数料なしで支払われる。

投資証券の1口当たりの買戻価格は、ファンドが買戻請求を受領した日の翌ファンド営業日に決定される1口当たりの純資産価格とする。買戻代金の支払いは、外国証券取引口座約款の定めるところに従い、日本における販売会社を通じ買戻請求が行われたファンド営業日後日本における4営業日目に原則として円貨で行われる。円貨で支払われる場合、各投資証券の基準通貨と円貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。各投資証券の基準通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。投資証券の買戻しは原則として1口以上を単位とする。

前記「海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における買戻し手続等にも適用されることがある。

### 3 【乗換え手続等】

#### 海外市場における乗換え

英文目論見書に別途記載がない限り、投資主は自らの投資証券を別のサブ・ファンドの投資証券または同一サブ・ファンドの別のクラスの投資証券に乗り換えることを請求できる。ただし、以下を条件とする。

- ・ ある投資証券クラスの乗換えを行うことができるには、サブ・ファンドが追加の申込みを受け付けているクラスの投資証券に限定され、該当する投資証券の乗換え先であるサブ・ファンドの投資証券の発行が停止されている場合には乗換えを行えない。
- ・ 乗り換えは、乗換先の投資証券クラスまたはサブ・ファンドに適用される条件に従うものとする。
- ・ 乗換えは指定される投資証券口数に限って行うことができる。

乗換えの申込みの提出には、投資証券の発行および買戻しと同じ手続きが適用される。

乗換え先の投資証券の数は以下の公式に従って計算する。

$$A = \frac{B * C * D}{E}$$

A = 乗換え先の新しいサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の数。

B = 乗換元のサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の数。

C = 乗換えのために提出された投資証券の純資産価額。

D = 関係するサブ・ファンドまたは投資証券クラス間の為替レート。両方のサブ・ファンドまたは投資証券クラスが同じ基準通貨で評価されている場合、係数は1である。

E = 乗換え先のサブ・ファンドおよび／または投資証券クラスの投資証券1口当たり純資産価格プラス租税、手数料およびその他の料金。

乗換えにおいては、3%を上限とする乗換手数料が、販売会社および／またはサブ・ファンドの投資証券の販売に携わる金融取次機関への支払いのために控除（または追加請求）される。投資証券の各販売国で発生するあらゆる租税、手数料およびその他の料金も請求される。

#### 日本における乗換え

日本における投資主は、自己の投資証券から他のサブ・ファンドまたは他のクラスの投資証券に乗換えを行うことができない。

### 4 【その他】

#### 投資証券の発行と買戻しに関する条件

発行または買戻し可能な投資証券は、各ファンド営業日に発行され買い戻される。発行および買戻しが行われる日を「ファンド取引日」という。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（すなわち、銀行が1日を通して通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、個々の法定外休業日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価できない日を除く。「法定外休業日」は、銀行および金融機関が休業している日である。「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 ( ) 純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換えの停止」の項に定める要領で本投資法人が純資産価額の計算を行わないことを決定する日に発行または買戻しは行われない。さらに、本投資法人はその裁量により購入申込みを拒絶する権限を有する。

ある営業日（注文日）の中央ヨーロッパ時間12時（締切時間）までに管理事務代行会社に登録された購入および買戻しの申込みは、下記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評

価」の規定に従い当該取引日に計算した純資産価額に基づいて翌営業日に処理される。締切時間を過ぎてから受領する購入および買戻しの申込みは、翌取引日に処理される。つまり、決済のための純資産価額は注文を入れた時点では分からず（将来価格）。評価時点で入手可能な最新価格に基づき取引日に算出されることになる。管理事務代行会社への時間通りの注文の提出を保証するために、前述の特定した時刻より早い締切時間をルクセンブルグまたはルクセンブルグ外の販売代理店に提出される申込書の提出に対して適用することがある。これらに関する情報は該当する販売代理店から入手することができる。適用される個別の評価原則は下記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価」に記載される。

上記は、関連するサブ・ファンドの純資産価額に基づいて行われる本投資法人の異なるサブ・ファンドの投資証券への乗換えについても同様に当てはまる。

本投資法人は、本投資法人を守るために、投資主全体の利益のために、投資方針のために、または本投資法人の個別の投資方針が危機にさらされる場合に必要であると見做す範囲内で、その裁量によりいつでも、申込みの注文を拒否するか、または、投資証券の発行を一時的に制限、延期もしくは完全に停止することができる。

## データ保護

国家データ保護委員会の体制および一般データ保護枠組みに関する2018年8月1日付ルクセンブルグ法（改正済）ならびに個人データの処理に係る自然人の保護および当該データの自由な移動に関する2016年4月27日付規則（EU）2016/679（以下「データ保護法」という。）の規定に従って、本投資法人は、データ管理者を務め、投資者が求めるサービスを履行する目的で、また、本投資法人の法律上および監督上の義務を果たすために、投資者が提供するデータを電子的またはその他の手段により収集、保存および処理する。

処理されるデータには、特に、投資者の氏名、連絡先の詳細（住所または電子メールアドレスを含む。）、銀行口座の詳細、本投資法人への投資の金額および性質（ならびに投資者が法人の場合、その連絡先の人物および／または実質的所有者等、当該法人に関連する自然人のデータ）（以下「個人データ」という。）が含まれる。

投資者は、自己の裁量により、本投資法人への個人データの移転を拒否することができる。ただし、この場合に、本投資法人は、投資証券の申込注文を拒否する権利を有する。

投資者の個人データは、本投資法人と契約を締結した際に、投資証券の申込みの実行（すなわち、契約の履行）、本投資法人の正当な利益の保護、および本投資法人の法的義務の履行のために処理される。個人データは、特に、（ ）投資証券の申込み、買戻しおよび転換を行い、投資者に配当を支払い、顧客口座を管理するため、（ ）顧客との関係を管理するため、（ ）過剰取引および市場タイミング慣行に関する確認、ならびにルクセンブルグまたは外国の法令（FATCAおよびCRSに関する法令を含む。）により義務付けられる納税に関する身元確認を行うため、（ ）適用されるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するために処理される。投資主から提供されたデータは、（ ）本投資法人の投資主名簿の管理のために処理される。さらに、個人データは、（ ）マーケティング目的で使用することができる。

上記の正当な利益には、以下が含まれる。

- 本「データ保護」の項の上記（ ）および（ ）に記載されたデータ処理の目的
- 本投資法人の会計上および監督上に関する義務全般を履行すること
- 適切な市場基準に従い本投資法人の事業を遂行すること

この目的のために、また、データ保護法の規定に従って、本投資法人は、個人データをそのデータ受領者（以下「受領者」という）に移転することができる。受領者は、上記の目的に関連する本投資法人の活動を支援する関連会社または外部会社である場合がある。これらには、特に、本投資法人の管理会

社、管理事務代行会社、販売会社、保管受託銀行、支払事務代行会社、投資運用会社、所在地事務代行会社、元引受会社、監査人および法律顧問が含まれる。

受領者は、自己の責任で個人データを自己の代表者および／または代理人（以下「再受領者」という。）に提供することができ、当該代表者および／または代理人は、受領者が本投資法人のためにサービスを遂行することおよび／または法的義務を履行することを支援することのみを目的として、個人データを処理することができる。

受領者および再受領者は、データ保護法が適切な水準の保護を提供しない可能性のある欧州経済地域（EEA）内外の国に所在することができる。

適切なデータ保護基準を持たないEEA外の国に所在する受領者および／または再受領者に個人データを移転する場合、本投資法人は、投資者の個人データが、データ保護法によって規定される保護と同じ保護を確実に与えられるように、契約上の保護手段を確立するものとし、そのために欧州委員会によって承認されたモデル条項を使用することができる。投資者は、上記の本投資法人の住所に書面による請求を送付することにより、個人データを当該国に移転することを可能にする関連文書の写しを請求する権利を有する。

投資証券の申込みに際して、すべての投資者は、個人データが上記の受領者および再受領者（EEA外に所在する会社、特に適切な水準の保護を提供しない国に所在する会社を含む。）に移転され、処理される可能性があることを明示的に再認識させられる。

受領者および再受領者は、本投資法人の指示に基づきデータを取り扱う際には処理者として、または、個人データを自己の目的、すなわち自己の法的義務を履行するために処理する場合は自己の権利で管理者として、個人データを処理することができる。本投資法人はまた、EEA内外の税務当局を含む政府および監督当局等の第三者に対し、適用される法令に従って、個人データを移転することができる。特に、個人データは、ルクセンブルグ税務当局に提供され、その後ルクセンブルグ税務当局は管理者を務め、このデータを外国の税務当局に転送することができる。

データ保護法の規定に従い、すべての投資者は、上記の本投資法人の住所に書面による請求を送付することにより、以下の権利を有する。

- ・ 個人データに関する情報（すなわち、個人データが処理されているか否かを本投資法人に確認する権利、ファンドが個人データをどのように処理しているかについての一定の情報を得る権利、データにアクセスする権利、および処理された個人データのコピーを得る権利（法定免除の対象となる。））
- ・ 個人データが不正確または不完全である場合に、個人データを訂正させること（すなわち、不完全または不正確な個人データまたは誤りの更新および訂正を本投資法人に要求する権利）
- ・ 個人データの利用を制限すること（すなわち、個人データの保管に同意するまで、一定の状況下で個人データの処理を制限することを要求する権利）
- ・ マーケティング目的での個人データの処理の禁止を含む、個人データの処理に異議を申し立てること（すなわち、投資者の特定の状況に関連する理由により、公益または正当な利益に基づいて業務を遂行するためにデータを処理することを本投資法人に禁止する権利。投資者の利益、権利および自由に優先するデータを処理する正当かつ最優先の根拠があること、またはデータを処理することが法的請求を執行、実施または防御するために必要であることを本投資法人が証明できない限り、本投資法人は、当該データの処理を中止する。）
- ・ 個人データを削除させること（すなわち、特定の状況において、特に、本投資法人が当該データを収集または処理した目的において当該データを処理する必要がなくなった場合、個人データの削除を要求する権利）
- ・ データポータビリティ（すなわち、技術的に可能であれば、構造化され、広く使用され、機械で読み取り可能なフォーマットで、投資者または他の管理者へのデータの移転を要求する権利）。

また、投資者は、ルクセンブルグ大公国、L-4361エシュ＝シュル＝アルゼット、ロックンロール通り1の国家データ保護委員会に対して、または他のEU加盟国に居住している場合は他の国家データ保護当局に対して、異議を申し立てる権利を有する。

個人データは、データが処理される目的に必要な期間を超えて保存されない。関連するデータ保存の法定期限が適用されるものとする。

#### マネー・ロンダリングおよびテロリストのための資金供与の防止

管理事務代行会社および任命された販売代行会社は、マネー・ロンダリングおよびテロリストのための資金供与の防止に関するルクセンブルグの2004年11月12日法およびルクセンブルグの政府または監督当局が発行したその後の規則を遵守しなければならない。

特に投資証券の購入申込者は、購入申込みを受け付ける管理事務代行会社および／または販売代行会社もしくは販売会社に対して、身分証明を提出しなければならない。管理事務代行会社および任命された販売代行会社または販売会社は、本投資法人の投資証券の購入者に対して以下の本人確認書類を要求する。個人に関しては、（管理事務代行会社、販売代行会社もしくは販売会社または地方行政機関により認証された）旅券／身分証明書の認証謄本、会社またはその他の法人に関しては、定款の認証謄本、商業・法人登記簿の認証抄本、および最新の公刊された年次報告書の写し、実質的所有者（すなわち最終的な投資主）のフルネーム。管理事務代行会社および／または任命された販売代行会社もしくは販売会社は、対象に応じて、投資証券の購入申込者に対し追加の身元確認書類および／または情報を求めなければならない。

管理事務代行会社および任命された販売代行会社は、上記の身元確認手続が厳密に遵守されていることを確認しなければならない。管理事務代行会社および本投資法人は、隨時、任命された販売代行会社に対して上記の手続きが遵守されていることの確認を求めることができる。管理事務代行会社は、マネー・ロンダリングおよびテロリストのための資金供与の防止に関するルクセンブルグの法律またはEU法と同等の投資者の身元確認義務を取次機関に課していない国々の任命された販売代行会社または販売会社から受け取った購入および買戻しの申込みすべてに関して、上記の規則の遵守状況を監督する。

さらに、任命された販売代行会社およびその販売会社はそれぞれの国において施行中のマネー・ロンダリングおよびテロリストのための資金供与の防止に関するすべての規則を遵守しなければならない。

#### マーケット・タイミングおよび時間外取引

投資主は、本投資法人の取締役が本投資法人の投資に関連して「マーケット・タイミング」として知られる慣行を防ぐために適切な措置を講ずる権利を有していることに留意すべきである。本投資法人の取締役会は、申込み、買戻しおよび乗換の注文のために該当する締切時間を「時間外取引」として知られる慣行から防ぐために守ることを徹底している。本投資法人の取締役会は、販売会社への償還の場合に、販売会社が該当する締切時間を適正に遵守していることを徹底する。

本投資法人の取締役会は、このような慣行の存在を知るかまたはその疑いを持つ場合に申込みおよび転換の要求を拒否する権利を有している。さらに、本投資法人の取締役会はルクセンブルグ法に基づく規定に反することなく、上記の慣行を防ぐために適切であるとみなされる追加措置を講じることを認められている。

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

###### ( ) 純資産価格の計算

あらゆるサブ・ファンドまたは投資証券クラスの純資産価額ならびに投資証券1口当たり発行価格および買戻価格は、当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの基準通貨で表示され、サブ・ファンデに関連して別段の記載がない限り、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンドの純資産全体をサブ・ファンデの当該投資証券クラスの流通している投資証券口数で除することにより毎営業日に計算される。

あるサブ・ファンデの各投資証券クラスに帰属する純資産価額の割合は、当該投資証券クラスに課される手数料を織り込んだ上で、各投資証券クラスの流通投資証券口数と当該サブ・ファンデの流通投資証券の総口数との比率に従って算定され、投資証券が発行または買い戻される毎に変動する。

各サブ・ファンデが保有する資産の価値は以下の要領で計算する(ただし、最終的なものではない。)。

- a) 現金(手元現金または預金のいずれか)、手形、要求払約束手形および売掛金、前払費用、配当金ならびに宣言済または前述のとおり発生済で未受領の利息は、その総額として評価されるが、このような価額が全額支払われるか受領される可能性が低い場合はこの限りではなく、このような場合、その評価額は、その公正価値を反映するために適切とみなされる減額分を考慮して決定される。
- b) 証券取引所に上場している有価証券、派生商品およびその他の投資対象は、最新の市場価格で評価される。当該有価証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場している場合は、当該投資対象の主要市場である証券取引所の最新価格を適用する。証券取引所では通常取引されないが、証券トレーダー間で流通市場が存在し、市場に従い価格が決定される有価証券、派生商品およびその他の資産の場合、本投資法人はかかる有価証券、派生商品およびその他の投資対象を当該価格を基準に評価することができる。有価証券、派生商品およびその他の投資対象が証券取引所には上場していないが、公認かつ公開の、定期的に運営される、規制を受ける別の市場で売買されている場合、かかる市場の入手可能な最新価格で評価する。
- c) 証券取引所に上場されず、別の規制ある市場でも取引されず、信頼できる適切な価格を入手できない有価証券およびその他の投資対象は、予想売却価格に基づいて本投資法人が誠実に選定するその他の原則に従い、本投資法人が評価する。
- d) 証券取引所に上場していない派生商品(「店頭派生商品」)の評価は独立した価格ソースに基づいて評価する。派生商品を評価する独立した価格ソースが一つしかない場合、派生商品の派生元である裏付商品の市場価格に基づいて本投資法人および本投資法人の監査人が認める計算方法により評価の妥当性を検証する。
- e) 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。)および/またはUCIの受益証券または株式は、最新の入手可能な純資産価額で評価される。UCITSおよび/またはUCIの受益証券または株式の一部は、投資先の投資信託の投資マネージャーまたは投資アドバイザーから独立した立場にある信頼に値する価格提供会社によって提供される見積評価額に基づき評価されることがある(見積評価額)。
- f) 短期金融商品は、取得価格(純額)および確定した利回りに基づき評価されるが、このような評価額が買戻価格に応じて次第に調整されることを条件とする。市況が大幅に変化する場合、異なる投資対象の評価額の基準を、新しい市場利回りに沿うように調整する。
- g) 関係するサブ・ファンデの基準通貨以外の通貨で表示され、通貨取引によるヘッジを行わない有価証券、短期金融商品、派生商品およびその他の投資対象は、ルクセンブルグにおける為替相場

の仲値（売買価格の仲値）またはこれが提供されない場合には当該通貨を最も代表する市場における為替相場の仲値で評価する。

h ) 定期預金および信託預金はその額面に経過利息を加えて評価する。

i ) スワップの価値は、外部のサービス提供会社が計算し、別の外部サービス提供会社が二次的な独立の評価を提供する。計算はすべてのキャッシュフロー（流入と流出の双方）の時価（純額）を基準とする。特定の場合に、（ブルームバーグから提供されたモデルと市場データに基づく）内部計算および／またはブローカーが算出する評価を利用することができる。評価方法は、それぞれの証券に依拠し、UBSのグローバル評価方針に基づき決定される。

異常な状況により、上記の規則に基づく評価が実行不可能または不正確であることが判明する場合、本投資法人は、純資産価額を適正に評価するために誠実に選ばれる、一般に認められ、かつ監査可能なその他の評価基準を適用する権限を有する。

異常な状況の場合、評価日の当日のうちに追加の評価を行うことができ、その後の発行および買戻しにかかる新評価を反映する。

報酬および手数料ならびに投資先の投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用が入手可能な最新の価格または該当する場合は投資証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化による影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、投資証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる（「シングル・スイング・プライシング」）。

投資証券は通常、単一の価格である純資産価格に基づいて発行され、買戻される。しかしながら、希薄化による影響を軽減するために、投資証券1口当たり純資産価格は、以下に記載するとおり評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに関係なく行われる。特定の評価日において、いずれかのサブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスにおいて取引が行われない場合、未調整の投資証券1口当たり純資産価格が適用される。かかる希薄化調整が行われる状況に関しては取締役会が裁量権を有している。一般的なルールとして、希薄化調整を実行するための要件は関連するサブ・ファンドにおける投資証券の申込みまたは買戻しの規模に基づいている。取締役会は、既存の投資主（申込みの場合）または残存する投資主（買戻しの場合）が損害を被る可能性があると判断する場合に希薄化調整を行うことができる。希薄化調整は以下の場合に行われることがあるが、これらに限定されない。

( a ) サブ・ファンドが継続的に下落している場合（すなわち買戻しによる純流出）。

( b ) サブ・ファンドがその規模に比べて大量の正味申込みを受けている場合。

( c ) サブ・ファンドの特定の評価日におけるポジションが正味申込みまたは正味買戻しになっている場合。または、

( d ) 投資主の利益のために希薄化調整が必要であると取締役会が判断するその他のあらゆる場合。

評価額の調整においては、報酬および手数料ならびに売買価格のスプレッドに十分に見合う適切な数値であると取締役会が判断する金額が、サブ・ファンドが正味申込ポジションにある場合は1口当たり純資産価格に加算され、正味買戻ポジションにある場合は投資証券1口当たり純資産価格から控除される。特に、各サブ・ファンドの純資産価額は、( ) 見積もり財務費用、( ) サブ・ファンドが負担する可能性がある取引費用および( ) サブ・ファンドが投資する資産の想定売買スプレッドを反映する金額分だけ（上方または下方に）調整される。一部の株式市場および法域ではバイサイドおよびセルサイドが異なる手数料体系を有することがあるため、最終的な調整額が純流入と純流出とで異なることがある。ただし、調整は基本的に、当該時に適用される投資証券1口当たり純資産価格の最大2%を上限とする。例外的な状況（例えば、市場のボラティリティの上昇および／または流動性の低下、例外的な市況、市場の混乱等）においては、これが実勢市場の状況を示すものであり、投資主の最大の利益であることを取締役会が正当化できるのであれば、取締役会は各サブ・ファンド

および／または各評価日に関連する該当ある1口当たり純資産価格の2%を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができる。このような希薄化調整は取締役会が定める手順に従い算出されるものとする。投資主は一時的な手続きが導入される度に、かつ一時的な手続きが終了した直後に、通常の連絡手段を通じて通知を受けるものとする。

サブ・ファンドの各投資証券クラスの純資産価額は個別に計算されるが、希薄化調整はパーセンテージで見ると各クラスの純資産価額に対して同一の影響を及ぼすことになる。希薄化調整はサブ・ファンドの水準において元本に対して適用されるもので、各個人投資家の取引における特定の状況に関連するものではない。

( ) 純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換えの停止

以下の場合、本投資法人は純資産価額の計算、ひいては一または複数のサブ・ファンドの投資証券の発行、買戻しおよび個々のサブ・ファンド間の乗換えを一時的に停止することができる。

- 純資産の大部分の評価の基礎とされる一もしくは複数の証券取引所もしくは市場、または純資産価額が表示される通貨もしくは純資産の大部分が表示される通貨の為替市場が通常の休日以外で閉鎖されている日、または取引が中止されているか、もしくはこれらの証券取引所および市場が制限の対象もしくは短期的に急激な変動に見舞われている場合。
- 本投資法人の支配、責任または影響の及ばない出来事によって、投資主の利益に重大な悪影響を及ぼすことなく、通常どおりに本投資法人の資産を利用できない場合。
- 通信網の混乱またはその他の理由により、純資産価額の大部分を計算できない場合。
- 為替および資本管理により、本投資法人が事業を継続できない場合。

純資産価額の計算、投資証券の発行、買戻しおよびサブ・ファンド間または投資証券クラス間の乗換えの中止は、本投資法人の投資証券を一般市民に販売する承認を受けた国の関係当局すべてに遅滞なく連絡されるとともに、下記「3 投資主・外国投資法人債権者の権利等 (1) 投資主・外国投資法人債権者の権利 (f) 報告書を受領する権利」の項で規定される要領で投資主に通知される。

また、本投資法人は以下を行う権限を有する。

- a ) 自己の裁量により購入申込みを拒絶すること。
- b ) 排除命令に違反して申し込まれたまたは購入された投資証券の強制買戻しを隨時実施すること。

( 2 ) 【保管】

記名投資証券の所有権は本投資法人の投資主名簿への登録により証明される。投資主は自らの取引に関する確認書を受け取る。記名証券は発行されない。

大券は、クリアストリーム・インターナショナルおよびユーロクリアにより登録式共同大券の手配が行われたときは発行可能である。大券は管理事務代行会社または保管受託銀行の投資主名簿にクリアストリーム・インターナショナルおよびユーロクリアの共同預託名義において登録される。大券に関して、証券自体は発行されない。クリアストリーム・インターナショナル、ユーロクリアおよび中央支払事務代行会社間で手配が行われたときは、大券は記名証券に転換可能な場合に限り発行することができる。

大券および取扱手続についての情報は名義書換代行会社またはインベスター・サービス・センターに請求することにより、入手可能である。

上記は日本の投資主には適用されない。日本の投資主に販売される投資証券の券面または確認書は、記名式の券面は発行されず、日本における販売会社の保管者により保管者名義で保管される。

(3) 【存続期間】

本投資法人は、存続期間を無期限として設立された。

(4) 【計算期間】

本投資法人の決算期は毎年7月末日である。

(5) 【その他】

( ) 投資法人、サブ・ファンドおよび投資証券クラスの解散および合併

本投資法人、サブ・ファンドおよび投資証券クラスの解散

定足数および必要な過半数に関する法律要件を満たす投資主総会により、いつでも本投資法人を解散することができる。

本投資法人の純資産総額が所定の最低資本金の3分の2または4分の1以下になる場合、取締役会は、本投資法人を清算するか否かについて投資主総会の採決を求めなければならない。本投資法人が解散する場合、清算は投資主総会で指名される一名以上の清算人が実行するものとする。当該総会では清算人の職務および報酬の範囲も決定する。清算人は投資主の最善の利益にかなうように本投資法人の資産を売却し、サブ・ファンドの投資証券クラスの清算による正味収入を投資主の保有数に比例して当該サブ・ファンドの投資証券クラスの投資主に配分するものとする。投資主に分配できない清算収入は取得時効期間の満了までルクセンブルグの供託金庫(Caisse de Consignation)に遅滞なく預託される。

サブ・ファンドもしくは投資証券クラスの純資産総額がサブ・ファンドの投資証券クラスを経済的に合理的に管理できない水準以下に落ち込んだ場合、または政治もしくは経済の状況の変化および合理化の過程にある場合、取締役会は、一もしくは複数のサブ・ファンドの投資証券クラスの清算を要求することができる。

取締役会の権利にかかわらず、取締役会の提案に基づいて、サブ・ファンドの投資主総会において、サブ・ファンドが発行した投資証券を回収し、投資主に対して投資主が保有する投資証券の純資産価額を返還することにより、本投資法人の資本を減額することができる。純資産価額は上記の決定が効力を発生する日に計算し、サブ・ファンドの資産の処分によって生じた代金および清算に起因する費用を織り込むものとする。

投資主総会または取締役会による投資証券の回収の決定は、書留郵便で送付されるか、またはルクセンブルグの官報、ならびにルクセンブルグの日刊紙および必要があれば本投資法人の投資証券を販売する各国の特定の公的刊行物を通じて関係するサブ・ファンドの投資主に公表される。買戻しのために投資主により呈示された未精算の投資証券の対価は、時効期間の満了まで、ルクセンブルグの供託金庫(Caisse de Consignation)に預託されるものとする。

サブ・ファンド同士またはサブ・ファンドとその他のUCIの合併

前記「本投資法人、サブ・ファンドおよび投資証券クラスの解散」に記載される状況と同じ状況の場合、取締役会は、2010年法の規定に従い、サブ・ファンドの投資証券の消却および対応する投資主への他のサブ・ファンドまたは他のUCITSの投資証券の割当てを決定することができる。本項において取締役会が付与された権限にかかわらず、本項に記載されたファンド同士を合併する決定もまた、関連サブ・ファンドの投資主総会において採択することができる。

合併の決定は、ルクセンブルグの日刊紙に公告するか書留郵便により、投資主に通知される。かかる決定の公告から30日以内に投資主は保有する投資証券の一部または全部を、前記「第2 手続等 2 買戻し手続等 海外における買戻し手続等」に記載するガイドラインに従って、無料で純資産価

額で買い戻す権限を有する。買戻しのために提出されなかった投資証券は、かかる決定が効力を生じた日において計算された関連するサブ・ファンドの投資証券の純資産額に基づいて交換される。

### 投資主総会

サブ・ファンドの清算および合併のいずれの場合についても、投資主総会の定足数は要求されず、決定は、総会に出席する投資主または委任状により投票を行う投資主の単純多数によって承認することができる。

#### ( ) 授権発行限度額

投資証券の授権発行限度額は無制限である。

#### ( ) 本投資法人の定款の変更

本投資法人の定款は、商事会社に関する1915年8月10日法（改正済み）によって定められている定足数および過半数の要件に従って、投資主総会において追加または変更することができる。

修正版は、ルクセンブルグの官報、ルクセンブルグの日刊紙、および必要な場合は本投資法人の投資証券を販売するそれぞれの国の公的刊行物において公告し、投資主総会で承認を受けた後、すべての投資主を法的に拘束する。

日本の投資主に対しては、定款の重要事項の変更は、公告または通知書によって知らされる。

#### ( ) 関係法人との契約の更改等に関する手続き

##### 管理会社契約

管理会社契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。本契約に基づくいざれかの当事者の重大な契約違反ならびにかかる違反が書面による通知の30日以内に改善されない場合、本契約は即時終了される。

同契約は、ルクセンブルグ大公国（ルクセンブルグ）の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

##### 投資運用契約

投資運用契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。やむを得ない事由がある場合、いざれかの当事者も相手方当事者に対して通知を交付することにより、契約を解除することができる。やむを得ない事由とは、本契約に基づく義務に関する故意および重過失をいう。投資運用会社は、投資者の利益となる場合には、投資運用の役務を即時辞任することができる。各サブ・ファンドの投資アプローチは、ポートフォリオ・マネージャーの選択に基づくものである。ポートフォリオ・マネージャーの選定は、デュー・ディリジェンスを通じて行われる。各ポートフォリオ・マネージャーは、販売目論見書に記載される各サブ・ファンドの適格ポートフォリオ・マネージャーとして選定されている。常に適格ポートフォリオ・マネージャーが選定されるとは限らない。

同契約は、ルクセンブルグ大公国（ルクセンブルグ）の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

##### 保管および支払事務代行契約

保管および支払事務代行契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。本契約に基づくいざれかの当事者の重大な契約違反ならびにかかる違反が書面による通知の30日以内に改善されない場合、新たな保管受託銀行が選任されることで、本契約は即時終了される。

同契約は、ルクセンブルグ大公国（ルクセンブルグ）の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

##### 管理事務代行契約

管理事務代行契約は、両当事者の相互の合意によりいつでも修正することができ、無期限の期間にわたり完全な効力を有するものとするが、一方当事者が他方当事者に対し、書面による通知を送達ま

たは郵便料金前払いで投函することにより終了することができ、かかる終了は、かかる送達日または投函日から3か月を経過した後に、効力を有するものとする。ただし、各当事者は、以下の場合にはいつでも、同契約を即時に終了することができる。

- 清算、他方当事者の管理者、審査官もしくは管財人の任命、または、適切な規制当局もしくは管轄権を有する裁判所の指示により同様の事態が発生する場合。
- 他方当事者が、同契約の条項に違反し、是正が可能であるにもかかわらず、かかる違反の是正を求める通知の送達日から30日以内に、かかる違反を是正できない場合。
- 同契約の継続的な履行がいずれかの理由により違法行為となる場合。

#### 投資証券販売・買戻契約

投資証券販売・買戻契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

#### 代行協会員契約

代行協会員契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

#### ( ) ベンチマーク規則

販売目論見書に別段の定めがない限り、販売目論見書の日付においてサブ・ファンドがベンチマークとして使用する指数（規則（EU）2016/1011（以下「ベンチマーク規則」という。）に基づき定義される「使用」）は、以下により提供される。

- ( ) ベンチマーク規則第36条に従ってESMAが保管するベンチマーク管理者登録簿に記載されるベンチマーク管理者。ベンチマークがESMAのベンチマーク管理者登録簿または第三国（イギリス）のベンチマーク登録簿に含まれる管理者によって提供されるか否かについての最新情報は、<https://registers.esma.europa.eu>で入手可能である。
- ( ) イギリスの2019年ベンチマーク規則（修正および経過措置規定）（EU離脱）（「イギリスのベンチマーク規則」）に基づき認可を受けているベンチマーク管理者は、ベンチマーク規則の意味において第三国に所在するベンチマーク管理者としての適格性を有し、FCAにより維持される管理者およびベンチマークの登録簿（<https://register.fca.org.uk/BenchmarksRegister>）において入手可能である。）に含まれている。
- ( ) ベンチマーク規則により与えられる経過措置の取り決めに該当するベンチマーク管理者。したがって、ベンチマーク規則の登録簿にまだ記載されていない。ベンチマーク管理者の経過措置期間およびベンチマーク規則に基づく管理者としての承認または登録のための申請を行う期限は、いずれも該当するベンチマークの分類およびベンチマーク管理者の本籍地に応じている。

ベンチマークに重大な変更が生じる場合、または一切提供されなくなる場合のために、管理会社はベンチマーク規則第28条第2項に基づき求められる、このような不測の事態の際に取るべき措置を記載した行動計画書（「緊急時対応策」）を保持している。投資主は要求することにより、管理会社の登記上の事務所において緊急時対応策を無料で入手することができる。

## 参考指標のディスクレーマー

### ICE

ICEデータ・インディシーズ（以下「ICEデータ」という。）は、許可を得て使用される。ICEデータ、その関連会社およびこれらの各第三者提供者は、明示であるか默示であるかを問わず一切の保証および表明（指数、指数データおよびこれらに關し、関連し、または由来するあらゆるデータを含め、商品性の保証または特定目的もしくは利用の適合性の保証を含めた、明示・默示を問わない一切の保証および表明）を否認する。ICEデータ、その関連会社およびこれらの第三者提供者のいずれも、いかなる損害賠償についても責任を負わず、また指数もしくは指数データまたはこれらのいずれの部分の適切性、正確性、適時性または完全性についても責任を負わない。指数、指数データおよびこれらの構成要素は、「現状のままで」提供され、自己のリスク負担で使用される。ICEデータ、その関連会社およびこれらの各第三者提供者は、UBSもしくは追加されたその関連会社またはその商品もしくはサービスの一切を後援、保証および推奨するものではない。

## 2 【利害関係人との取引制限】

取締役会、管理会社、投資運用会社、保管受託銀行および本投資法人のその他のサービス提供会社ならびに／またはそれらの関連会社、構成員、従業員もしくはこれらと関係する者は、本投資法人との関係において様々な利益相反にさらされる可能性がある。

管理会社、本投資法人、投資運用会社および保管受託銀行は、本投資法人の利益が損なわれるリスクを最小限に抑え、それが避けられない場合に本投資法人の投資家を公正に取り扱うために、利益相反の方針を採用し、実施し、かつ利益相反を特定、管理するための適切な組織的・事務的な措置を講じている。

管理会社、投資運用会社、保管受託銀行、総販売会社、証券貸付代理人および証券貸付業務提供者ならびに一部のポートフォリオ・マネージャーは、UBSグループの一員（以下「関係者」という。）である。

関係者は、世界中でフルサービスを提供するプライベート・バンク、投資銀行、資産管理会社兼金融サービス会社であり、世界の金融市場における主要な参加者でもある。そのため、関係者は、様々な事業活動を積極的に行い、本投資法人が投資を行う金融市場においてその他の直接または間接的な利害を有する可能性がある。

関係者（その子会社および支店を含む。）は、本投資法人が締結する金融デリバティブ契約に関して取引相手方として行為することができる。保管受託銀行は本投資法人にその他の商品またはサービスを提供する関係者の法人と関係しているため、潜在的な利益相反がさらに生じる可能性がある。

関係者の事業遂行における方針は、関係者の様々な事業活動と本投資法人または投資主との間に利益相反を引き起こす可能性のある行為または取引を特定し、管理し、必要な場合は禁止することである。関係者は、最高水準の健全性および公正な取引に従う方法により利益相反を管理するよう努めている。かかる目的において、関係者は、本投資法人またはその投資主の利益を害するおそれのある利益相反を伴う事業活動が適度な独立性をもって行われ、かつ、あらゆる利益相反を公正に解決することを徹底する手続きを実施している。投資家は、管理会社宛てに書面で請求することにより、管理会社および／または本投資法人の利益相反に関する方針の追加情報を無料で取得することができる。

管理会社が相当な注意および最善の努力を払ったとしても、利益相反を管理するために管理会社が講じる組織的・事務的な措置が、本投資法人またはその投資主の利益を損なうリスクを回避するとの合理的な信頼を確保するには不十分であるというリスクがある。このような場合、かかる軽減されない利益相反および下された決定が、管理会社の以下のウェブサイトにおいて投資家に報告される。

<https://www.ubs.com/global/en/legalinfo2/luxembourg.html>

各情報は、管理会社の登録事務所においても無料で入手可能である。

さらに、管理会社および保管受託銀行が同じグループの構成員であることを考慮しなければならない。したがって、両者は( )当該関係から生じるあらゆる利益相反を特定し、( )かかる利益相反を回避するためにあらゆる合理的な措置を講じることを徹底する方針および手続きを導入している。

管理会社と保管受託銀行との間のグループ上の関係から生じる利益相反を回避することができない場合、管理会社または保管受託銀行は、本投資法人および投資主の利益への悪影響を防ぐため、かかる利益相反を管理、監視および開示する。

保管受託銀行により委託される保管機能の概要ならびに保管受託銀行の委託先および再委託先の一覧は、以下のウェブページで閲覧することができ、これらに関する最新情報は、請求により投資家に提供される。

<https://www.ubs.com/global/en/legal/info2/luxembourg.html>

管理会社は、投資信託の管理の過程で生じる利益相反を認識するためにすべての合理的な措置を講じ、投資信託およびその投資主の利益に悪影響が及ぶことを防ぐために、利益相反を認識、防止、管理および検証するために策定されるすべての合理的な措置を講じることを目指して、効率的な組織的かつ管理上の取り決めを維持し、かつこれらを運営している。

管理会社が、一または複数の自身の職務をUBSのグループ企業に委託する場合、管理会社は、かかる任命が投資主に悪影響を及ぼさないことを徹底するよう努め、特に、かかる任命が本投資法人およびその投資主の最善の利益となることを徹底するよう努める。

投資主は、取締役会の構成員が、本投資法人の取締役会の一員として、およびUBS(その子会社、関連会社、支店もしくは代理店を含む。)(以下「利害関係当事者」という。)の取締役もしくは従業員として果たす職務により利益相反が発生する可能性があるという点に留意すべきである。取締役会は、利益相反を防止するために最善の措置を講ずるが、時に、利益相反を未然に防ぎ切れないことがある。このように、利益相反を防ぎ切れない場合、取締役会は、投資主の最善の利益のために、かかる利益相反の解決に努める。

さらに、該当するポートフォリオ・マネージャーが、直接的または間接的に重大な利害関係のある取引を開始する際等に、ポートフォリオ・マネージャーが利益相反に直面する可能性があるという点に、投資主は留意すべきである。かかる利益相反が生じるのは、以下のような場合である。

- ( )該当するポートフォリオ・マネージャーが、本投資法人のために行行為する際に、利害関係当事者との間での取扱いを行うか、または、利害関係当事者が発行もしくは募集を行うか、これに関して利害関係当事者が役割を担っているか、もしくはその発行に関して利害関係当事者が業務上の利害関係を有する可能性がある証券を取り扱う可能性がある場合。
- ( )該当するポートフォリオ・マネージャーが、本投資法人のために行行為する際に、利害関係当事者が提供しているか、またはその利用により利害関係当事者に業務上の利害関係が発生する、価格、評価、証拠金の預託、取引の決済および清算、証券貸付もしくは調査等のリソースを取り扱っているか、またはこれらを利用している場合。
- ( )該当するポートフォリオ・マネージャーが、その他の顧客のために行行為し、別の顧客のために利益相反のあるトレーディング戦略を行うか、注文を集計するか、または、利害関係当事者かもしれない別の者からの注文と一緒に本投資法人のために行われる注文のマッチングもしくは受け渡しを行う場合。
- ( )該当するポートフォリオ・マネージャーもしくは利害関係当事者の取締役もしくは従業員、または該当するポートフォリオ・マネージャーもしくは利害関係当事者自身が、本投資法人のために有価証券を保有するもしくは取り扱いすれかの企業の取締役であるか、またはかかる企業の有価証券を保有もしくは取り扱うか、あるいは、それ以外の場合においてかかる企業と利害関係を有する場合。

- ( ) 該当するポートフォリオ・マネージャーが、ポートフォリオ・マネージャーの禁止リストに記載されている一定の証券の取引を行えない可能性がある。証券がこのようなリストに載るのは、該当するポートフォリオ・マネージャーが、かかる証券に関してまたは規制上の理由により、価格感応度が高い非公開情報に通じているおそれがある場合である。

### 3 【投資主・外国投資法人債権者の権利等】

#### ( 1 ) 【投資主・外国投資法人債権者の権利】

投資主が本投資法人に対し権利を直接行使するためには、投資証券名義人として登録されなければならない。

したがって、販売取扱会社に投資証券の保管を委託している日本の投資主は、投資証券の登録名義人でないため、本投資法人に対し直接権利を行使することはできない。これらの投資主は販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社に権利を自己のために行使させることができる。投資証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の投資主は本人の責任において権利行使を行う。

投資主の有する主な権利は次のとおりである。

##### ( a ) 配当請求権

各投資主は、本投資法人の年次投資主総会または（中間配当の場合には）取締役会が決定する当該ファンドに関する本投資法人の収益分配をその投資証券数に応じて受領する権利を有する。

##### ( b ) 買戻請求権

投資主は、本投資法人に対し、上記制限に従って投資証券の買戻しをいつでも請求することができる。

##### ( c ) 残余財産分配請求権

本投資法人またはファンドが解散される場合、投資主は本投資法人に対し、その投資証券数に応じて本投資法人の投資証券の残余財産の分配を請求する権利を有する。

##### ( d ) 損害賠償請求権

投資主は、本投資法人の取締役がルクセンブルグの法律に規定する義務に違反している場合、本投資法人の取締役に対し損害賠償を請求することができる。

##### ( e ) 投資主総会における権利

定時投資主総会は、毎年1月31日の11時から、本投資法人の登記上の事務所において開催される。当該日がルクセンブルグにおける営業日ではない場合、定時投資主総会は、翌営業日に開催されなければならない。

##### ( f ) 報告書を受領する権利

各サブ・ファンドおよび本投資法人全体について、7月31日現在の年次報告書および1月31日現在の半期報告書が発行される。これらの報告書には、各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの明細が関連する基準通貨で記載される。本投資法人全体の資産の連結による明細は、一口建てで表示される。

会計年度末から4か月以内に公表される年次報告書には、本投資法人の監査人が監査した年次会計が記載される。

投資主は、本投資法人および保管受託銀行の登記上の事務所で年次報告書および半期報告書を入手できる。

各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の発行および買戻価格は、本投資法人および保管受託銀行のルクセンブルグにおける登記上の事務所において入手できる。

投資主に対する通知は、投資主名簿に記載された投資主の住所宛てに書留郵便で送付され、またはルクセンブルグの日刊紙および必要があれば海外の日刊紙においても公告される。

不法行為上の救済請求権の可能性または株主代表訴訟の可能性を侵害することなく、本投資法人の投資主は、本投資法人または管理会社により任命される業務提供者に対する直接的な訴求権を有しない場合がある。これは、かかる訴求権が、投資主ではなく、該当する契約上の相手方当事者との間に存在するためである。

( 2 ) 【為替管理上の取扱い】

投資証券の配当金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

( 3 ) 【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、本投資法人から日本国内において、

- ( a ) 本投資法人に対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限、および  
( b ) 日本における投資証券の公募、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されており、また関東財務局長に対する投資証券の当初の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対する投資証券に関する届出等の代理人は下記のとおりである。

弁護士 三浦 健  
弁護士 大西 信治  
東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

( 4 ) 【裁判管轄等】

日本の投資主が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを本投資法人は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 4 号  
確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

## 第4【関係法人の状況】

### 1【資産運用会社の概況】

#### (1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ(「管理会社」)

##### a. 資本金(株主資本)の額

2021年11月末日現在の株主資本総額は、13,000,000ユーロ(約17億円)

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2022年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=128.66円)による。以下、別段の記載がない限り、ユーロの円貨換算はすべてこれによる。

##### b. 事業の内容

管理会社は、商事会社に関するルクセンブルグの1915年8月10日付法律(以下「1915年法」という。)に基づき、2010年7月1日にルクセンブルグに設立された。1915年法は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。投資信託に関する2010年法第15条に基づき、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託の管理会社としての資格を有している。

ユーピーエス・スイス・エイ・ジー(「投資運用会社」)

##### a. 資本金(株主資本)の額

2021年11月末日現在の株主資本総額は、10,000,000スイスフラン(約12億円)

(注)スイスフランの円貨換算は、便宜上、2022年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1スイスフラン=124.00円)による。以下、別段の記載がない限り、スイスフランの円貨換算はすべてこれによる。

##### b. 事業の内容

主に年金プラン、財団、政府、金融機関、法人等の機関投資家および投資信託向けに株式、債券の運用を行っている。

#### (2)【運用体制】

##### A. 管理会社

定款に基づいて、管理会社は、投資主か否かに関わらず、管理会社の投資主総会において選任され、その数および報酬が決定され、適宜解任される、少なくとも3名のディレクターにより構成される取締役会により管理されるものとする。

取締役会は、そのメンバーから会長を選出し、適切とみなされる場合、1名または複数の副会長を選出するものとする。ただし、当初の会長は、投資主総会にて直接選任するものとする。

管理会社の取締役会は、会長により、または行為できない場合は副会長により、または不在の場合は年長のディレクターにより招集されるものとする。

取締役会は、管理会社の利益から招集することが要求される場合、少なくとも2名のディレクターが要求する場合に、招集されるものとする。取締役会では会長が議長を務め、または行為できない場合には副会長が、または不在の場合には年長のディレクターが議長を務めるものとする。

管理会社の取締役会は、そのメンバーの過半数が出席または代理される場合にのみ、有効に審議し、決議を行うものとする。

決議は、メンバーの単純過半数の出席または代理によりなされるものとする。同数の場合には、取締役会の議長を務める者が決定権を有するものとする。

いずれかの行為することのできない、または不在のディレクターは、書面、電信、テレックスまたはファックスにより、他の取締役会のメンバーに対し、取締役会において自己を代表し、自己の代わりに投票する権限を与えることができ、他のディレクターは1名または複数のメンバーを代表することができる。

一つまたは複数の別個の書類によるものを含む、管理会社の取締役会のメンバー全員の合意による決定は、取締役会により決定されたものと同様に有効であるものとする。当該決定の日付は、最終の署名の日付とする。

管理会社の取締役会は、会社の目的を達成するために必要または有効なすべての行為を実行する権限を有する。ただし、法律、定款または運用される投資信託に係る規則による制限にのみ服する。

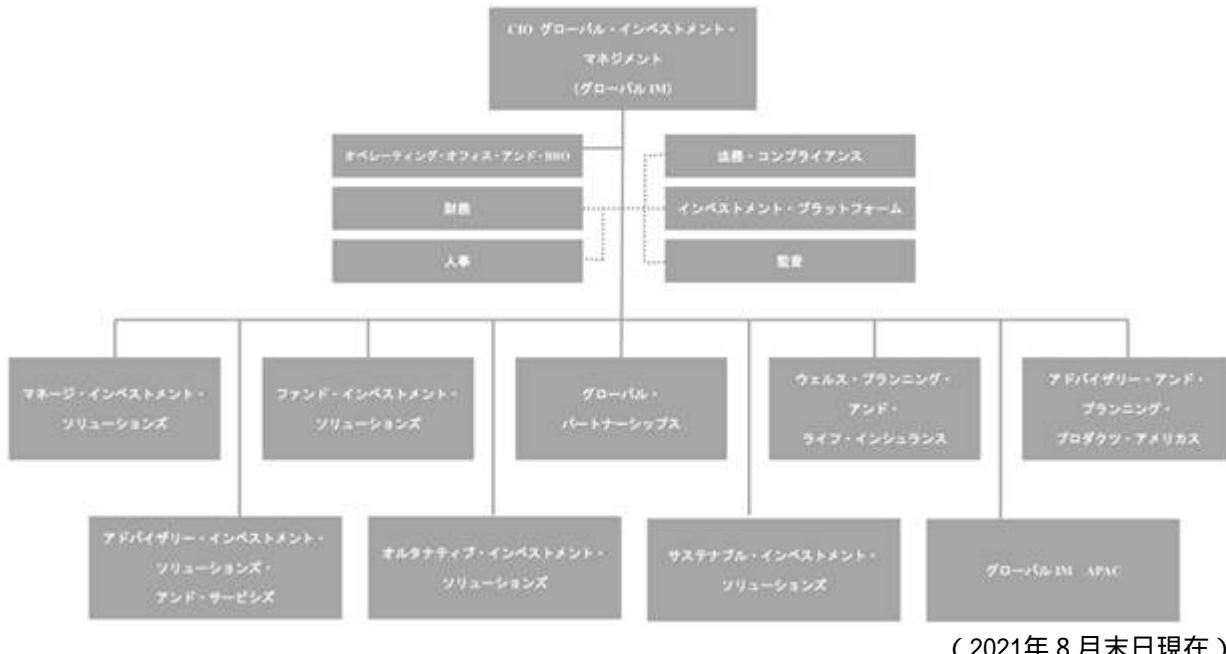
## B . 投資運用会社

本投資法人の取締役会は、ファンドの投資方針のすべてに責任を持つ。

本投資法人は、投資運用会社と投資運用契約を締結し、当該契約により各投資運用会社は、ファンドの資産の運用に責任を負う。各投資運用会社は、投資運用業務をいずれの子会社または関係会社に委託する権利を有しており、また本投資法人の承認を得た場合その他の者に委託することができる。

各資産運用会社の運用体制は以下のとおりである。

### (イ) 投資運用体制



2021年8月末日現在、投資プラットフォームズおよびソリューションズは、世界中で100名を超える投資スペシャリストを擁している。

### (ロ) 投資運用方針の意思決定プロセス

本投資法人は、複数のサブ・ファンドから構成されるアンプレラ型の構造になっている。各サブ・ファンドのために異なる資産のポートフォリオを維持し、当該サブ・ファンドに適用される投資目的および投資方針に従い投資される。本投資法人のサブ・ファンドの目的は、グローバルなエクイティで卓越した運用手腕を有する、各種の代表的な機関マネージャーの運用手腕を利用して、グローバル市場を中心とするエクイティ証券への投資をベースに、魅力的なリスク調整ベースのリターンを収めることである。

投資アプローチのベースは、外部の機関投資マネージャーの選定である。これを行うのは、ファンドの投資運用会社である。マネージャーの選定は、定量および定性分析による評価を取り入れた、徹底したデュー・ディリジェンスのプロセスに基づいている。パフォーマンスを牽引するために幅広く分散化されるポートフォリオを構築するために、異なる投資スタイルおよびアプローチを有するマネージャーの選別を行うことに、特に注意を払っている。

投資チームは、強固なリスク管理とポートフォリオの構築システムを通じて、実現する可能性のあるシナリオを評価する。投資運用会社のプロセスは、投資決定段階で終了するわけではなく、投資一任業務の実行やコーポレート・ガバナンスの質によってもパフォーマンスが向上すると考えている。

## リスク管理 / リスク統制

管理会社のリスク管理チームの主な目的は、リスク管理の統制および定期的な報告プロセスを含む、適切な管理のメカニズムおよび手続きを行うことである。投資運用会社のすべてのリスク・モデルおよびシステムが、投資プロセスに関して開発されている。

投資運用会社のリスク管理システムは、株式、確定利付債券および複数の資産から成るポートフォリオを対象としている。毎日の営業終了時にファンドの会計システムからポジションをダウンロードし、翌朝までに処理される。

リスク管理は、責任および評判が損なわれないためにも、資産運用業務の重要な側面である。高水準のリスク認識、リスク管理およびリスク統制が、成功、評判および運用グループが継続的に強みを発揮するためには必須であり、投資運用会社の経営陣とスタッフはリスクのあるすべての業務に対して最善の市場慣行を開発し、かつ適用することを目指している。

投資運用会社のリスク管理は、職務の適切な分離を含む強固な内部統制の原則に基づいている。

## 法務 / コンプライアンス

法務およびコンプライアンス部門は、投資運用会社と明確に分離されている。管理会社は、任命される投資マネージャーのデュー・ディリジェンス業務を定期的に行っている。

## ファンドの管理体制

### 管理会社

UBS ファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ

### 投資運用会社

ユーピーエス・スイス・エイ・ジー

( 3 ) 【大株主の状況】

U B S ファンド・マネジメント ( ルクセンブルグ ) エス・エイ

( 2021年11月末日現在 )

名 称	住 所	所有株式数 ( 株 )	比率 ( % )
U B S アセット・ マネジメント・エイ・ジー ( UBS Asset Management AG )	バーンホフ・シュトラーセ45、 CH-8001 チューリッヒ、スイス	6,500	100

ユーピーエス・スイス・エイ・ジー

( 2021年11月末日現在 )

名 称	住 所	所有株式数 ( 株 )	比率 ( % )
ユーピーエス・エイ・ジー ( UBS AG )	バーンホフ・シュトラーセ45、 CH-8001 チューリッヒ、スイス	100,000,000	100

(4) 【役員の状況】

UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ

(2021年11月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
アンドレ・ヴァレンテ (André Valente)	チエアマン	UBSファンド・マネジメント (スイス)エイ・ジー、バーゼル、 チーフ・エグゼクティブ・ オフィサー	該当なし
フランチェスカ・ジリ・ プリム (Francesca Gigli Prym)	ディレクター/ ボード・メンバー	UBSファンド・マネジメント (ルクセンブルグ)エス・エイ、 ルクセンブルグ、チーフ・ エグゼクティブ・オフィサー	該当なし
クリスティアン・マウラー (Christian Maurer)	ディレクター/ ボード・メンバー	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー、チューリッヒ、 プロダクト・マネジメント・ヘッド	該当なし
ギルバート・シントゲン (Gilbert Schintgen)	インディペンデン ト・ディレク ター/ ボード・メンバー	ルクセンブルグ大公国、 デュドランジュ、 インディペンデント・ディレクター	該当なし

ユーピース・スイス・エイ・ジー

(2021年11月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有ユーピース・ グループ・エイ・ ジー株式 (2020年12月31日現在)
ルーカス・ゲーヴィラー (Lukas Gähwiler)	チエアマン	2017年4月21日就任	非公開
ロジャー・フォン・メント レン (Roger von Menthen)	ディレクター/ ボード・メンバー	2020年4月24日就任	非公開
フベルト・エミル・マルク ス・アケーマン (Hubert Emil Markus Achermann)	ディレクター/ ボード・メンバー	2015年6月12日就任	非公開
ダニエル・ジェイ・クリ ティン (Daniel J. Crittin)	ディレクター/ ボード・メンバー	2016年4月25日就任	非公開
クリスチャン・エッケハ ード・ブルーム (Christian Eckehard Bluhm)	ディレクター/ ボード・メンバー	2016年4月25日就任	259,745株

ガブリエラ・フーバー (Gabriela Huber)	ヴァイス・ チェアマン	2015年6月12日就任	非公開
--------------------------------	----------------	--------------	-----

(5) 【事業の内容及び営業の概況】

UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ

管理会社は、本投資法人と管理会社契約を締結し、当該契約に詳述された業務を遂行する。

2021年11月末日現在、管理会社は以下のとおり、412本の投資信託／投資法人の管理・運用を行っている。

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	本数	純資産額の合計(通貨別)
ルクセンブルグ	オープン・エンド型 投資信託／投資法人	357	567,494,899.27オーストラリア・ドル
			3,947,012,463.54カナダ・ドル
			15,649,516,047.24イス・フラン
			24,599,193,179.95中国元
			591,065,061.67デンマーク・クローネ
			55,078,105,992.74ユーロ
			1,866,065,275.41英ポンド
			246,104,725.72香港ドル
			615,803,498,317.85日本円
			47,865,634.31シンガポール・ドル
アイルランド	オープン・エンド型 投資信託／投資法人	55	144,083,925,915.11米ドル
			490,327,539.31オーストラリア・ドル
			229,386,051.71イス・フラン
			2,651,475,148.16ユーロ
			2,435,210,150.81英ポンド
			3,679,184,383.28日本円
			34,811,205,370.13米ドル

ユービーエス・スイス・エイ・ジー

ユービーエス・スイス・エイ・ジーは、管理会社との間で、投資運用契約を締結している。

2021年11月末日現在、ユービーエス・スイス・エイ・ジーは以下の97本のファンドを運用している。

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	本数	純資産額の合計(通貨別)
スイス (ポートフォリオ・マネジャー)	オープン・エンド型ファンド	6	23億イスフラン
スイス (共同ポートフォリオ・マネジャー)	オープン・エンド型ファンド	9	42億イスフラン
ケイマン諸島 (ポートフォリオ・マネジャー)	ヘッジ・ファンド	4	54億イスフラン
ルクセンブルグ (ポートフォリオ・マネジャー)	オープン・エンド型ファンド	35	375億イスフラン
ルクセンブルグ (共同ポートフォリオ・マネジャー)	ヘッジ・ファンド	41	219億イスフラン
アイルランド (ポートフォリオ・マネジャー)	ヘッジ・ファンド	2	10億イスフラン

(注)一部のファンドについては、ユーピーエス・イス・エイ・ジーは、管理会社の選定およびアセット・アロケーションについてのみ責任を負っている。

## 2 【その他の関係法人の概況】

### ( 1 ) 【名称、資本金の額及び事業の内容】

U B S ヨーロッパ S E ルクセンブルグ支店（「保管受託銀行」「主支払事務代行会社」）

#### a . 資本金（株主資本）の額

2022年2月末日現在 446,001,000ユーロ（約574億円）

#### b . 事業の内容

U B S は1973年からルクセンブルグに存在している。

U B S ヨーロッパ S E ルクセンブルグ支店は、U B S（ルクセンブルグ）エス・エイがU B S ドイツエランド・アーゲーに合併され、合併と同時に、U B S ヨーロッパ S E の名称で欧州会社（Societas Europaea）の法的形態が採用されたことにより設立された。

同社は主にプライベート・バンキング業務および多数の投資信託に対する保管業務を提供する。

ノーザン・トラスト・グローバル・サービス S E（「管理事務代行会社」）

（Northern Trust Global Services SE）

#### a . 資本金（株主資本）の額

2022年2月末日現在、393,067,791ユーロ（約506億円）である。

#### b . 事業の内容

欧州会社（Societas Europaea）であり、1915年8月10日法、欧州会社に関する法律に係る2001年10月8日欧州理事会規則（E C）2157 / 2001、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法（改正済）およびその定款に準拠する。同社の目的は、公衆から預金またはその他の元本返還資金を受領すること、信用を供与すること、また、ルクセンブルグ法のもとで信用機関が遂行できるその他の活動（投資会社のものを含む）に従事することである。

U B S アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）（「元引受会社」）

#### a . 資本金の額

2022年2月末日現在の株主資本総額は、500,000スイスフラン（約6,200万円）

#### b . 事業の内容

U B S アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）は、スイス内外のファンドならびに機関投資家および非機関投資家のクライアントに対し、ポートフォリオ運用を提供している。U B S アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）が提供する運用の範囲は、アクティブ株式、システムティックならびにインデックス投資、債券、インベストメント・ソリューション、不動産およびプライベート・マーケットに及ぶ。

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社（「代行協会員」「日本における販売会社」）

#### a . 資本金（株主資本）の額

2021年11月末日現在、5,165百万円

#### b . 事業の内容

金融商品取引法に基づき、日本における金融商品取引業者としての業務を行う。

### ( 2 ) 【関係業務の概要】

U B S ヨーロッパ S E ルクセンブルグ支店

U B S ヨーロッパ S E ルクセンブルグ支店は本投資法人の保管受託銀行として任命されている。保管受託銀行は本投資法人に支払代行サービスも提供する。保管受託銀行は、2010年法および保管受託契約の規定に従い、保管可能な金融商品を保管し、本投資法人のその他の資産の記録保持および所有権の確認を行い、かつ本投資法人のキャッシュフローを効果的かつ適切な監視を徹底するために任命されている。保管受託銀行が保管する資産は、2010年法により当該再利用が明示的に認められない限

り、保管受託銀行または保管機能を委託される第三者により、その自己勘定で再利用してはならない。

保管受託銀行は、また、( )投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却がルクセンブルグ法、目論見書および定款に従って行われること、( )投資証券の価額がルクセンブルグ法、目論見書および定款に従って計算されること、( )管理会社または本投資法人の指示が、適用されるルクセンブルグ法、目論見書および／または定款に抵触しない限り、実行されること、( )本投資法人の資産に関わる取引において、通常の期限内に対価を本投資法人に送金すること、ならびに( )本投資法人の収益がルクセンブルグ法、目論見書および定款に従って利用されることを徹底するものとする。

保管受託銀行は、保管受託契約および2010年法の規定の遵守において、一定の条件に従い、かつ自らの職務を効果的に遂行するために、保管受託銀行に保管目的で適式に委託されている保管可能な金融商品に関連する自らの保管職務の一部もしくは全部ならびに／または本投資法人のその他の資産の記録保持および所有権の確認に関する職務の全部もしくは一部を、保管受託銀行が隨時任命する一または複数の副保管人に委託することができる。

保管受託銀行は、副保管人および再委託先の任命前に、ならびに適用法令規則および自らの利益相反に関する方針に基づいて継続的に、自らの保管機能の委託から生じる可能性のある潜在的な利益相反および当該委託により発生しうる潜在的な利益相反を評価するものとする。保管受託銀行は、世界中でフルサービスを提供するプライベート・バンク、投資銀行、資産管理会社兼金融サービス会社であり、世界の金融市場における主要な参加者でもあるUBSグループの一員である。したがって、保管受託銀行およびその関連会社は、様々な事業活動を積極的に行っており、異なる直接または間接的な利害を有する可能性があるため、保管受託銀行の保管機能の委託から潜在的な利益相反が生じる可能性がある。投資家は、保管受託銀行宛てに書面により請求することにより、追加情報を無料で取得することができる。

保管受託銀行は、潜在的な利益相反を防ぐため、副保管人または再委託先の任命が投資主の利益となり、かつ、当該委託先の任命時に利益相反を確認していない場合を除き、UBSグループの一員である副保管人を任命せず、UBSグループの一員である再委託先の任命を認めない。保管受託銀行は、ある副保管人または再委託先がUBSグループの一員であるか否かにかかわらず、当該副保管人または再委託先の選定および任命と継続的な監視の双方において、同水準の正当な技量、配慮および注意を用いる。さらに、本投資法人およびその投資主の利益を確保するために、UBSグループの一員である副保管人または再委託先の任命条件を、対等な立場で交渉する。利益相反が発生し、かかる利益相反を軽減できない場合、かかる利益相反および下された決定を、投資主に開示する。保管受託銀行が委託する保管機能の最新の概要ならびにかかる委託先および再委託先の最新の一覧表は、以下のウェブページで閲覧することができる。

<https://www.ubs.com/global/en/legalinfo2/luxembourg.html>

第三国の法律が現地の事業体による金融商品の保管を義務付けられているものの、2010法第34条第3段落のb)のi)の委託要件を満たす現地の事業体が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地の事業体が存在しない場合に限り、当該第三国の法律が義務付ける範囲内で、かかる機能を現地の事業体に委託することができる。保管受託銀行は、十分な保護基準を備えている副保管人のみに保管受託銀行の職務を委託することを徹底するために、その職務の一部を委託しようとする副保管人の選定および任命に対して、2010年法が義務付けるあらゆる正当な技量、配慮および注意を用いなければならない。また、その職務の一部を委託する副保管人および当該副保管人に委託する事項に関する副保管人の取決めの定期的な精査および継続的な監視において、あらゆる正当な技量、配慮および注意を用い続けなければならない。特に、委託が可能になるのは、副保管人が、2010年法に従い、自らに委託される職務の履行中常に、本投資法人の資産を保管受託銀行の資産および副保管人に帰属

する資産から分別している場合に限られる。保管受託銀行の責任は、2010年法および／または保管受託契約に別段の定めがない限り、かかる委託による影響を受けないものとする。

保管受託銀行は、2010年法第35条第1項および預託機関の義務に関してUCITS指令を補足する2015年12月17日付委員会委託規則（EU）第2016 / 438号第12条の意味の範囲内で、保管受託銀行および／または副保管人が保管する金融商品（以下「ファンド保管資産」という。）の損失（以下「ファンド保管資産の損失」という。）につき、本投資法人またはその投資主に対して責任を負う。

保管受託銀行は、ファンド保管資産の損失が生じる場合、不当に遅滞することなく、同一種類の金融商品またはその相当額を本投資法人に返還しなければならない。保管受託銀行は、2010年法の規定に従い、ファンド保管資産の損失がその合理的な支配の及ばない外部事象により生じ、かつ、未然に防ぐためにあらゆる合理的な努力を払ったとしても、その結果が不可避であったであろう場合、かかるファンド保管資産の損失につき責任を負わない。

保管受託銀行は、保管受託銀行の過失または意図的に適用法（特に2010年法）および保管受託契約に基づくその職務を適切に履行しない結果として本投資法人および投資主が被るその他一切の直接的な損失の責任を、本投資法人および投資主に対して負うものとする。

本投資法人および保管受託銀行は、3か月前に書留郵便にて通知を行うことにより、いつでも保管受託契約を終了することができる。保管受託銀行は、保管受託銀行が任意に退任するか、または本投資法人により解任される場合、本投資法人の資産が移転され、かつ保管受託銀行の機能および責任を引き継ぐ後任の預託機関と、かかる通知期限までに交替しなければならない。本投資法人が期限内にかかる後任の預託機関を指名しない場合、保管受託銀行は、当該状況についてCSSFに通知することができる。

#### ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズS E

ルクセンブルグ法に規定されたファンドの運営に関する一般的な管理事務業務に責任を負う。かかる管理事務業務には、主に1口当たり純資産価格の計算、ファンドの口座の維持および業務報告の実施が含まれる。

#### UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）

ファンド資産について元引受会社として、投資証券の販売に必要な業務を行う。

#### UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

日本における投資証券の代行協会員ならびに販売会社としての業務を行う。

### （3）【資本関係】

該当事項なし。

## 第5【外国投資法人の経理状況】

### 1【財務諸表】

ファンドおよびファンドのクラスF - a c c投資証券は2022年3月10日に運用を開始し、クラスF - a c c円ヘッジ投資証券は本書の日付現在未設定であり2022年5月13日に運用を開始するため、本書の日付現在、ファンドの財務書類はまだ作成されていない。

#### 【貸借対照表】

該当なし

#### 【損益計算書】

該当なし

#### 【金銭の分配に係る計算書】

該当なし

#### 【キャッシュ・フロー計算書】

該当なし

【投資有価証券明細表等】

該当なし

## 2 【外国投資法人の現況】

### 【純資産額計算書】

ファンドおよびファンドのクラス F - a c c 投資証券は2022年3月10日に運用を開始し、クラス F - a c c 円ヘッジ投資証券は本書の日付現在未設定であり2022年5月13日に運用を開始するため、該当事項はない。

## 第6【販売及び買戻しの実績】

ファンドおよびファンドのクラスF - a c c 投資証券は2022年3月10日に運用を開始し、クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券は本書の日付現在未設定であり2022年5月13日に運用を開始するため、該当事項はない。

## 第四部【特別情報】

### 第1【投資法人制度の概要】

(2021年5月付)

#### 定義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（隨時改正および補足済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（隨時改正および補足済）
2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法（隨時改正および補足済）
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（隨時改正および補足済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（隨時改正および補足済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法
2016年法	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法（隨時改正および補足済）
AIF	指令2011/61/EU第4条第1項（a号）に記載される投資信託（その投資コンパートメントを含む。）であり、以下に該当するオルタナティブ投資ファンドをいう。 (a) 多数の投資家から資本を調達し、当該投資家の利益のために定められた投資方針に従って当該資本を投資することを目的とする。 (b) UCITS指令第5条に基づく許認可を要しない。
	ルクセンブルクにおいて、この用語は、2013年法第1条第39項に規定するオルタナティブ投資ファンドを意味する。
AIFM	その通常の事業活動として一または複数のAIFを運用する法人であるオルタナティブ投資ファンド運用者をいう。
CSSF	ルクセンブルク監督当局である金融監督委員会
EC	欧州共同体
ECC	欧州経済共同体（現在はECが継承）
ESMA	欧州証券市場監督局
EU	欧州連合（特に、ECにより構成）
FCP	契約型投資信託
加盟国	EU加盟国または欧州経済地域を形成する契約の当事者であるその他の国
メモリアル	ルクセンブルクの官報であるメモリアルA
パート ファンド	2010年法パートに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS指令をルクセンブルク法に導入）。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パート ファンド	2010年法パートに基づく投資信託
RCS	ルクセンブルク大公国の大公の商業および法人登記所 (Registre de Commerce et des Sociétés)
RESA	ルクセンブルク大公国の中央電子プラットフォームである会社公告集 (Recueil Electronique des Sociétés et des Associations)
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
UCI	投資信託

U C I T S

譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

## . ルクセンブルクにおける投資信託制度および統計

ルクセンブルクにおいて契約型の投資信託は1959年に初めて設定され、2021年3月31日現在で規制UCI<sup>1</sup>の数は1,280、その純資産総額は9,269億2,000万ユーロ（約122兆3,442億円）に達している<sup>2</sup>。

投資法人型のファンドは1959年から1960年にかけてはじめて設定され、このタイプの代表的なファンドとして、パン・ホールディング（Pan-Holding）、セレクテッド・リスクス・インベストメンツ（Selected Risks Investments）およびコモンウェルス・アンド・ヨーロピアン・インベストメント・トラスト（Commonwealth and European Investment Trust）があげられる。オープン・エンドの仕組みを有する投資法人型のファンドは1967年から1968年にかけて初めて設立された。その最初のファンドはユナイテッド・ステイツ・トラスト・インベストメント・ファンド（United States Trust Investment Fund）である。2021年3月31日現在で、SICAV（変動資本を有する投資法人）型およびSICAR（リスク資本に投資する投資法人）型の規制UCIの数は2,232、その純資産総額は、4兆2,914億9,100万ユーロ（約566兆4,339億円）に達している<sup>3</sup>。

2021年2月現在、ルクセンブルクのファンドが運用する純資産合計額は、5兆907億7,500万ユーロ（約671兆9,314億円）に達している<sup>4</sup>。

（注）ユーロの円貨換算は、2021年4月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ=131.99円）による。

<sup>1</sup> この数字は、UCITS、2010年法パートに基づくUCIおよびSIFを含む。

<sup>2</sup> 最新の統計は、CSSFのウェブサイト（<https://www.CSSF.lu/en/2021/04/number-of-ucis/>）を参照のこと。

<sup>3</sup> 同上。

<sup>4</sup> ALFIのウェブサイトの統計情報

（[https://www.alfi.lu/Alfi/media/Statistics/Luxembourg/ouverture\\_section\\_statistique\\_chiffres\\_du\\_mois.pdf](https://www.alfi.lu/Alfi/media/Statistics/Luxembourg/ouverture_section_statistique_chiffres_du_mois.pdf)）を参照のこと。

## . ルクセンブルク投資信託の監督

ルクセンブルクの投資信託の監督は、公的機関によってなされている。この機関は、当初は、銀行および信用取引ならびに証券発行を規制する1965年6月19日付勅令に基づき権限を有しており、その後投資信託の監督に関する1972年12月22日付勅令に従って権限を有した銀行監査官であった。かかる監督権限は、その後1983年5月20日法によりルクセンブルク金融庁（以下「IML」という。）に付託され（IMLは同法30条に従った銀行監査官の後継機関である。）、IMLは1998年4月22日法に従いルクセンブルク中央銀行（以下「中央銀行」という。）となった。1999年1月1日以降、監督権限は、1998年12月23日法によって中央銀行から分離され新設された公的機関であるルクセンブルク金融監督委員会（以下「CSSF」という。）によって行使されている。CSSFは、過去中央銀行に付託されていた、銀行、金融セクターで営業するその他の機関および投資信託に関する監督、ならびに証券取引所理事長に付託されていた、ルクセンブルク証券取引所および証券の公募ならびにルクセンブルク証券取引所への証券上場に関するすべての監督権限行使している。

## . ルクセンブルクの投資信託の形態

### 1. 前書き

#### 1.1 一般<sup>5</sup>

1988年4月1日までは、ルクセンブルクのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、商事会社に関する1915年8月10日法（随時改正および補足済）（以下「1915年法」という。）ならびに共有に関する民法および一般的契約法の規定に従って設定されていた。

<sup>5</sup> ルクセンブルクの投資信託制度は、特に欧州連合の法令に基づいており、かかる法律は、現時点の概要において適宜考慮されているが、必ずしもすべての欧州連合の法律が現時点の概要に反映されているとは限らないこと（特にその範囲が投資信託以外に及ぶ場合）に留意されたい。

#### 1.2 U C I T S / U C I

1983年8月25日法は廃止され、これに代わり投資信託に関する1988年3月30日法（改正済）（以下「1988年3月30日法」という。）が制定された。1988年3月30日法は、U C I T Sにかかる指令85/611/E E Cの規定をルクセンブルク国内法として制定し、また、ルクセンブルクの投資信託制度についてのその他の改正を盛り込んだものである。

投資信託に関する2002年12月20日法（以下「2002年法」という。）により、ルクセンブルクは、指令85/611/E E Cを改正する指令2001/107/E Cおよび指令2001/108/E Cを実施した。2002年法は、2002年12月31日にメモリアルに公告され、2003年1月1日から施行された。

経過規定に従い、2002年法は、ただちに1988年3月30日法に代わるものではなく、1988年3月30日法は2004年2月13日まで全体として効力を有し、U C I T Sに適用される経過規定として2007年2月13日まで効力を有していた。

投資信託に関する2010年12月17日法（以下「2010年法」という。）により、ルクセンブルクは、2009年7月13日付指令2009/65/E C（以下「U C I T S 指令」といい、預託機能、報酬方針および制裁に関する2014年7月23日付指令2014/91/E U（以下「U C I T S 指令」という）により改正された。）を実施した。

2010年法は、2010年12月24日にメモリアルに公告され、2011年1月1日から施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。

2010年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され同日付で施行されたオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法（以下「2013年法」という。）により改正された。

2010年法の直近の改正は、とりわけ、2021年2月26日にメモリアル158号に公告されたA M Lに関する2004年11月12日措置改正法を改正する2021年2月25日法によって導入された。

#### 1.3 専門投資信託

その証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に関する1991年7月19日法（以下「1991年法」という。）は、ルクセンブルクの成文法に基づく、機関投資家に限定される規制U C Iを導入した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法は、2007年2月13日より1991年法を廃止し、これに取って代わった（以下、併せて「2007年法」という。）。これによりその証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に代わり、専門投資信託（以下「S I F」という。）が導入された。

2007年法は、2013年法により改正された。改正済の2007年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され、同日付で施行された。2017年法の直近の改正は、2019年4月11日にメモリアル238号に公告された英国および北アイルランドのE U離脱の際に金融セクターについて講じられるべき措置に関する2019年4月8日法によって導入された。

S I Fは、かかるピークリへの投資に係るリスクを正確に評価できる情報に精通した投資家に対して提供される。S I Fは、リスク拡散の原則に従う投資信託であり、したがってU C Iに区分されてい

る。SIFは企業構造および投資規則の点でより柔軟性が高いだけでなく、とりわけCSSFに認可されるためにプロモーターを必要とせず、監督義務がより緩やかである。適格投資家には機関投資家およびプロの投資家のみならず、十分な知識を有する個人投資家も含まれる。

#### 1.4 リザーブド・オルタナティブ投資ファンド

リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法(以下「2016年法」という。)は、2013年法と2010年法の両方を修正し、新たな形態のAIFであるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド(以下「RAIF」という。)を導入した。RAIFは、AIFMDの範囲内で認可されたAIFMにより管理され、その受益証券は「十分な情報を得た」投資家に留保される。その結果、RAIFは、CSSFによる事前の認可も継続的な(直接的)健全性監督も受けない。RAIFは、CSSFの監督に服することなく、SIF制度およびSICAR制度の法律上および税務上の特徴を併せて有する。

2016年法の直近の改正は、欧州ベンチャー・キャピタル・ファンド(European Venture Capital fund、以下「EUVCA」)規則、欧州社会起業家ファンド(European Social Entrepreneurship Funds、以下「EUSEF」)規則、MMF規則、欧州長期投資ファンド(European long-term investment fund、以下「ELTIF」)規則および証券化STS規則の適切な適用のための規則を策定する2019年7月16日法によって導入された。

## 2. 投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)

### 2.1. 一般規定とその範囲

#### 2.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

- パート UCTS(以下「パート」という。)
- パート その他のUCI(以下「パート」という。)
- パート 外国のUCI(以下「パート」という。)
- パート 管理会社(以下「パート」という。)
- パート UCTSおよびその他のUCIに適用される一般規定(以下「パート」という。)

2010年法は、パートが適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」(以下「UCTS」という。)とパートが適用される「その他の投資信託」(以下「UCI」という。)を区分して取り扱っている。2010年法パートに準拠するUCIは2013年法に定義されるAIFとしての資格を有しているのに対し、UCTSは2013年法の範囲から除かれる。

#### 2.1.2. 欧州連合(以下「EU」という。)のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パートに基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「パートファンド」という。)としての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

#### 2.1.3. 2010年法第2条第2項は、同法第3条に従い、パートファンドとみなされるファンドを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券および/または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻されるファンド(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCTSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。)。

#### 2.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条第2項のUCTSの定義に該当するが、パートファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- a) クローズド・エンド型のUCTS

- b ) E Uまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達する U C I T S
- c ) 約款または設立文書に基づき、E U加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売し うる U C I T S
- d ) 2010年法第5章によりパート ファンドに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であると C S S F が判断する種類の U C I T S

2.1.5. 上記d )の分類は、2003年1月22日付C S S F通達03 / 88 ( 2002年法に関連して示達されたものだが、2010年法に関しても有効である。 )によって以下のとおり定義されている。

- a ) 2002年法第41条第1項（現2010年法第41条第1項）に規定されている譲渡性のある証券以外の証券および／またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託
- b ) 純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の証券に対する投資を意味する。
- c ) 投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れができるという投資方針を有する投資信託（以下「レバレッジ・ファンド」という。）
- d ) 複数のコンパートメントから成り、その一つが投資または借入方針を理由に、2002年法のパート（現在は2010年法のパート）の条項を充足していない投資信託

2.1.6. 2010年法は、他の条項と共に U C I T S の投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な法律上の形態は、パート ファンドおよびパート ファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

1 ) 契約型投資信託 ( fonds commun de placement ( F C P ) , common fund )

2 ) 投資法人 ( investment companies )、これは

- 変動資本を有する投資法人（以下「S I C A V」という。）である場合と、
- 固定資本を有する投資法人（以下「S I C A F」という。）である場合がある。

上記の種類の投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有および一般契約法に関する民法の一部の規定に従って設定されている。

監督は現在C S S Fによりなされている。

## 2.2. それぞれの型の投資信託の主要な特性の概要

以下に詳述される特徴に加え、2010年法第9条、第11条、第23条、第41条、第42条、第44条、第91条および第174条は、特定の要件を規定し、または、大公規則もしくはC S S F規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

（注）本書の日付現在、かかる規則は制定されていない。ただし、2010年法第174条（かつての2002年12月20日法第129条）にいう年次税の適用条件および基準を定める2003年4月14日大公規則を除く。

### 2.2.1. 契約型投資信託

契約型の投資信託は、F C P それ自体、管理会社および預託機関の三要素から成り立っている。

ファンドの概要

F C P は法人格を持たず、投資家の複合投資からなる、2010年法第41条第1項に規定される譲渡性のある証券およびその他の金融資産の分割できない集合体である。投資家はその投資によって平等に利益および残余財産の分配に参加する権利を有する。F C P は会社として設立されていないため、個々の投資家は株主ではなく、その権利は投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般的の契約法（すなわち、民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条を含むがこれらに限られない。）および2010年法に従っている。

投資家は、F C P に投資することにより投資家自らと管理会社の間に確立される契約上の関係に同意する。かかる関係は、F C P の約款（以下を参照のこと。）に基づく。投資家は、投資を行っ

したことにより、F C Pの受益証券（以下「受益証券」という。）を受領することができ、当該投資家を受益者と称する。

#### 受益証券の発行の仕組み

- ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定される。）に基づいて継続的に発行される。
- 管理会社は、預託機関の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。
- 受益証券の買戻請求は、いつでも行うことができるが、約款に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、2010年法第12条に従い買戻請求が停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づいている。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

分配方針は約款の定めに従う。

主な要件は以下のとおりである。

- F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はF C Pとしての許可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、C S S F規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款の枠組みに従って執行する。U C I T Sは2010年法第15章の適用を受ける管理会社によって管理され、パートが適用される「その他の投資信託」は2010年法第16章の適用を受ける管理会社によって管理される。
- 発行価格および買戻価格は、パートファンドの場合、少なくとも1か月に2度計算されなければならず、パートが適用されるその他のすべての投資信託については、少なくとも1か月に1度計算されなければならない。ただし、C S S Fは、U C I T Sについては、受益者の利益を損なわないことを条件に、この頻度を月に1回に減らすことを許可することができ、パートが適用される「その他の投資信託」については、正当な理由がある申請に基づき、適用除外を認めることができる。
- 約款には以下の事項が記載される。

- ( a ) F C Pの名称および存続期間、管理会社および預託機関の名称
- ( b ) 提案されている特定の目的に従った投資方針およびその基準
- ( c ) 分配方針
- ( d ) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
- ( e ) 公告に関する規定
- ( f ) F C Pの会計期間
- ( g ) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
- ( h ) 約款変更手続
- ( i ) 受益証券発行手続
- ( j ) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

（注）2010年法パートに基づくF C Pに関しては、管理会社は、特別な事情があり、かつ、受益者の利益を考慮して停止が正当化される場合、受益証券の買戻しを一時停止することができる。いかなる場合も、純資産価格計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が全体として受益者の利益となる場合、特に、F C Pの活動および運営に関する法律、規則または合意において規定がないときは、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

#### 2.2.1.1. 投資制限

- A ) F C Pに適用される投資制限に関しては、2010年法は、パートファンドの資格を有する投資信託に適用される制限とその他のU C Iに適用される制限とを明確に区別している。  
パートファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されており、主な規則および制限は以下のとおりである。

(1) U C I T S は、証券取引所に上場されていないまたは定期的に取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場が E U 加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかる U C I T S の設立文書に規定されなければならない。

(2) U C I T S は、 U C I T S 指令に従い認可された U C I T S または同指令第1条第2項第1号および / または第2号に規定する範囲のその他の U C I の受益証券に（設立国が E U 加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- かかるその他の U C I は、 C S S F が E U 法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものであり、かつ、監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
- かかるその他の U C I の受益者に対する保護水準は U C I T S の受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分離保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が U C I T S 指令の要件と同等であること。
- かかる U C I の業務が、報告期間の資産、債務、収益および運用の評価が可能であるような形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
- 取得が予定されている U C I T S またはその他の U C I が、その設立文書に従い、他の U C I T S または U C I の受益証券に、合計でその資産の10%超を投資しないこと。

他の U C I に関して、 C S S F は、2018年1月5日付 C S S F プレスリリース18/02号において公表されるとおり、 U C I T S の商品として適格性を有するために遵守すべき追加の基準を設けている。したがって、他の U C I は以下の基準を遵守しなければならない。

- ( ) 他の U C I は、 U C I T S 指令第1条第(2)項( a )に従い、非流動性資産（商品および不動産など）に投資することを禁止される。
- ( ) 他の U C I は、 U C I T S 指令第50条第(1)項( e )( )に従い、 U C I T S 指令の要件と同等の、資産の分別保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則に服する。なお、単に実務上遵守するだけでは、足りないものとする。
- ( ) ファンドの規則または設立文書において、 U C I T S 指令第50条第(1)項( e )( )条に従い、他の U C I T S またはその他の U C I の受益証券に、合計で U C I の資産の10%を超えて投資することができない旨の制限を記載する。なお、単に実務上遵守するだけでは、足りないものとする。

(3) U C I T S は、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引きおろすことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が E U 加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合は E U 法の規定と同等と C S S F が判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。

(4) U C I T S は、上記(1)に記載する規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）および / または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（以下「 O T C デリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- U C I T S が投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、 U C I T S の設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。

- OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
- OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、隨時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限について、CSSFは、リスク管理ならびにリスク管理手続の内容および形式に関する2011年5月30日付通達11/512（改正済）を発布した。CSSF通達11/512は、特に2010年7月28日および2011年4月14日付CESR/ESMAガイドラインならびに2010年12月22日付CSSF規則10-4をもってリスク管理に係る法的枠組みに関して行われた主な変更を記載している。

CSSF通達11/512は、洗練されたUCITSと洗練されていないUCITSの従前の区別およびデリバティブ商品の利用に関連する差異に対処する。グローバル・エクスポート・ジャマーを計算する適切な方法を選択するに際し、管理会社は投資方針および投資戦略（金融デリバティブ商品の取扱いを含む。）に基づいて各UCITSのリスク特性を評価するものとする。

（5）UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制ある市場で取引されていないもので、2010年法第1条（すなわち上記（1））に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。

- 1) 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧洲投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
- 2) 上記（1）に記載される規制ある市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
- 3) EC法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEC法が規定するのと同程度厳格とCSSFが判断する慎重なルールに服し、これに適合する発行体により発行または保証される短期金融商品
- 4) CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。  
ただし、当該短期金融商品への投資は、1)ないし3)項に規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、資本および準備金が少なくとも10,000,000ユーロを有し、指令2013/34/EUに従い年次財務書類を公表する会社、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのビーグルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

（6）UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。

（7）投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。

（8）UCITSは、流動資産を保有することもできる。

（9）（a）UCITSは、常時、ポートフォリオのポジション・リスクおよび全体的リスク状況への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプ、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。

( b ) U C I T S は、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段を C S S F が定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。これらの運用がデリバティブ商品の利用に関するものである場合、これらの条件および上限は、2010年法の規定に従うものとする。

いかなる場合においても、U C I T S は、U C I T S の約款または英文目論見書に定められた投資目的から逸脱してはならない。

( c ) U C I T S は、デリバティブ商品に関する全体的エクスポージャーが、ポートフォリオの総資産価額を超過しないよう確保しなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

U C I T S は、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)、(12)および(13)に規定する投資制限を超過してはならない。U C I T S が指数ベースの金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する制限と合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。

(10) ( a ) U C I T S は、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

U C I T S は、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。U C I T S の取引の相手方に対する O T C デリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する与信機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてならない。

( b ) U C I T S がその資産の5%を超えて投資する発行体について、U C I T S が保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超えてはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関との O T C デリバティブ取引には適用されない。

上記( a )に記載される個別の制限にかかわらず、U C I T S は、純資産の20%以上を同一発行体に投資することになる場合、以下のいずれかを組み合わせてはならない。

- 譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 預金および／または
- O T C デリバティブ取引において発生するエクスポージャー

( c ) 上記( a )の第1文に記載される制限は、E U 加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができます。

( d ) 上記( a )の第1文に記載される制限は、その登録事務所が E U 加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができます。特に、これらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の有効全期間中、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払に充てられる、債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

CSSFは、本(10)に定める基準を遵守した債券の発行に関する本(10)(d)の第1項で言及される法律および監督上の取決めに従い、本(10)(d)の第1項に記載する債券の種類ならびに承認済みの発行銘柄の種類のリストをESMAに送付するものとする。

(e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に記載される40%の制限の計算には含まれない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金またはデリバティブ商品への投資は、当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

指令2013/34/EUまたは公認の国際会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされる。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%まで投資することができる。

(11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの設立文書に従って、その投資方針の目的が(以下のベースで)CSSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債券への投資については、20%まで引き上げることができる。

- 指数の構成が十分多様化していること
- 指数が関連する市場のベンチマークとして適切であること
- 指数は適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

(12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、EU加盟国、その地方自治体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が全額の30%をこえることはできない。

(b) (a)に記載するUCITSは、その設立文書において、明示的に、その純資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関につき説明しなければならない。

(c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書および販売文書の中に、かかる許可に注意を促し、その純資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を示す明確な説明を記載しなければならない。

(13) ( a ) U C I T S は、( 2 ) に記載する U C I T S および / またはその他の U C I の受益証券を取得することができるが、一つの U C I T S またはその他の U C I の受益証券にその純資産の 20% を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用目的のため、2010年法第181条に定める複数のコンパートメントを有する U C I の各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

( b ) U C I T S 以外の U C I の受益証券への投資は、合計して、当該 U C I T S の資産の 30% を超えてはならない。

U C I T S が U C I T S および / またはその他の U C I の受益証券を取得した場合、U C I T S またはその他の U C I のそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

( c ) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されているその他の U C I T S および / またはその他の U C I の受益証券に、U C I T S が投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかるその他の U C I T S および / または U C I の受益証券への当該 U C I T S の投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

その他の U C I T S および / またはその他の U C I にその資産の相当部分を投資する U C I T S は、その目論見書において、当該 U C I T S 自身ならびに投資を予定するその他の U C I T S および / またはその他の U C I の両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならず、また、その年次報告書において、当該 U C I T S 自身ならびに投資する U C I T S および / またはその他の U C I の両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

(14) ( a ) 目論見書は、U C I T S が投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。

( b ) U C I T S が、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合その他の販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

( c ) U C I T S の純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合はその他の販売文書において、当該 U C I T S の特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

( d ) 投資家の要請があった場合、管理会社は、U C I T S のリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。

(15) ( a ) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パートに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。

( b ) さらに、U C I T S は、以下を超えるものを取得してはならない。

- ( ) 同一発行体の議決権のない株式の10%
- ( ) 同一発行体の債務証券の10%
- ( ) 同一UCITSまたは2010年法第2条第2項の意味におけるその他のUCIの受益証券の25%
- ( ) 一発行体の短期金融商品の10%

上記( )ないし( )の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。

(c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。

- 1) EU加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
  - 2) EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
  - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
  - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
  - 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が存在する国における管理、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSの監督の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
  - (c) 発行体が複数のコンパートメントを有する法主体であって、コンパートメントの資産が、当該コンパートメントの投資家ならびに当該コンパートメントの創設、運用および解散に関し生ずる請求権を有する債権者に排他的に留保される場合、各コンパートメントは、(10)、(11)および(13)に記載されるリスク分散規定の適用上、個別の発行体とみなされる。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは預託機関は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的な場合は、その資産の10%まで借入れをすることができる。

2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合、この借入れと1)による借入れの合計は、UCITSの資産の15%を超えてはならない。

(18) (a) 上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは預託機関は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。

(b) (a)は、当該投資法人、管理会社または預託機関が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品で一部払込済のものを取得することを妨げるものではない。

(19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは預託機関は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

(20) UCITSのコンパートメントは、UCITSのフィーダー・ファンド（以下「フィーダー」という。）またはかかるUCITS（以下「マスター」という。）のコンパートメントのフィーダー・ファンドとなることができるが、かかるUCITS自体はフィーダー・ファンドとなったりまたはフィーダー・ファンドの受益証券を保有したりしてはならない。かかる場合、フィーダーは、その資産の少なくとも85%をマスターの受益証券に投資するものとする。

フィーダーは、15%を超える資産を以下の一または複数のものに投資することができない。

- 2010年法第41条第2項第2段落に従う補助的な流動資産
- 2010年法第41条第1項g)および第42条第2項および第3項に従う金融デリバティブ商品（ヘッジ目的のためにのみ利用可能）
- フィーダーが投資法人である場合は、その事業を直接行う上で必須の動産および不動産

フィーダーとしての資格を有するUCITSのコンパートメントが、マスターの受益証券に投資する場合、フィーダーは、マスターから、申込手数料、償還手数料、または後払販売手数料、転換手数料を一切請求されない。

コンパートメントがフィーダーとしての資格を有する場合、フィーダーがマスターの受益証券への投資を理由に支払うコストのすべての報酬および償還（ならびにフィーダーおよびマスター双方の手数料合計）の記載が、目論見書において開示されるものとする。年次報告書において、UCITSは、フィーダーおよびマスターの双方の手数料合計についての明細を記載するものとする。

UCITSのコンパートメントが、別のUCITSのマスター・ファンドとしての資格を有する場合、フィーダーであるUCITSは、マスターから、申込手数料、償還手数料、または後払販売手数料、転換手数料を一切請求されない。

(21) UCIのコンパートメントが、目論見書だけでなく約款または設立証書に規定されている条件に従って、以下の条件に基づき同一のUCI（以下「ターゲット・ファンド」という。）内の一または複数のコンパートメントにより発行される予定のまたは発行された証券を申し込み、取得し、および／または保有する場合がある。

- ターゲット・ファンドが、反対に、ターゲット・ファンドの投資先であるコンパートメントに投資することはない。
- 合計でターゲット・ファンドの10%を超える資産を、その他のターゲット・ファンドの受益証券に投資することはできない。

- ターゲット・ファンドの譲渡可能証券に付随する議決権は、投資期間中は停止される。
- いかなる場合も、これらの証券がUCIに保有されている限り、それらの価額は、2010年法により課されている純資産の最低値を確認する目的でのUCIの純資産の計算について考慮されない。
- ターゲット・ファンドに投資しているUCIのコンパートメントの段階とターゲット・ファンドの段階の間で、管理報酬、買付手数料および／または償還手数料の重複はない。

2010年法に加えて、概してUCITSの文脈において、以下の法律文もまた考慮されなければならない。

- 基準価格の計算に過誤があった場合の投資家保護および投資信託に適用される投資規則の遵守違反に起因する結果の是正に関する1997年1月21日付CSSF通達02/77（2021年2月18日に改正済）
- 一定の定義の明確化に関する指令85/611/EECおよびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU指令2007/16/CEを、ルクセンブルクにおいて実施する、2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則（以下「大公規則」という。）
- 大公規則を参照してかかる大公規則の条文を明確化する2008年11月26日付CSSF通達08/380により改正済である、2008年2月19日に示達されたCSSF通達08/339。

CSSF通達08/339は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産とみなせるか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。

- 特定の証券貸借取引においてUCITS（および原則としてUCIも）が利用することのできる譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と商品の詳細について示した、2008年6月4日に示達されCSSF通達11/512（改正済）によって改正されたCSSF通達08/356

CSSF通達08/356は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。同通達は、UCITS（UCI）のカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどう保管すべきか定めている。同通達は、証券貸借取引によってUCITS（UCI）のポートフォリオ管理業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨に再度言及している。最後に、通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

- 2008年11月26日に、CSSFは、CSSF通達08/380を発行し、UCITSによる投資適格資産に関するCESRのガイドラインを規定し、UCITSによる投資適格資産に関する、CSSF通達08/339を通じて委員会により公表された2007年3月付の参考番号CESR/07-044のCESRのガイドラインを取り消し置き換えた。

CSSF通達08/380は、効率的なポートフォリオ管理を目的とした技術および商品に関するUCITSによる投資適格資産についてのCESRのガイドライン文書の改訂にのみ注意を喚起する。CSSF通達08/380は、指令85/611/ECC第21条の規定を遵守する要件は、特に、UCITSがレポまたは証券貸付の利用を承認された場合、これらの運用はUCITSのグローバル・エクスポート・マネージャーを計算する際に考慮されなければならないことを含意することを示している。

- 2011年7月1日時点の欧州のマネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049（改正済）

- 組織上の要件、利益相反、事業の運営、リスク管理および預託機関と管理会社との間の契約の内容に関するUCITS指令を施行する2010年7月1日付欧州委員会指令2010/43/EUを置き換える2010年12月22日付CSSF規則No.10-04
- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る一定の規定に関するUCITS指令を施行する2010年7月1日付欧州委員会指令2010/44/EUを置き換える、2010年12月22日付CSSF規則No.10-05(改正済)
- CSSF規則10-4およびESMAによる明確化の公表後のリスク管理における主要な規制変更の発表、リスク管理ルールに関するCSSFによるさらなる明確化ならびにCSSFに対して伝達されるべきリスク管理プロセスの内容および様式の定義に関する2011年5月30日付CSSF通達11/512。CSSF通達11/512は、CSSF通達18/698によって改正された。
- 2014年9月30日に発行された、ETFおよびその他のUCITSに関するESMAガイドライン2014/937(改定済)に言及するCSSF通達14/592(同通達は、CSSF通達13/559により実施された、2012年公告の関連するESMAガイドライン(ESMA/2012/832)を置き換えた。)。

CSSF通達14/592は、主に、インデックス・トラッキングUCITS、レバレッジUCITSおよび逆レバレッジUCITS、証券貸付、レポ契約および逆レポ契約などの担保を利用するUCITSに関するものである。この点に関して、EU規則2015/2365も考慮されなければならない。

- 欧州のマネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するCESRのガイドライン(CESR/10-049)のレビューに関するESMAの意見に関する2014年12月2日付のCSSF通達14/598
- 投資信託に関する2010年法パートの適用対象となるUCITSの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのUCITS(該当する場合)に適用される規定に関する2016年10月11日付CSSF通達16/644。同CSSF通達は、2018年8月23日付CSSF通達18/697によって改正された。
- 資産担保コマーシャル・ペーパー(ABCP)証券化および非ABCP証券化ためのSTS(簡素で、透明性が高く、標準化された)基準に関する欧州銀行監督局(EBA)ガイドラインの施行に関する2019年5月15日付CSSF通達19/719
- オープン・エンド型投資信託の流動化リスク管理についての証券監督者国際機構(IOSCO)の提言に関する2019年12月20日付CSSF通達19/733
- 税務違反を認定するためのマネー・ロンダリングおよびテロリスト資金供与防止に関する2004年11月12日法(改定済)およびAML/CFT法の一定の規定に関する詳細を定めた2010年2月1日付大公規則の適用に関するCSSF通達17/650を補完する2020年7月3日付CSSF通達20/744
- UCITSの成功報酬およびAIFの一定の種類に関するガイドラインに関するCSSF通達20/764
- 警戒強化措置および対策(該当する場合)が必要なリスクの高い法域およびFATFの監視強化プロセスの対象となる法域に関するFATFの報告書に関するCSSF通達21/767

(注)2002年法に関連して示達された上記のCSSF通達および大公規則は、2010年法の下においても引き続き適用される。

上記に定められた投資の制限および制約の適切な実施に際し、ルクセンブルクの管理会社およびSICAVは、常時、ポートフォリオの自己のポジション・リスクおよび全体的リスク状況への自己の寄与度をモニタリング・測定することを可能とし、かつOTCデリ

バティブの価値を正確かつ独立して評価することを可能とするリスク管理プロセスを採用しなければならない。かかるリスク管理プロセスは、2011年5月30日に発出されたCSSF通達11/512（CSSF通達16/698により改正済）に定められた要件を遵守するものとする。同通達はリスク管理における主要な規制変更を示し、CSSFによりリスク管理ルールがさらに明確化され、かつCSSFに対して伝達されるべきリスク管理プロセスの内容およびフォーマットを定義している。この通達により、UCITSの目論見書には、遅くとも2011年12月31日の時点で以下の情報が記載されていなければならない。

- コミットメント・アプローチ、レラティブVaRまたは絶対的VaRアプローチの間を区別する、グローバル・エクスポートジャヤー決定方法
- 予想されるレバレッジ・レベル、および（VaRアプローチを用いるUCITSについて）より高いレバレッジ・レベルの可能性
- レラティブVaRアプローチを用いるUCITSの参照ポートフォリオに関する情報また、CSSF通達14/592により実施された、ETFおよびその他のUCITSに関するESMAガイドライン2014/937（改定済）も、同文脈の中で考慮されるべきである。同ガイドラインの目的は、インデックス・トラッキングUCITSおよびUCITS ETFに関して伝達されるべき情報に関するガイドラインを、UCITSが店頭市場において金融デリバティブ取引を行う際および効率的なポートフォリオ管理を行う際に適用する特定の規則とともに提供することにより、投資家を保護することである。

B) パート ファンドとしての適格性を有するFCPに適用される投資制限に関して、2010年法パートには、UCIの投資規則または借入規則についての規定はない。パート ファンドに該当しないFCPに適用される制限は、2010年法第91条第1項に従い、CSSF規則によって決定され得る。

（注）かかるCSSF規則は未だ出されていない。

ただし、2010年法パートに準拠するUCIに適用される投資制限は、1991年1月21日付IML通達91/75およびオルタナティブ投資戦略を実行するUCIに関するCSSF通達02/80において定められている。

## 2.2.1.2. 管理会社

パート ファンドを管理する管理会社には、2010年法第15章が適用される。

パート ファンドのみを管理する管理会社には、2010年法第16章が適用される。

パート ファンドとしての適格性を有するFCPの管理は、ルクセンブルクに登記上の事務所を有し、2010年法第16章または第15章のいずれかに定められる条件を遵守する管理会社によって行われる。

### 2.2.1.2.1 2010年法第16章

同法第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。2010年法は、同法第125 - 1条に服する管理会社と同法第125 - 2条に従う管理会社とを区別している。

#### （1）2010年法第125 - 1条に服する管理会社

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFのウェブサイト上の公式リストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。

2010年法第125 - 2条の適用を損なうことなく、本(1)に従い認可を受ける管理会社は、以下の活動にのみ従事することができる。

- (a) 指令2011 / 61 / E Uに規定する A I F 以外の投資ビークルの管理を確保すること
- (b) 指令2011 / 61 / E Uに規定する A I F としての資格を有する、一または複数の契約型投資信託または変動資本を有する一または複数の投資法人もしくは固定資本を有する投資法人について、2010年法第89条第2項に規定する管理会社の機能を確保すること。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および/または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人(いずれも、単数か複数かを問わない。)のために、2010年法第88 - 2条第2項a)に従い外部A I F Mを任命しなければならない。
- (c) 自らの資産が管理下に置かれる一または複数の A I F の管理が、2013年法第3条第2項に規定される閾値の1つを上回らないよう確保すること。かかる場合、当該管理会社は、以下を行わなければならない。
  - 自らが管理する A I F について C S S F に確認すること
  - 自らが管理する A I F の投資戦略に関する情報を、C S S F に提供すること
  - C S S F が体系的なリスクを効果的に監視できるようにするために、自らが取引する主要商品ならびに自らが管理する A I F の元本エクスポートおよび最も重要な集中的投資対象に係る情報を、C S S F に定期的に提供すること

前記の閾値条件を充足しなくなった場合および当該管理会社が2010年法第88 - 2条第2項a)に規定する外部A I F Mを任命しなかった場合、または管理会社が2013年法に従うことを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内に、C S S F に認可を申請しなければならない。指令2011 / 61 / E Uに規定する A I F 以外の投資ビークルが当該ビークルに関する特定セクターに係る法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる状況においても、上記(b)または(c)に記載される業務を遂行することなく、上記(a)に記載される業務のみを遂行することを認可されないものとする。管理会社自身の資産の管理事務については、付隨的な性質のものに限定されなければならない。管理会社は、U C I の管理以外の活動に従事してはならない(ただし、自らの資産の運用は付隨的に行うことができる)。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルク法に準拠するU C Iでなければならない。

当該管理会社の本店(中央管理機構)および登録事務所は、ルクセンブルクに所在しなければならない。

第16章の規定に服する管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの機能のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) 管理会社はC S S F に対し適切な方法で通知しなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、U C I が管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが慎重な監督に服している国外の事業体に付与される場合、C S S F と当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。

e ) ( c ) または ( d ) の条件が充足されない場合、当該委託は、CSSFによる事

前承認が得られた後にのみ、効力を有することができる。

f ) 投資運用の中核的機能に関わる権限は、預託機関に付与されてはならない。

本(1)の範囲内に該当し、本(1)第4段落目(b)において記載される活動を遂行する管理会社は、当該管理会社による任命を受けた外部AIM自身が、前記の機能を引き受けていない範囲において、事業のより効率的な運営のため、管理事務および販売に係る自らの一または複数の機能をかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件を遵守しなければならない。

a ) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならぬ。

b ) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであつてはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために行為し、または契約型投資信託、変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人が管理されることを妨げてはならない。

CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

a ) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していかなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していかなければならない。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

(注) : 現在はかかる規則は存在しない。

b ) 上記a)記載の資金は管理会社の永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

c ) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に充たし、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していかなければならない。

d ) 管理会社の参照株主またはメンバーの身元情報がCSSFに提供されなければならない。CSSFは株主に、とりわけ自己資産に関する要件について、適用法上定められる慎重な要件に管理会社が適合する/適合する予定を保証するスponsership letterを要求することができる。

e ) 申請書に管理会社の組織、統制および内部手続が記載されなければならない。

完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、以下の場合、第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。

a ) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて第16章に定められる活動を中止する場合。

b ) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

c ) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

d ) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。

e ) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

管理会社は、自らのために、管理するUCIの資産を使用してはならない。

管理するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

#### ( 2 ) 2010年法第125 - 2条に服する管理会社

2010年法第88 - 2条第2項a)に規定する外部AIMを任命することなく、任命を受けた管理会社として、指令2011 / 61 / EUに規定する一または複数のAIFを管理し、2010年法第125 - 2条に基づき認可を受けた管理会社は、管理下にある資産が2013年法第3条第2項に規定される閾値の1つを上回った場合、2013年法第2章に基づくAIFのAIMとして、CSSFによる事前認可も得なければならない。

当該管理会社は、2013年法第5条第4項に記載される付随的業務および同法別紙に記載される活動にのみ従事できる。

自らが管理するAIFに関し、管理会社は、任命を受けた管理会社として、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

2010年法第16章に該当する管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を適切な職務経験を有しその適切な職務経験の根拠を示すことのできる、一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人に関する変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。2010年法第104条が適用される(下記2.2.1.2.2.(17)および(18)を参照のこと。)。

#### 2.2.1.2.2 2010年法第15章

同法第101条ないし第124条は、第15章に基づき存続する管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

##### A . 業務を行うための条件

###### ( 1 ) 第15章の意味における管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。1915年法の規定は、2010年法が適用除外を認めない限り、2010年法第15章に服する管理会社に対し適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFのウェブサイト上の公式リストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。

###### ( 2 ) 管理会社は、UCITS指令に従い認可されるUCITSの管理以外の活動に従事してはならない。ただし、同指令に定められていないその他のUCIの管理であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、UCITS指令の下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの管理のための活動は、2010年法別表に記載されているが、すべてが列挙されているものではない。

(注)当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売が含まれている。

###### ( 3 ) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

( a ) ポートフォリオが金融セクターに関する1993年法の附属書のセクションBに列挙される商品を含む場合において、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う当該投資ポートフォリオの管理(年金基金が保有するものも含む)

( b ) 付隨的業務としての、金融セクターに関する1993年法の附屬書 のセクションBに列

挙される商品に関する投資顧問業務ならびにUCIの受益証券に関する保管および管  
理事務業務

管理会社は、本章に基づき本項に記載された業務のみの提供または( a )の業務を認可  
されることなく付隨的業務のみの提供を認可されることはない。

( 4 ) 上記( 2 )からの一部修正として、指令2011 / 61 / EUに規定するAIFのAIFMとし  
て任命され、ルクセンブルクに自らの登記上の事務所を有し、かつ、第15章に基づき認可  
を受けた管理会社はまた、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとして、CSSFに  
による事前認可も得なければならない。管理会社が当該認可を申請する場合、当該管理会社  
は、本項( 7 )に基づき認可を申請するに際し、自らがCSSFに対して既に提供済みで  
ある情報または書類の提供が免除される。ただし、当該情報または書類が最新のものであ  
ることを条件とする。関連する管理会社は、2013年法別紙 に記載される活動および2010  
年法第101条に基づき認可に服するUCITSの追加的な管理活動にのみ従事するこ  
とができる。運用するAIFの管理活動の趣旨において、かかる管理会社は、金融商品に関連す  
る注文の受領および伝達を構成する2013年法第5条第4項に規定する付隨的業務を行  
うこ  
ともできる。本( 4 )に規定するAIFのAIFMとして任命を受けた管理会社は、自ら  
に適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

( 5 ) 金融セクターに関する1993年法第1 - 1条、第37 - 1条および第37 - 3条は、管理会社に  
による上記( 3 )の業務提供に準用される。

上記( 3 )( a )で定める業務を提供する管理会社は、さらに、投資会社および信用機  
関の資本の十分性に関するEU規則575 / 2013の規定および信用機関の業務へのアクセスな  
らびに信用機関および投資会社の健全性の監督に関する2013年6月26日付欧州議会および  
理事会指令2013 / 36 / EUを施行するルクセンブルク規則を遵守しなければならない。

( 6 ) 管理会社が支払不能となった場合、上記( 2 )( 3 )の申請に基づき管理される資産は、  
管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象  
とならない。

( 7 ) CSSFは、管理会社を以下の条件の下に認可する。

( a ) 管理会社の当初資本金は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロなければなら  
ない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己  
資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオが  
250,000,000ユーロを超える額について、かかる額の0.02%とする。当初資本金と  
追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しない。

- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

- ( ) 管理会社が運用するFCP（管理会社が運用機能を委託したかかるFCPの  
ポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

- ( ) 管理会社が指定管理会社とされた投資法人

- ( ) 管理会社が運用するUCI（管理会社が運用機能を委託したかかるUCIの  
ポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、EU規則575 /  
2013の第92条ないし第95条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合  
は、当該自己資本の追加額の50%を限度にのみ追加することができる。信用機関または  
保険機関は、EU加盟国またはCSSFがEC法の規定と同等に慎重と判断する規  
定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- ( b ) ( a )に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
- ( c ) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するUCITSに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。
- ( d ) 認可の申請は、管理会社の組織、統制および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。
- ( e ) 中央管理機構と登録事務所はルクセンブルクに所在しなければならない。
- ( f ) 管理会社の業務を遂行する者は、当該UCITSまたはUCIの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な経験を有する者でなければならない。
- ( 8 ) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。  
CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。  
CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- ( 9 ) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- ( 10 ) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。  
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- ( 11 ) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- ( a ) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
- ( b ) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- ( c ) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- ( d ) 認可が上記( 3 )( a )に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006/49/ECの施行の結果である金融セクターに関する1993年法に適合しない場合。
- ( e ) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
- ( f ) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- ( 12 ) 管理会社が、(2010年法第116条に従い)集団的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。
- ( 13 ) CSSFは、一定の適格関与または関与額を有する、管理会社の株主またはメンバー(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元情報が提供されるまで、管理会社の業

務を行うための認可を付与しない。管理会社への一定の関与資格は、上記金融セクターに関する1993年法第18条の規定と同様の規定に服する。

C S S F は、管理会社の健全で慎重な管理の必要性を勘案し、上記の株主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

関係する他の加盟国の権限のある当局は、以下のいずれかの管理会社の認可について事前に協議されるものとする。

( a ) 他の加盟国において認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険会社の子会社

( b ) 他の加盟国において認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険会社の親会社の子会社、または

( c ) 他の加盟国において認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険会社を支配する者と同じ自然人または法人によって支配される管理会社

( 14 ) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。

( 15 ) 承認された法定監査人の変更は、事前に C S S F の承認を得なければならない。

( 16 ) 1915年法および同法第900条の3により定められる監督監査人の規定は、2010年法第15章に従い、管理会社に対しては適用されない。

( 17 ) C S S F は、承認された法定監査人の権限付与および管理会社の年次会計書類に関する監査報告書の内容について範囲を定めることができる。

( 18 ) 承認された法定監査人は、管理会社の年次報告書に記載される会計情報の監査または管理会社もしくは U C I に関するその他の法的作業を行う際に認識した一切の事実または決定が、以下の事項に該当する可能性がある場合、C S S F に対し速やかに報告しなければならない。

- 2010年法または2010年法の施行のために導入される規則の重大な違反を構成する場合
- 管理会社の継続的な機能を阻害するか、または管理会社の事業活動に出資する主体の継続的な機能を阻害する場合
- 会計書類の証明の拒否またはかかる証明に対する留保の表明に至る場合

承認された法定監査人はまた、( 16 )に記載される管理会社に関する義務の履行において、年次報告書に記載される会計情報の監査または支配関係により管理会社と親密な関係を有するその他の主体に関するか、もしくは管理会社の事業活動に出資する主体と親密な関係を有するその他の主体に関してその他の法的作業を行う際に認識した、( 16 )に列挙した基準を満たす管理会社に関する一切の事実または決定を C S S F に対し速やかに報告する義務を有する。

承認された法定監査人がその義務の遂行にあたり、管理会社の報告書またはその他の書類において投資家または C S S F に提供された情報が管理会社の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと認識した場合には、承認された法定監査人は直ちに C S S F に報告する義務を負う。

承認された法定監査人は、C S S F に対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についての C S S F が要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

承認された法定監査人が C S S F に対し誠実に行う本項に記載される事実または決定の開示は、契約によって課される職業上の守秘義務または情報開示に対する制限の違反を構成せず、かつ承認された法定監査人のいかなる責任をも発生させるものではない。

CSSFは、承認された法定監査人に対し、管理会社の活動および運営の一または複数の特定の側面の管理を行うよう求めることができる。かかる管理は、当該管理会社の費用負担において行われる。

#### B. ルクセンブルクに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記(1)ないし(8)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(7)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。その事態が生じ、正当な事由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- 管理会社の健全性監督は、管理会社が2010年法第1条に定義する支店を設立するか、または他の加盟国でサービスを提供するか否かにかかわらず、CSSFの責任とする。ただし、UCITS指令のホスト国である加盟国の当局に責任を与える規定は損なうものではない。
- 管理会社の適格な保有については、金融セクターに関する1993年法第18条が投資会社について定めた規則と同じものに服するものとする。
- 2010年法の目的において、1993年法第18条にある「会社・投資会社」および「投資会社」は、「管理会社」と読み替えられる。
- (2) 管理会社が管理するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、管理会社は、UCITS指令に従い、以下を義務づけられる。
- (a) 健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。  
少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するUCITSの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。
- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) 2.2.1.2.2のA.(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている各管理会社は、
- ( ) 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が管理するUCITSの受益証券に投資してはならない。
- ( ) (3)の業務に関し、金融セクターに関する1993年法に基づく投資家補償スキームに関する通達97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件のすべてに適合しなければならない。
- (a) 管理会社は、CSSFに上記を適切に報告しなければならず、CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- (b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、管理会社が投資家の最善の利益のために活動し、UCITSがそのように管理されることを妨げてはならない。

- ( c ) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
- ( d ) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- ( e ) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関または受益者の管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
- ( f ) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- ( g ) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、機能が委託された者に常に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- ( h ) 委託される機能の性格を勘案し、機能が委託される者は、当該機能を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- ( i ) UCITSの目論見書は、管理会社が委託した機能を列挙しなければならない。  
管理会社および預託機関の責任は、管理会社が第三者に機能を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが郵便受けとなるような形の機能委託をしてはならない。
- ( 5 ) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行行為規範の遵守にあたり、以下を行う。
- ( a ) 事業活動の遂行に際し、管理会社が管理するUCITSの最善の利益および市場の誠実性のため、正直かつ公正に行行為しなければならない。
- ( b ) 管理会社が管理するUCITSの最善の利益および市場の誠実性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行行為しなければならない。
- ( c ) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
- ( d ) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が管理するUCITSが公正に取り扱われるよう確保しなければならない。
- ( e ) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務に適合し、投資家の最善の利益および市場の誠実性を促進しなければならない。
- 2010年法第15章において参照される管理会社は、健全で効率的なリスク管理に合致し、またこれを促進し、かつ、管理会社が運営するUCITSのリスク・プロファイル、ファンドの規則または設立文書に合致しないリスクをとることを奨励せず、またUCITSの最善の利益のために行動する管理会社の義務の遵守を妨げない、報酬に関する方針および慣行を定め、適用するものとする。
- 報酬に関する方針および慣行には、給与および裁量的年金給付の固定および変動の構成要素を含むものとする。
- 報酬に関する方針および慣行は、上級管理職、リスク・ティカー、管理職ならびに上級管理職の報酬階層に該当する総報酬を受け取る従業員およびその専門的活動が管理会社またはその管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼすリスク・ティカーを含む、スタッフ区分に適用されるものとする。
- ( 6 ) 管理会社は、上記(5)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用ある範囲において遵守するものとする。

- ( a ) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するＵＣＩＴＳのリスク・プロファイル、規則または設立文書に合致しないリスクをとることを奨励しない。
- ( b ) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するＵＣＩＴＳの、および当該ＵＣＩＴＳの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。
- ( c ) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監督するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わず、かつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。
- ( d ) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監査機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形での社内レビューの対象とされる。
- ( e ) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。
- ( f ) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監督下に置かれる。
- ( g ) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはＵＣＩＴＳの各業績評価と、ＵＣＩＴＳのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。
- ( h ) 業績評価は、評価プロセスがＵＣＩＴＳのより長い期間の業績およびＵＣＩＴＳへの投資リスクに基づいて行われ、かつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するＵＣＩＴＳの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。
- ( i ) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。
- ( j ) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようとする。
- ( k ) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。
- ( l ) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績の測定には、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。
- ( m ) ＵＣＩＴＳの法制およびＵＣＩＴＳのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するＵＣＩＴＳの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、ＵＣＩＴＳの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用されない。本項で言及される証券は、管理会社、その管理するＵＣＩＴＳおよび当該ＵＣＩＴＳの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設

計される適切な保有方針に従う。本項は、以下（n）に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。

- (n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について繰り延べられ、また、当該UCITSのリスク特性に正確に合致するよう調整される。本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基づいて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。
- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われ、または権利が発生する。変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック（回収）を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。
- (p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。
- (q) 役職員は、報酬に関する保険や役員賠償に関する保険の個人的ヘッジ戦略を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。
- (r) 変動報酬は、2010年法の法的要件を回避することを容易にするビーカルや方式を通じては支払われない。

上記の各原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスク・ティカー、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスク・ティカーと同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に適うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。UCITS指令第14a条第(4)項で言及されるESMAガイドラインに従って設置される報酬委員会（該当する場合）は、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監督機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステイク・ホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

( 7 ) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを管理する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

( 8 ) 管理会社は、金融セクターに関する1993年法第1条第1項に規定する専属代理人を任命する権限を付与される。管理会社が専属代理人を任命するよう決定した場合、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される活動の制限内において、金融セクターに関する1993年法第37 - 8条に基づく投資会社に適用される規則と同一の規則を遵守しなければならない。本段落を適用する目的において、同法第37 - 8条における「投資会社」の文言は、「管理会社」として読まれるものとする。

#### C . 設立の権利および業務提供の自由

( 1 ) UCITS指令に従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店を設置しましたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルクで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルクで行うための手続および条件を定めている。上記に記載される支店の設置または業務提供は、いかなる認可要件または寄付による資本の提供要件もしくはこれと同等の効力を有するその他の手段の提供要件にも服さない。

上記に規定される制限の範囲内において、ルクセンブルクにおいて設定されたUCITSは、UCITS指令第16条第3項の規定に従い、管理会社を自由に指定することができ、または同指令に基づき他の加盟国において許認可を受けた管理会社により、自由に管理されることができる。

( 2 ) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店を設置しましたは業務提供の自由に基づき、他のEU加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手續および条件を定めている。

管理会社に関して適用される規制は、ルクセンブルク法に基づいて設立された投資ファンドのマネージャーの認可および組織に関する2018年8月23日付CSSF通達18 / 698によりさらに処理される。CSSF通達18 / 698は、オルタナティブ投資ファンドに関する法制度の変更を考慮に入れることを目的として、また、CSSF通達18 / 698が適用されるルクセンブルク法に基づいて設立されたすべての投資ファンドのマネージャー（以下「IFM」という。）（すなわち、2010年法第15章に従うルクセンブルク法に基づく全管理会社、2010年法第16章第125 - 1条または第125 - 2条に従うルクセンブルク法に基づく管理会社、2010年法第17章に従うIFMのルクセンブルク籍支店、2010年法第27条に規定する自己管理投資法人（SIAF）、2013年法第2章の認可を受けたオルタナティブ投資ファンドのマネージャー、2013年法第4条第1項（b）に規定する内部的に管理されるオルタナティブ投資ファンド（FIAAG））の認可の取得および維持に係る条件を单一の通達に規定することを目的として、2012年10月24日付CSSF通達12 / 546（改正済）を置き換えることをその目的とする。CSSF通達18 / 698は、IFMがルクセンブルクおよび/または海外に設立した支店および駐在員事務所にも適用される。CSSF通達18 / 698は、認可に係る特定の要件（特に、株主構成、資本要件、経営体、中央管理および内部統制に関する取決めならびに委託の管理に関する規則に関するものを含む。）に関して追加的な説明を提示することを目的とする。また、同通達は、投資ファンド・マネージャーおよび登

録事務代行業務を行う事業体に適用されるマネー・ローダリングおよびテロ資金調達の防止に関する特定の規定を定める。

#### 2.2.1.3. 預託機関

預託機能に関するUCITSに関する法律、規則および行政規定の調整に関するUCITS指令を改正する欧州議会および理事会の指令を先取りして、CSSFは、UCITSの預託機関として活動するルクセンブルクの信用機関に適用される規定を明確にすることを目的としたCSSF通達14 / 587を2014年7月11日に公表した（以下「通達14 / 587」という。）<sup>6</sup>。CSSFは、プリンシップ・ベース・アプローチから離れ、UCITSの預託機能を管理するためのより規範的で詳細な規則を制定した。通達14 / 587の結果、IML通達91 / 75の第E章はもはやUCITSには適用されないが、AIFMDの範囲に属さないすべてのファンドには適用される。現在UCITSの預託機関として活動しているルクセンブルクの信用機関は、CSSFの新たな要件に合わせて業務体制を整備しなければならなかった。

---

<sup>6</sup> CSSF通達14/587は、以下に詳述される通りCSSF通達16/644によって置き換えられた。

2014年7月23日、欧州理事会は、2016年3月18日までに加盟国が実施しなければならないUCITS指令の最終文を正式に採択した。UCITS指令は、UCITSの預託機関の機能と責任を明確にし、過度のリスクテイクを制限するためにUCITSの管理会社のための報酬の方針のパラメーターを提供し、国内規定の違反に関する最低限の行政上の制裁を調和させるものである。

UCITSのレベル2の措置は、2015年12月17日に公表され、2016年10月13日を効力発生日とする。

2016年5月10日、ルクセンブルク議会は、2010年法およびAIFM法を改正する法律をルクセンブルクの法律として通過させた。

2016年10月11日、CSSFは、UCITSの預託機関として活動するルクセンブルクの信用機関ならびにすべてのルクセンブルクのUCITSおよびUCITSのために活動する管理会社に宛ててCSSF通達16 / 644を公表した。本CSSF通達16 / 644は、UCITSレベル2の措置と矛盾する通達14 / 587のいかなる規定も撤回し、2010年法およびUCITSレベル2の措置に規定される預託機関に関する規則の一部に関して明確化する。特に、保管の手続や特定の状況（UCITSがデリバティブに投資する場合、担保を受領する場合など）に関して、組織上の要件を明確化された。

2018年8月23日に、CSSFは、投資信託およびそのプランチ（該当する場合）に関する2010年法パートの適用対象外の資金預託機関に適用される組織的取決めに関するCSSF通達18 / 697を発布した。CSSF通達18 / 697は、2010年法パートに従いUCITSの預託機関として活動する信用機関（該当する場合は、その管理会社により代理される。）に適用される規定に関するCSSF通達16 / 644および投資信託に関する1998年3月30日法に準拠するルクセンブルクの事業体が従う規則の変更および改訂に関するIML通達91 / 75（CSSF通達05 / 177により改正済）を改定する。

CSSFが承認した約款に定められる預託機関は、約款およびFCPのために行為する管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、預託機関またはその指定する者がFCPの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。

A) 預託機関は、パート ファンドとしての適格性を有するFCPについて以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されること。

- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が約款に従って使用されること。

管理会社所在加盟国が、FCPの所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、2010年法第17条、第18条、第18条の2ならびに第19条、前項ならびに預託機関に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行することを認めるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

預託機関は、FCPのキャッシュフローが適切にモニタリングされることを確保するものとする。

預託機関は、FCPおよびFCPの受益者に対し、預託機関または2010年法第18条第4項a)に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、預託機関は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、FCPのために行為する管理会社に返却するものとする。預託機関は、喪失があらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避となった自らの合理的な支配を超えた外的事象により生じたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

預託機関は、FCPおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する預託機関の過失または故意の不履行によりFCPおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の預託機関の責任は、委託に影響されることはないものとする。

上記の責任を除外または制限する契約は無効とする。

預託機関の受益者に対する責任は、直接的または管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、これは二重の賠償または受益者の不平等な取扱いをもたらすものではない。

UCITS 指令がルクセンブルク法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まれなければならない契約上の規定が定められている。これらは、とりわけ、( )一般的な保管受託義務、( )保管、( )デュー・ディリジェンス、( )支払不能保証および( v )独立性に関係するものである。また、SICAVは、客観性のある所定の基準に基づき、SICAVおよびSICAVの投資家の利益のみに一致する、預託機関の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。預託機関は、ルクセンブルクに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルク支店でなければならない。パート ファンドの預託機関である場合は、その登録事務所は他のEU加盟国に所在するものでなければならない。預託機関は、金融セクターに関する1993年法に定める金融機関でなければならない。

預託機関の業務を遂行する者は、十分良好な評価および該当するUCITSに関する経験を有していかなければならない。このため、業務を遂行する者およびその後任者の身元情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。

「業務を遂行する者」とは、法律または設立文書に基づき、預託機関を代表するか、または預託機関の活動の遂行を事実上決定する者をいう。

預託機関は、要請があった場合、預託機関がその義務の履行にあたり取得し、FCPが2010年法を遵守しているかをCSSFがモニタリングするために必要なすべての情報を、CSSFに対し提供しなければならない。

CSSFは、2016年10月11日に、UCITSの預託機関を務めるルクセンブルクの信用機関に適用される規定を明確化すること目的としたCSSF通達16 / 644を発出した。原則に基づいたアプローチとは一線を画し、CSSFは、UCITSの預託機関の機能を規制する、より命令的かつ詳細な規則を発布した。

CSSF通達16/644は、上記でさらに記載されるとおり、CSF通達18/697により改定された。

B) 預託機関は、パート ファンドとしての適格性を有するFCPについては、以下のとおりである。

2010年法は、2013年法第2章に基づき認可されるAIFMが管理するFCPと、2013年法第3条に規定される例外規定の利益を享受しつつ同例外規定に依拠するAIFMが管理するFCPとを区別している。

FCP(パート ファンド)に関しては、FCPの資産は、2010年法第88-3条の規定に従い、一つの預託機関にその保管を委託されなければならない。

UCITSの保管受託体制は、パート ファンドの預託機関に適用される。2018年3月1日にメモリアルにおいて公表され、2018年3月5日に発効した2018年2月27日付法律が採択されたことにより、UCITSの保管受託体制の適用は、ルクセンブルクの小口投資家に対しても販売されるパート ファンドの預託機関にのみ限定される一方で、その他すべてのパート ファンドの預託機関にはAIFMの保管受託体制が適用される(2016年5月に2010年法が改正される前と同様である。)。

#### 2.2.1.4. 関係法人

##### ( ) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

管理会社による委託または投資運用会社の中核的機能は上記2.2.1.2.2のB(4)に従う。

##### ( ) 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる(ただし、その義務はない。)。

現行のFCPの目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

#### 2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまで1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社(sociétés anonymes)として設立してきた。

公開有限責任会社の主な特徴は以下のとおりである。

- この形態で設立された投資法人のすべての株式は同一の額面金額をもち、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の株式の割合に関連して定款中に定められることがある議決権の制限に従い、株主は株主総会において1株につき1票の議決権を有する。1915年8月10日法は、また公開有限責任会社が無議決権株式および複数議決権株式を発行できる旨規定する。
- 会社の資本金は、定額であることを要し、会社設立時に全額引き受けられることが必要であり、資本金は、取締役会によって、株主総会が決定した定款に定める授権資本の額まで引き上げることができる。かかる増資は、定款に記載された株主総会による授権の枠内で取締役会の決定に従い、1度に行うことともできるし、隨時、一部を行ふこともできる。通常、発行は、額面金額に発行差金(プレミアム)を加えた価格で行われ、その合計額はその時点における純資産価格を下回ることはできない。また、株主総会による当初の授権資本の公告後5年以内に発行されなかつた授権資本部分については、株主総会による再授権が必要となる。株主は、株主総会が上記再授権毎に行う特定の決議により放棄することのできる優先的新株引受権を有する。

ただし、上記の特徴は、2010年法に従うすべての会社型投資信託に完全に適用されるものではない。実際、かかる特徴は、固定資本を有する投資法人には適用されるが、変動資本を有する投資法人については、以下に定めるとおり完全には適用されない。

#### 2.2.2.1. 変動資本を有する投資法人 (S I C A V)

2010年法に従い変動資本を有する投資法人 (société d'investissement à capital variable、以下「S I C A V」という。) の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

S I C A Vは、株主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、株式を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した定款を有する公開有限責任会社 (société anonyme) として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によつて廃止されない限度で適用される。

S I C A Vの定款およびその修正は、出頭した当事者が決定するフランス語、ドイツ語または英語で作成された特別公証証書に記録される。本証書が英語によるものである場合は、布告11年プレリアル24の規定の適用を免除することにより、登録当局に提出されたときに、当該証書に公用語への翻訳文を添付する要件は適用されない。本要件はまた、S I C A Vの株主総会の議事録を記録した公正証書またはS I C A Vに関する合併提案書など、公証証書に記録しなければならないその他の中にも適用されない。

S I C A Vは、1915年法の適用が除外されることにより、年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および年次株主総会の招集通知と同時に監督ボードが登録株主に対して提出したコメント（該当する場合）を送付する必要はない。招集通知には、株主にこれらの書類を提供する場所および実務上の取り決めを記載し、各株主が年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および監督ボードが提出したコメント（該当する場合）を株主に送付するよう要請することができることを明記するものとする。

株主総会の招集通知には、株主総会の定足数および過半数は、株主総会の5日前（以下「基準日」という。）の午前0時（ルクセンブルク時間）時点の発行済株式に基づいて決定される旨を定めることができる。株主が株主総会に出席し、その株式の議決権を行使する権利は、基準日において当該株主が保有する株式に基づいて決定される。

S I C A Vは次の仕組みを有する。

株式は、定款に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にS I C A Vによって発行され買い戻される。発行株式は無額面で全額払い込まれなければならない。資本は株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。新株発行の場合、定款が明示の規程により新株優先引受権を認めない限り、既存株主はかかる権利を主張できない。

2010年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないS I C A Vの最低資本金は認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含めすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げができる（注：本書の日付において、かかるCSSF規則は発行されていない。）。
- 取締役および監査人ならびにそれらの変更はCSSFに届け出ることを要し、CSSFの異議のないことを条件とすること。
- 定款中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも株式を発行することができるこ。
- 定款に定める範囲で、S I C A Vは、株主の求めに応じて株式を買戻すこと。
- 株式は、S I C A Vの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買戻されること。この価格は、費用および手数料を加えることによって、株式発行の

場合増額し、株式買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額はC S S F規則により決定することができる（このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従いC S S Fが決定する。）。

- 通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限りS I C A Vの株式を発行しないこと。
- 定款中に発行および買戻しに関する支払の時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定すること。
- 定款中に、法律上の原因による場合に反しないよう発行および買戻しが停止される場合の条件を特定すること。
- 定款中に発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定すること（パート ファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パート 以外のファンドについては最低1か月に1回とする。）。
- 定款中にS I C A Vが負担する費用の性質を規定すること。
- S I C A Vの株式は、全額払込済でなければならず、その価値を表示してはならない。

#### 2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

過去においては、ルクセンブルク法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられてきた。

しかしながら、買戻会社の株式買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の株式は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

最近では、買戻会社を有しない投資法人が設立されているが、その定款に、株主の請求があれば株式を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによるファンド自身の株式の買戻しは、通常、純資産価格に基づき（買戻手数料を課され、または課されずに）販売目論見書に記載されかつ定款に定められた手続に従って買い戻される。ただし、純資産価格の計算が停止されている場合は、買戻しも停止される。

ファンドによって買い戻され、所有されているファンドの株式には議決権および配当請求権がなく、また、ファンドの解散による残余財産請求権もない。ただし、これらの株式は発行されているものとして取扱われ、再販売することもできる。

オープン・エンド型の会社型の投資法人においては、株主総会で決議された増資に関する授権に従い、取締役会が定期的に株式を発行することができる。株式の発行は、ファンド株式の募集終了後1か月以内にまたは株式募集開始から遅くとも3か月以内に、取締役会またはその代理人によってルクセンブルクの公証人の面前で陳述され、さらに1か月以内にR E S Aに公告するため地方裁判所の記録部に届出られなければならない。

（注）S I C A Vは、会社の資本金の変更を公告する義務を有しない。

#### 2.2.2.3. 投資制限

上記2.2.1.1.記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託にほぼ同様に適用される。

#### 2.2.2.4. 預託機関

会社型投資法人の資産の保管は、預託機関に委託されなければならない。預託機関の責任は、預託機関がその保管する資産の全部または一部を第三者に委託したことによって影響を受けない。預託機関は、ルクセンブルク法に従い、会社型投資信託および株主に対し、その不当な債務の不履行または不適切な履行の結果として被った損失につき責任を負うものとする。

預託機関の業務は以下のとおりである。

- ファンドによりまたはファンドのために行われる株式の販売、発行、買戻しあより消却が法律およびファンドの定款に従って執行されること。
- SICAVの株式の価額が法律およびSICAVの定款に従って計算されること。
- 法律およびSICAVの定款に反しない限りにおいて、SICAVまたはSICAVに代わって行為する管理会社の指示を行うすること。
- SICAV資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されること。
- SICAVの収益が法律または定款に従って使用されること。

SICAVが管理会社を指定した場合において、管理会社所在加盟国が、SICAVの所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、預託機関が2010年法第33条第1項、第2項および第3項、前項ならびに預託機関に関するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

預託機関は、SICAVのキャッシュフローが適切にモニタリングされることを確保するものとする。

預託機関のSICAVの株主に対する責任は、管理会社を通じて直接または間接的に追及される。ただし、これは二重の賠償または受益者の不平等な取扱いをもたらすものではない。

預託機関は、SICAVおよびSICAVの株主に対し、預託機関または2010年法第34条第3項a)に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、預託機関は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、SICAVのために行為する管理会社に返却するものとする。預託機関は、喪失があらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避となった自らの合理的な支配を超えた外的事象により生じたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

預託機関は、SICAVおよび株主に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する預託機関の過失または故意の不履行によりSICAVおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の責任を除外または制限する契約は無効とする。

上記の預託機関の責任は、委託に影響されることはないものとする。

UCITS 指令がルクセンブルク法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まれなければならない契約上の規定が定められている。これらは、とりわけ、( )一般的な保管受託義務、( )保管、( )デュー・ディリジェンス、( )支払不能保証および( )独立性に関するものである。また、SICAVは、客觀性のある所定の基準に基づき、SICAVおよびSICAVの投資家の利益のみに一致する、預託機関の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。

2013年法第2章（2010年法第95条を参照のこと。）に基づき認可されるAIFMが管理するSICAVには特別規定が適用される。

預託機関としての役割を果たすにあたり、預託機関は、株主の利益のためにのみ行動しなければならない。

#### 2.2.2.5. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記2.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、実質的に、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

#### 2.2.2.6 パート ファンドである会社型投資信託の追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にSICAVに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) SICAVが、UCITS指令に従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、SICAVの組織および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。
- SICAVの業務を遂行する者は、十分に良好な評価を得ており、当該SICAVが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、業務を遂行する者およびその地位の後継者は、その氏名がCSSFに直ちに報告されなければならぬ。SICAVの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務を遂行する者」とは、法律もしくは設立文書に基づきSICAVを代理するか、またはSICAVの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、SICAVと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、SICAVが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

SICAVは、CSSFに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6ヶ月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならぬ。

SICAVは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、SICAVの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、SICAVが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該SICAVに付与した認可を取り消すことができる。

- ( a ) 12ヶ月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6ヶ月以上活動を中止する場合。
- ( b ) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- ( c ) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- ( d ) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
- ( e ) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

( 2 ) 上記2.2.1.2.2.の(21)および(22)に定める規定は、UCITS指令に従い認可された管理会社を指定していないSICAVに適用される。ただし、「管理会社」をSICAVと読み替える。

SICAVは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

( 3 ) UCITS指令に従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、2018年8月23日付CSSF通達18/698に基づいて、ルクセンブルク法に準拠する投資ファンドのマネージャーの認可および組織について適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、CSSFは、SICAVの性格にも配慮し、当該SICAVが健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム（特に、当該SICAVの従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該SICAVに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であ

ること、ならびに管理会社が管理する S I C A V の資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。

## 2.3. ルクセンブルクにおける投資信託に関する追加の法規定

### 2.3.1. 設立に関する法律および法令

#### 2.3.1.1. 1915年法

1915年法は、( F C P および / または非セルフ・マネージド S I C A V ) の管理会社、および( 2010年法により明確に適用除外されていない限り ) S I C A V の形態をとるか公開有限責任会社( société anonyme ) の形態をとるかにかかわらず投資法人自身( および会社型投資信託における買戻子会社( もしあれば ) ) に対し適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、 S I C A V にもある程度適用される。

##### 2.3.1.1.1. 会社設立の要件( 1915年法第420の1条 )

最低 1 名の株主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は 30,000.00 ユーロ相当額である。

##### 2.3.1.1.2. 定款の必要的記載事項( 1915年法第420の15条 )

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

- ( ) 定款が自然人もしくは法人またはその代理人により署名された場合における当該自然人または法人の身元
- ( ) 会社の形態および名称
- ( ) 登録事務所の所在地
- ( ) 会社の目的
- ( ) 発行済資本および授権資本( もしあれば ) の額
- ( ) 当初払込済の発行済資本の額
- ( ) 発行済資本および授権資本を構成する株式の種類の記載
- ( ) 記名式または無記名式の株式の形態および転換権( もしあれば ) に対する制限規定
- ( ) 現金払込み以外の出資の内容および条件、出資者の氏名ならびに監査人の報告書の結論
  - (注) 1915年法に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に結論が公表される特別監査報告書の中に記載されるものとする。
- ( ) 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- ( ) 資本の一部を構成しない株式( もしあれば ) およびかかる株式に付随する権利に関する記載
- ( ) 取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- ( ) 会社の存続期間
- ( ) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬( その種類を問わない。 ) の見積

##### 2.3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件( 1915年法第420の17条 )

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- ( ) 設立定款案を公正証書の形式で作成し、これを R E S A に公告すること
- ( ) 応募者は、会社設立のための設立定款案の公告から 3 か月以内に開催される定時総会に招集されること

##### 2.3.1.1.4. 発起人および取締役の責任( 1915年法第420の19( 2 )条および第420の23( 2 )条 )

発起人および増資の場合における取締役は、有效地に引き受けられなかった部分または 25% に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律の該当条項に記載されたいずれかの

理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

#### 2.3.1.2. 2010年法

2010年法には、契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルクの投資信託の登録に関する要件についての規定がある。

##### 2.3.1.2.1. 設定および設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込みに関する特定要件が必要とされている。

##### 2.3.1.2.2. 定款の必要的記載事項

この点に関する主要な要件は上記2.3.1.1.2.に記載されている。

#### 2.3.1.3. ルクセンブルクにおける投資信託の認可・登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルク内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

( ) 次の投資信託はルクセンブルクのCSSFから正式な認可を受けることを要する。

- ルクセンブルクの投資信託は、2010年法第2条および第87条に準拠すること。
- EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるがUCITSでないものについては、その証券がルクセンブルク大公国内またはルクセンブルク大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。2010年法第2条および第87条に言及されるUCIについては、設立から1ヶ月以内にかかるリストへの記入の申請書をCSSFに提出しなければならない。

ルクセンブルク法、規則およびCSSFの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1ヶ月以内になされなければならず、これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルクの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルクのUCIの解散および清算を決定する。

##### 2.3.1.3.1. 1972年12月22日付大公規則に規定する投資信託(fonds d'investissement)の定義は、1991年1月21日付IML通達91/75の中の一定の基準により解釈の指針を与えられている。なお、上記定義によれば、投資信託とは、「その法的形態の如何にかかわらず、すべての契約型ファンド、すべての投資法人およびその他の同様の実体を有し、証券または譲渡性の有無を問わずその他の証書、およびかかる証券もしくは証書を表章したままたはその取得権を与える一切の証書の公募または私募によって公衆から調達した資金を集合的に投資することを目的とするもの」とされている。上記の定義は、2010年法の第5条、第25条、第38条、第89条、第93条および第97条の規定と本質的に同様である。

##### 2.3.1.3.2. 1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって創立された金融庁(Institut Monétaire Luxembourgeois)(IML)によりとてかわられた。IMLは、1998年4月22日法によりルクセンブルク中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、CSSFに移転された。

2010年法に規制される投資信託に関するCSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

##### 2.3.1.3.3. 2010年法第21章は、投資法人(または、FCPの場合は管理会社)に、投資家に提供されるべき情報という観点から義務を課している。

従って、投資法人／管理会社（F C Pの場合）は、目論見書、年次報告書および半期報告書を公表しなければならない（監査済年次報告書および監査済または未監査の半期報告書が、それぞれ4か月および2か月以内に公表されなければならない。）。パート ファンドについては、年次報告書の公表に関する期限が4か月から6か月に延長され、かつ、半期報告書の公表に関する期限が3か月に延長される（2010年法第150条第2項）。

パート ファンドについては、投資法人／管理会社（F C Pの場合）は、投資家向けの重要な投資家情報の記載を含む文書（ルクセンブルク語、フランス語、ドイツ語または英語）（以下「K I I」という。）を作成しなければならない（2010年法の第159条を参照のこと）。K I Iは、該当するU C I T Sの本質的な特徴について適切な情報を含んでいなければならず、募集される投資商品の性質およびリスクについて投資家が合理的に理解することができ、結果として、提供された情報に基づき投資決定ができるように記載されなければならない。

K I Iは、該当するU C I T Sについて、以下の必須要素に関する情報を提供する。

- ( a ) U C I T Sの識別情報
- ( b ) 投資目的および投資方針の簡単な説明
- ( c ) 過去の運用実績の提示、または該当する場合は運用実績のシナリオ
- ( d ) 原価および関連手数料
- ( e ) 関連するU C I T Sへの投資に伴うリスクに関連する適切な指針および警告を含む、投資についてのリスク／利益プロファイル。

これらの必須要素は、他の文書を参照することなく投資家にとって理解しやすいものでなければならない。

K I Iは、提案されている投資に関する追加情報の入手場所および入手方法（請求に応じていつでも無料により、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を入手できる場所および方法、ならびにかかる情報を投資家が入手できる言語を含むが、それらに限らない。）を明示する。

K I Iは、簡潔に、かつ、非専門用語により記載される。比較できるように共通の形式により作成され、かつ、小口投資家が理解しやすいうように提示される。

K I Iは、当該U C I T Sが2010年法第54条に従いその受益証券を販売する旨通知されている場合は、すべての加盟国において、翻訳以外の変更または追補なしに使用される。

2010年法第21章は、さらに以下の要件を定めている（2010年法第155条および第156条）。

- U C Iはその目論見書および目論見書の変更ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない。
- 目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書は、請求により無料で投資家に提供されなければならない。
- 目論見書は、耐久性ある媒体またはウェブサイトで交付することができる。ハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。
- 年次報告書および半期報告書は、目論見書およびU C I T Sに関するK I Iに指定された方法により投資家が入手できる。年次報告書および半期報告書のハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。

欧州連合理事会は、2014年10月24日に、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品（P R I I P）の重要な情報文書に関するE U規則（E U規則1286 / 2014）を採択した。同E U規則は、小口投資家に対する投資商品の開示に関する統一規則を定めており、かかる投資家が小口投資家向け投資商品の重要な性質およびリスクを理解し、異なる商品の特質を比較できるようにすることを目的としている。K I Iを作成する義務は、P R I I P（投資信託を含む。）が小口投資家にも入手可能となる場合に適用される。

U C I T S は、 P R I I P の定義を満たす投資信託であるが、同 E U 規則は、 U C I T S の販売者に対して施行から 5 年間の移行期間を認め、かかる販売者は、当該期間中は同規則の条件を免除される。

#### 2.3.1.4. 2010年法によるその他の要件

##### ( ) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルクのファンドはその活動を行うためには C S S F の認可を受けなければならない旨規定している。

##### ( ) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、 C S S F が設立文書および預託機関の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。これらの条件のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、2010年法パート一に服する U C I は、2010年法第88-2条第2項 a ) に従い任命を受ける外部 A I F M が同条に基づき事前に認可を受けた場合にのみ認可されるものとする。2010年法パート一に服する、同法第88-2条第2項 b ) に規定する内部的に管理される U C I は、同法第129条第1項に基づき要求される認可のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、2010年法第88-2条第2項 b ) に従い認可を受けなければならない。

##### ( ) 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいて C S S F に提出された場合の事前の意見確認

C S S F の監督に服する投資信託が定めるルクセンブルクの目論見書は、 C S S F に事前の意見確認を得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付 C S S F 通達05 / 177 ( 2002年法体制において発令されているが2010年法の下でも適用される。 ) に基づき、販売用資料、それが利用される外国の権限ある当局によって監督されていない場合であっても、意見を求めるために、かかる文書を C S S F に提出する必要はない。ただし、 C S S F の監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような宣伝資料を発行してはならず、および必要に応じてこれらの業務に固有の特定のリスクにつき言及することにより、ルクセンブルク内外の金融界の行為準則を引き続き遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルクの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

##### ( ) 目論見書の記載内容

目論見書は、投資家に提案された投資について投資家が知識に基づいた判断を行えるようにするための必要な情報、特に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資商品の如何にかかわらず、投資信託のリスク面について明確かつ容易に理解できる説明を含むものでなければならない。この目論見書は、少なくとも2010年法添付スケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

##### ( ) 誤導的な表示の禁止

2010年法第153条は、目論見書の必須要素は常に更新されなければならない旨規定している。

##### ( ) 財務状況の報告および監査

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は前営業年度の貸借対照表、損益計算書を毎年株主に提出し、かつ貸借対照表および損益計算書が商業および法人登記所に提出されている旨を R E S A に公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、投資信託が年次報告書に記載される財務情報は承認された法定監査人 ( réviseur d'entreprises agréé ) による監査を受けなければならない旨規定している。監

査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類に投資家またはCSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、監査人は直ちにCSSFに報告する義務を負う。監査人は、CSSFに対して、監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてCSSFが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF通達02/81に基づき、CSSFは、監査人(*réviseur d'entreprises agréé*)に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文報告書」を作成するよう求めている。CSSF通達02/81により、監査人はかかる長文報告書において、UCIの運用(その中央管理事務者および預託機関を含む。)および(資金洗浄防止規則、評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について)監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることであると述べている。

#### ( ) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨規定する。さらに、ファンドは、請求に応じて、管理会社の所在加盟国の管轄当局にこれらの文書を提出しなければならない。

IML通達97/136(CSSF通達08/348およびCSSF通達15/627により改正済)に基づき、2002年法(現在の2010年法)に基づきルクセンブルクで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。さらに、2015年12月3日、CSSFは、CSSF-U1.1報告に対する新たな月次報告に関する通達15/627を発行した。

#### ( ) 違反に対する罰則規定

ルクセンブルクの1915年法および2010年法に基づき、投資信託の管理・運営に対して形式を問わず責任を有する1人または複数の取締役もしくはその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または罰金刑に処される。

### 2.4. 合併

2010年法によれば、ルクセンブルクで設立されたUCITSは、吸収される側のUCITSとしてもまたは吸収する側のUCITSとしても、UCITSまたはUCITSの他のコンパートメントとの、国境を越える合併または国内合併の対象となる可能性がある。

合併には3種類ある。

- UCITS(またはそのうちの一または複数のコンパートメント)(以下「吸収される側のUCITS」という。)が、清算することなく、資産および負債の全部を別の既存のUCITS(以下「吸収する側のUCITS」という。)に移転する場合
- 2つ以上のUCITS(またはその/それらの一または複数のコンパートメント)が、清算することなく、資産および負債の全部を、設立した新たなUCITSに移転する場合
- 負債が消滅するまで存続する一または複数のUCITS(またはコンパートメント)が、自らが設立した同一のUCITSの別のコンパートメントまたは別のUCITS(またはコンパートメント)に資産を移転する場合

吸収される側のUCITS(一部または全部が吸収される)がルクセンブルクで設立された場合、合併はCSSFから事前の承認を受ける。

吸収する側のUCITSがルクセンブルクで設立された場合、CSSFの役割は、吸収される側のUCITSの所在国規制機関と緊密に共同して、当該UCITSの投資家の利益を保護することである。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITS双方の預託機関（複数の場合もある。）は、合併の条件のドラフト（特に、合併の種類、合併日付、および移転される資産を記載しているもの）がUCITS文書だけでなく2010年法を遵守していることを、声明書において個別に確認しなければならない。

吸収される側のUCITSがルクセンブルクにある場合、2010年法第67条は、CSSFは以下の一連の情報を提供されなければならないと定めている。

- a) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSにより正式に承認された、合併案の共通の条件のドラフト
- b) 目論見書および吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、UCITS指令第78条において言及されている、目論見書および重要投資家情報の最新情報
- c) 2010年法第70条に従い、2010年法第69条第1項a)、f)およびg)に記載されている詳細が2010年法および約款またはそれぞれのUCITSの設立証書の要件を遵守していることを立証したという、吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSの各預託機関による声明書。吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、吸収する側のUCITSの預託機関により発行されたこの声明書は、UCITS指令第41条に従い、2010年法第40条第1項a)、f)およびg)に記載された詳細が、UCITS指令およびUCITSの約款または設立証書の要件を遵守していることが立証されていることを確認するものである。
- d) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがそれぞれの受益者に提供することを予定している、合併案に関する情報

ファイルの記入が完了すると、CSSFは吸収する側のUCITSの規制機関と連絡を取り、20就業日以内に承認される。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがルクセンブルクにある場合、それらの受益者は、自己の投資対象に関する影響可能性に対し説明を受けた上で決定し、ならびに2010年法第66条第4項および第73条に基づく自己の権利行使することを可能にする等の、合併案に関する適切かつ正確な情報を提供されるものとする。

2010年法第73条（1）によれば、吸収される側のUCITSおよび/または吸収する側のUCITSがルクセンブルクで設立された場合、受益者は、投資回収費用に応じるためにUCITSにより留保されるものを除き、手数料なしに、自己の受益証券の買戻しまたは償還を請求する権利、または可能な場合には、類似する投資方針を有し、かつ同じ管理会社により管理されている別のUCITSの受益証券、または当該管理会社が共通の経営陣もしくは支配権により関連しもしくは実質的に直接もしくは間接保有により関連しているその他の会社により管理されている別のUCITSの受益証券に転換することを請求する権利を有する。この権利は、吸収される側のUCITSの受益者および吸収する側のUCITSの受益者が2010年法第72条に従い合併案につき情報を提供された時点から有効となるものとし、2010年法第75条第1項で言及されている交換率を計算する日付の5就業日前に消滅するものとする。

以下の項を損なうことなく、ルクセンブルクで法人形態で設立されたUCITSの設立文書は、受益者総会または取締役会または重役会（該当する場合）のうちの誰が、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有するかを予定しておかなければならぬ。ルクセンブルクで設立されたFCPの法的形態を有するUCITSについては、これらのUCITSの管理会社は、約款で別途規定されていない限り、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有する。約款または設立証書が受益者総会による承認を規定している場合、これらの文書は、適用される定足数要件および多数要件を規定しなければならない。ただし、受益者による合併の共通の条件のドラフトの承認については、かかる承認は、総会に出席または代理出席している受益者による投票総数の75%を超えることまでは必要としないが、少なくとも単純過半数により採用されなければならない。

約款または設立証書に特定の規定がない場合、合併は、コモン・ファンドの法的形態を有する吸収される側のUCITSの管理会社により、および法人形態の吸収される側のUCITSの総会に出席また

は代理出席している受益者の投票総数の単純過半数により決定する受益者総会により、承認されなければならない。

吸収される側のUCITSが消滅する投資法人である場合の合併については、合併の発効日は、定款（本項の規定が適用されることが了解されている。）に規定されている定足数要件および多数要件に従い決定を行う吸収される側のUCITSの受益者総会により決定されなければならない。

消滅する吸収される側のUCITSについては、合併の発効日は、公正証書により記録されなければならない。

合併するUCITSが消滅するFCPである合併については、約款に別段の定めがある場合を除き、合併の効力発生日を当該UCITSの管理会社が決定しなければならない。合併により消滅する契約型投資信託については、1915年法の規定に基づき、合併の効力発生日に関する決定は、商業および法人登記所に宣言されなければならず、かつ、当該決定の商業および法人登記所への宣言の通知の方法によりRESAに公告されなければならない。

合併が上記規定により受益者の承認を要求する限りにおいて、当該UCITSの約款または設立証書が別途規定していない限り、合併に関するコンパートメントの受益者の承認のみが必要であるものとする。

## 2.5. 清算

### 2.5.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルク法の下で設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または株主決議によって会社型投資信託が解散された場合には、定款または約款の規定に基づいて清算が行われる。法は、以下の特別な場合を規定している。

#### 2.5.1.1 FCPの強制的・自動的解散

- a . 約款で定められていた期間が満了した場合。
- b . 管理会社または預託機関がその機能を停止し、その後2か月以内にそれらが代替されない場合。
- c . 管理会社が破産宣告を受けた場合。
- d . 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合。

（注）純資産価額が最低額の3分の2を下回っても自動的には清算されないが、CSSFは清算を命じることができ。この場合、管理会社が清算を行う。

#### 2.5.1.2. SICAVについては以下の場合には特別株主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a . 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数は特になく、単純多数決によって決定される。
- b . 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数は特になく、当該投資信託の解散の決定はかかる総会に出席した株主の株式数の4分の1をもって決定される。

総会は、純資産が最低資本金の3分の2または4分の1（場合による）を下回ったことが確認された日から40日以内に開催されるように招集されなければならない。

#### 2.5.1.3. ルクセンブルク法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

### 2.5.2. 清算の方法

#### 2.5.2.1. 通常の清算（裁判所の命令によらないもの）

清算は、通常次の者により行われる。

- a ) FCP

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者に  
よって選任された清算人。

b ) 会社型投資信託

株主総会によって選任された清算人。

清算は、CSSFがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

公式リストから削除された後、裁判外の清算を担当する部門が関連書類を分析するため、以下の情報が要求される。

- 財務報告書（清算中の各会計期間に関してファンドの清算日までの期間に関する財務諸表、半期財務諸表および清算人報告書（1915年法第100 - 14条）、清算期間に関する最終清算財務諸表、清算人報告書および法定監査人報告書など）
- 非財務報告書（場合に応じて、清算の進捗に関する清算人の定期報告書（清算の完了を妨げる可能性のある問題の説明を含む。）、清算期間延長要請（清算期間が9か月の期限を超えると予想される場合）、清算後の情報（預金供託金庫（Caisse de Consignation）<sup>7</sup>のエスクロー、残存する現金の監視、銀行口座閉鎖確認など）、その他の書類など）

清算人がその就任を拒否し、またはCSSFが提案された清算人の選任を承認しない場合は、CSSFを含む利害関係者は、他の清算人の選任を地方裁判所の商事部門に申請することができる。

清算の終了時に、受益者または株主に送金できなかった清算の残高は、原則として、“Caisse de Consignation”にエスクロー預託され、ルクセンブルクの法令に従いその時点で予見される期間内において、権限を有する者は同機関より受領することができる。

---

<sup>7</sup> ルクセンブルグ国の機関

### 2.5.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所商事部門は、CSSFの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いCSSFの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記2.5.2.1.に記載された方法で預託される。

## 2.6. 税制

以下は現在ルクセンブルクにおいて有効な法律の一定の側面（ただし網羅的ではない）についての理解に基づくものである。

### 2.6.1. ファンドの税制

#### 2.6.1.1. 固定登録税

出資税に関する会社に適用ある規則を改定する2008年12月19日法に従い、設立に際しては、ルクセンブルクの全会社に対して、75ユーロの固定登録税が課税される。

#### 2.6.1.2. 年次税

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルクの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、軽減された年率0.01%が以下について適用される。

- 短期金融商品への集団的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするUCI
- 金融機関への預金を唯一の目的とするUCI
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントおよびUCI内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するUCI

の個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書(CD)、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証書として定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に関する金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第174条第3項に従い、持続可能な投資を容易にするための枠組みの創設に関する2020年6月18日付欧州議会および理事会規則(EU)2020/852(規則(EU)2019/2088を改正する。)(以下「規則(EU)2020/852」という。)第3条に定義される持続可能な経済活動に投資されるUCIまたは複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメントの純資産の割合が当該規則に従い開示される場合、一定の条件で、またかかる投資割合に応じて、UCIまたは複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメントの純資産総額に比べて低い割合が適用される。

2010年法第174条第3項に定められる軽減税率のいずれかの恩恵を受けるために、UCIの計算期間最終日における持続可能な経済活動に投資される純資産の割合(規則(EU)2020/852に従い開示される。)は、監査業に関する2016年7月23日法第62条第(b)項に基づきInstitut des Réviseurs d'Entreprisesが採用する国際的な監査基準に従う合理的な保証監査という観点から、2010年法第154条第1項に基づく要件に従い、承認された法定監査人(reviseur d'entreprises agréé)により監査されるか、または場合に応じて、承認された法定監査人(reviseur d'entreprises agréé)により証明されなければならない。かかる割合およびUCIまたは複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメントの純資産総額に関する当該割合に相当する比率は、年次報告書または保証報告書に記載されるものとする。

年次報告書または保証報告書に示される持続可能な経済活動に投資される純資産の比率が記載され、承認された法定監査人(reviseur d'entreprises agréé)により証明された証明書は、年次報告書の完成後に行われる年次税(taxe d'abonnement)の初回申告のために、ルクセンブルグのVAT当局(Administration de l'Enregistrement et des Domaines et de la TVA)に提出されなければならない。2010年法第177条を損なうことなく、提出された証明書に記載される持続可能な経済活動に投資される純資産の比率は、ルクセンブルグのVAT当局への証明書の提出後の4四半期に関して、規則(EU)2020/852第3条に定義される持続可能な経済活動に投資され、各四半期末日に評価される純資産の割合(当該規則に従い開示される。)に適用される税率を決定する基準となる。

2022年1月1日までの移行期間中、2010年法第174条第3項に定められる軽減税率の恩恵を受けることを希望する申告企業は、ルクセンブルグのVAT当局から入手可能な書面または電子的な書式による修正申告書と共に、0.05%の税率での四半期申告書を電子的に提出しなければならない。

2010年法第175条はまた、以下について年次税の免除を規定している。

- a) 他のUCIにおいて保有される受益証券/投資口により表される資産の価額。ただし、当該受益証券/投資口が、2010年法第174条または2007年法第68条または2016年法第46条に規定される年次税をすでに課されていることを条件とする。
- b) 以下のUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント
  - ( ) その受益証券が機関投資家の保有と限定される場合
  - ( ) その唯一の目的が短期金融商品への集合的投資および信用機関への預金である場合
  - ( ) そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えない場合

( ) 公認の格付機関から最高の格付を取得した場合

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、その証券が機関投資家のために留保されるクラスにのみ適用される。

c) その投資口または受益証券が、( ) 従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ビークルおよび( ) 従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社のために留保されるUCIおよびそのコンパートメント。

d) 主な目的が小規模金融マイクロ・ファイナンス機関への投資であるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

e) 以下のUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

( ) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されており、かつ、

( ) 一つ以上の指標の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、( ) の条件を満たすクラスにのみ適用される。

#### 2.6.2. 日本の投資主または受益者／ルクセンブルクに居住しない投資主または受益者への課税関係

現在のルクセンブルク法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託とともに、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資証券または受益証券について、通常の所得税、株式譲渡益課税（キャピタル・ゲイン課税）、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルク大公国に住所、居所または恒久的施設／常駐者を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

#### 2.6.3. 投資主または受益者への課税関係

ルクセンブルク法について概説すると、契約型および会社型の投資信託とともに、原則として、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資証券または受益証券について、通常の所得税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主がルクセンブルク大公国に住所、居所または恒久的施設／常駐者を有している場合については、この限りでない。

ルクセンブルクに居住しないFCP（UCITSまたはパートUCI）の受益者は、ルクセンブルクの株式譲渡益課税（キャピタル・ゲイン課税）を課せられることはない。ただし、関連する二重課税防止条約の規定（もしあれば）の適用の下、かかる受益者が、FCP（UCITSまたはパートUCI）を通じて、ルクセンブルク籍企業（SICAR、法人形態の投資信託または同族管理会社を除く。）の資本金の10%を超えて保有する場合はこの限りでなく、また、( ) 当該会社の株式が取得後6か月以内に処分される場合、または( ) 当該受益者が15年を超えてルクセンブルクの居住者であり、かつ、その受益証券の譲渡の前5年以内にルクセンブルクの居住者でなくなった場合はこの限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当および利子の支払国において源泉課税を受けることがある。

現在、2010年法に基づく投資信託としての資格を有するルクセンブルクの法人の投資主またはFCPの受益者のいずれに対しても、かかる法的主体によって販売された投資信託の受益証券に関する分配金または実現された元本の値上がり益に関し、ルクセンブルクの源泉徴収税が課されることはない。

#### 2.6.4. 付加価値税

ルクセンブルク付加価値税（以下「VAT」という。）の法制に基づき、法人型の投資信託（すなわち、SICAV、SICAFまたはSICAR）および契約型の投資信託（すなわち、FCP）

は、VATの目的で課税対象者としての地位を有する。したがって、投資ファンドは、ルクセンブルクにおいて付加価値税の控除を受ける権利なしに、付加価値税の課税対象者とみなされる。

ルクセンブルクでは、ファンド・マネジメント・サービスとして適格なサービスに対して、付加価値税の免除が適用される。そのような投資信託（またはFCPの場合はその管理会社）に提供されるその他のサービスは、潜在的にVATを引き起こし、ルクセンブルクの投資信託／その管理会社のVAT登録を必要とする可能性がある。そのようなVAT登録の結果、投資信託／その管理会社は、ルクセンブルクにおいて海外から購入した課税サービス（または一定の商品）に支払うべきと扱われるVATを自己評価する義務を履行する立場にたつ。

ルクセンブルクでは、投資ファンドの受益者に対する支払いに関して、そのような支払いが投資ファンドの受益証券の購入に関するものであり、従って、投資ファンドに提供される課税サービスに対するものとして受領される対価を構成しない限りにおいて、原則としてVAT債務は発生しない。

2016年9月30日、ルクセンブルクのVAT当局は、企業の取締役のVATの状況およびその活動に対するVATの取扱いに関する通達第781号（以下「通達第781号」という。）を公表した。

通達第781号において、ルクセンブルクのVAT当局は、独立取締役がVATの対象者であることを改めて強調した。さらに、通達第781号は、使用者のために取締役として行動する従業員は付加価値税の対象とならず、したがって付加価値税の登録義務を負わないことを明確にした。付加価値税（もしあれば）の登録義務は使用者にある。

しかしながら、通達第781号は、会社形態の投資ファンドの取締役およびマネージャーの報酬、管理会社またはジェネラル・パートナーの取締役およびマネージャーの報酬（後者の場合、ジェネラル・パートナーの企業活動に関するものを除く）に対する付加価値税の免除の適用に関しては触れていない。欧州の法理によれば、VATの免除は、関連するサービスがファンドの運営にとって「特別かつ不可欠な」ものとして適格な場合に与えられる。

管理会社の取締役に支払われる報酬は、管理会社（契約型投資信託／FCPおよび管理会社を指定した法人）のファンドの管理に関する部分は免除されるべきである一方、管理会社（法人）の経営に関する部分は付加価値税の対象となる。管理会社の取締役は、付加価値税の免除の適用を実証できる立場になければならない。

#### 2.6.5. 共通報告基準（以下「CRS」という。）

本条において使用される大文字で始まる用語は、本書に別段の定めがない限り、以下に定義されるCRS法に規定される意味を有する。

ファンドは、指令2014/107/EUを施行する2015年12月18日付ルクセンブルク法（隨時改正または補完される。）（以下「CRS法」という。）に定められるCRSの対象となる場合がある。上記指令は、2014年10月29日に署名され2016年1月1日付で発効した金融口座情報の自動的な情報交換に関するOECDの多国間の権限ある当局間の契約に加えEU加盟国間の金融口座情報の自動的な情報交換を規定するものである。

CRS法の条項に基づいて、ファンドは、ルクセンブルクの報告金融機関として扱われることが予測される。

CRS法の条件に基づき、ファンドは毎年、LT A、名称、住所、居住加盟国、TIN、ならびに（）CRS法の意味における口座保有者である各報告対象者の場合および（）CRS法の意味における受動的非金融機関事業体の場合、報告対象者である各支配対象者の生年月日および出生地に報告することを要求されることがある。CRS法別紙に網羅的に定められるかかる情報（以下「本情報」という。）は、報告対象者に関する個人情報を含む。ルクセンブルグ税務当局（以下「LT A」という。）は、当該情報を外国の税務当局に開示することができる。

ファンドがCRS法に基づく報告義務を履行する能力は、各投資家がファンドに各投資家の直接または間接的な所有者に関する情報を含む情報を、必要な根拠書類とともに提供することに依存する。ファンドの要請に応じて、各投資家はファンドにかかる情報を提供することに同意するものとする。

データ管理者として、ファンドは、C R S法に定められる目的のために、本情報を処理するものとする。

受動的非金融機関事業体の資格を有する投資家は、その報告対象者に対して（場合に応じる）、ファンドによる本情報の処理について通知することを約束する。

また、ファンドは、個人情報の処理について責任を負い、各投資家は、L T Aに提供されたデータにアクセスし、（必要に応じて）当該データを修正する権利を有する。ファンドが入手したデータは、適用されるデータ保護法に従い処理される。

報告対象者に関する情報は、C R S法に定められる目的のために毎年L T Aに開示される。L T Aは、最終的に、その責任の下、一または複数の報告対象法域の管轄当局に対し、報告された情報を提供する。特に、報告対象者は、取引明細書の発行により報告対象者が行った特定の取引が報告対象者に対して報告されること、および、かかる情報の一部に基づいてL T Aに対する毎年の開示が行われる旨が通知される。

ファンドは、C R S法によって課される罰金または刑罰を回避するため、課された義務を履行しようとするが、ファンドがこれらの義務を履行できることを保証することはできない。ファンドがC R S法の結果として罰金または刑罰の対象となった場合、投資家が保有する証券／株式の価値は重大な損失を被る可能性がある。

ファンドの文書要求を遵守しない投資家は、当該投資家による情報提供の不履行に起因してファンドまたは管理会社に課される罰金および刑罰を負担させられることがあり、また、ファンドはその独自の裁量によって当該投資家の証券／株式を償還することができる。

投資家は、C R S法が投資に与える影響について、自らの税務顧問に相談したり、専門的な助言を求めるべきである。

#### 2.6.6. F A T C A

本項において使用される大文字で始まる用語は、本書に別段の定めがない限り、F A T C A法（以下に定義される。）に規定される意味を有する。

ファンドは、いわゆるF A T C A規制の対象となる可能性があり、同規則は、原則として、F A T C Aを遵守していない非米国金融機関および米国人による非米国事業体の直接または間接保有を米国内国歳入庁に報告することを義務付けている。F A T C Aの実施プロセスの一環として、米国政府は、一定の外国法域と政府間協定について交渉しており、かかる協定は、当該外国法域において設立されF A T C Aの対象となる事業体の報告要件および遵守要件を合理化することを目的とする。

F A T C Aの実施プロセスの一環として、ルクセンブルクは、2015年7月24日付のルクセンブルク法（隨時改正または補完される。）（以下「F A T C A法」という。）により実施されたモデル1政府間協定を締結した。この協定は、ルクセンブルクに所在する金融機関が、必要に応じて、特定米国人が保有する金融口座に関する情報をL T Aに報告することを義務付けている。

F A T C A法の条項に基づき、ファンドは、ルクセンブルクの報告金融機関として扱われることが予測される。

このような状態においては、ファンドにはすべての投資家に関する情報を定期的に入手し、検証する義務が課される。ファンドの要請に応じて、各投資家は、無利息金融機関以外の外国事業体（以下「N F F E」という。）の場合、当該N F F Eのコントローリング・パーソンの情報を含む一定の情報を、必要な根拠書類とともに提供することに同意するものとする。同様に、各投資家は、例えば、新しい郵送先住所または新しい居住先住所など、その地位に影響を及ぼす情報を30日以内にファンドに積極的に提供することに同意するものとする。

F A T C A法は、F A T C A法の目的のために、ファンドに投資家の名前、住所および納税者識別番号（入手可能な場合）ならびに口座残高、収益および総収入（非網羅的リスト）などの情報をL T Aに開示することを要求する可能性がある。当該情報は、L T Aにより米国内国歳入庁に報告される。

受動N F F Eとしての適格性を有する投資主は、該当する場合、そのコントローリング・パーソンに対し、ファンドが彼らの情報を処理することを通知することを約束する。

さらに、ファンドは個人データの処理に責任を負い、各投資家は L T A に通知されたデータにアクセスし、必要に応じて当該データを修正する権利を有する。ファンドが入手したデータは、データ保護に関する適用法規に従って処理されるものとする。

ファンドは、F A T C A の源泉徴収税の賦課を回避するため、課された義務を履行しようとするが、ファンドがこれらの義務を履行できるという保証はない。F A T C A 制度によってファンドが源泉徴収税または課徴金の対象となった場合、投資家が保有する投資証券 / 受益証券の価値は重大な損失を被る可能性がある。ファンドが各投資家からかかる情報を入手し、それを L T A に送付しない場合、米国の源泉所得の支払いならびに米国の源泉金利および配当を生じさせる可能性のある財産またはその他の資産の売却収入に対して、課徴金および30%の源泉徴収税が課される可能性がある。

ファンドの書面による要請に従わない投資家は、当該投資家による情報提供の不履行に起因してファンドに課される税金を負担させられることがあり、ファンドはその独自の裁量により、当該投資家の持分を償還することができる。

仲介者を通じて投資を行う投資家は、仲介者がこの米国の源泉徴収税および報告制度を遵守するかどうか、またどのように遵守するかを確認するように注意するべきである。

投資家は、上記の要件に関して米国税務顧問に相談するか、専門的な助言を求めるべきである。

### 3 . ルクセンブルクの専門投資信託（以下「S I F」という。）

2007年2月13日、ルクセンブルク議会は、2007年法を採択した。

2007年法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新法を定めることであった。

既存の機関投資信託は、自動的に2007年2月13日付で、2007年法に準拠する S I F になった。

#### 3.1. 範囲

S I F 制度は、( ) その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定される U C I および( ) その設立文書により S I F 制度に服する U C I に特別に適用される。

さらに、S I F は、リスク分散原則に従う投資信託であり、それにより U C I としての適格性も有している。かかる地位は、特に EU 規則2017 / 1129 ( 改正済 ) 等の各種欧州指令または規則（いわゆる「目論見書規則」）の適用可能性の有無について重要性を有する。

S I F は、当該ビーグルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、または予定されている投資およびそのリスクを評価する能力を有することを証明する、金融機関の業務の遂行および追求に関する指令2013 / 36 / E U に定める金融機関、金融商品市場に関する指令2014 / 65 / E U に定める投資会社もしくは U C I T S に関する法律、規則および行政規定の調整に関する U C I T S 指令に定める管理会社が行った査定から利益を得られる投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家が S I F への投資を認められることを意味する。

S I F 制度に従うためには、具体的に、設立文書（定款または約款）に当該趣旨を明確に記載するかまたは投資ビーグルの募集書類を提出しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ビーグルが、必ずしも S I F 制度に準拠するとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ビーグルは、例えば、ルクセンブルク会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

#### 3.2. 法的構成および機能にかかる規則

### 3.2.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

#### 3.2.1.1. 法律上の形態

2007年法は、特に、契約型投資信託（以下「F C P」という。）および変動資本を有する投資法人（以下「S I C A V」という。）について言及しているが、S I Fが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくS I Fの設立も可能である。

- **契約型投資信託**

特性の要約については、F C Pの機能に関する上記2.2.1項を参照のこと。

F C Pへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- **投資法人（S I C A VまたはS I C A F）**

特性の要約については、S I C A Vの機能に関する上記2.2.2項を参照のこと。

2007年法に基づき、S I C A Vは、2010年法に準拠するS I C A Vの場合のように有限責任会社である必要はない。S I C A Vの形態で創設されるS I Fは、2007年法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、株式による有限責任パートナーシップ、一般有限責任パートナーシップ、特別有限責任パートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される共同組合のうち一形態を採用することができる。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、ルクセンブルクの1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、S I Fについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

#### 3.2.1.2 複数クラスの仕組み

2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するS I F（いわゆる「アンブレラ・ファンド」。）を創設できることを規定している。

さらに、S I F内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたS I Fのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を創設することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

#### 3.2.1.3 資本構造

2007年法の規定により、S I Fの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、S I Fの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2010年法に準拠するU C Iについては6か月以内である。F C Pに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額よりもむしろ、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

S I Fは会社型の形態において、一部払込済の株式／受益証券を発行することができる。株式は、発行時に1株につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定株式資本または変動株式資本を有するS I Fを設立することができる。さらに、S I Fは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび／または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができます。

#### 3.2.2 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に準拠するU C Iに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合。）に適用される条件および手續は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に準拠するS I C A VまたはF C Pの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、新制度の下で、S I Fは、（例えば、S I Fが発行したワントの行使時に）所定の確定価格で株式を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型S I Fの場合にディスカウント額を減

じるため）純資産価格を下回る価格で株式を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

SIFは会社型の形態において、一部払込済株式を発行することができ、そのため、異なるトランシェの申込みは、申込みの約定により当初申込時に確認された新規株式の継続申込みによってのみならず、一部払込済株式（当初発行された株式の発行価格の残額は追加の割賦で支払われる。）によつても行うことができる。

### 3.3. 投資規制

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パートと同様に、2007年法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、CSSFの承認を受けていることを条件にあらゆる種類の資産に投資しつつあらゆる種類の投資戦略を追求するビーグルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していないが、CSSFは特に、CSSF通達07/309を、専門投資信託におけるリスク分散に関して発行し、そこで専門投資信託がリスク分散原則を遵守するために従う投資制限について詳しく述べている。

アンブレラ型SIFのコンパートメントは、管理規則または設立証書および目論見書に定められる条件に従い、以下の条件に基づき同一SIF（以下「対象ファンド」という。）内の一または複数のコンパートメントにより発行されるまたは発行された証券またはパートナーシップ持分を引き受け、取得し、および／または保有することができる。

- 対象ファンドは、順次、対象ファンドが投資するコンパートメントには投資しない。
- 対象ファンドの証券に付随する議決権は、適切な会計処理や定期報告を損なうことなく、投資期間中停止される。
- いずれの場合も、SIFがかかる証券を保有する限り、2007年法上定められる純資産額の最低額を確認する目的にかかるSIFの純資産額の計算について、当該証券の価額は考慮されない。

### 3.4 規制上の側面

#### 3.4.1 健全性レジーム

SIFは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたビーグルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家に対して保証する必要のあるものと同様の保護までは要しないという事実に照らし、SIFは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うUCIの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役／マネージャー、中央管理事務代行会社、預託機関および監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の変更および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

2007年法の規定により、SIFは、CSSFによる規制当局の承認を得て初めて創設することができる。

2007年法に従うSIFは、2013年法が適用される範囲のAIFの資格を自動的に得るわけではない。SIFは、AIFの定義のすべての基準を明確に満たしている場合には、2013年法にのみ従う。2013年法第2章に基づき認可されるAIFMが管理するSIFに対しては、2007年法パートの特定の規定が適用される。

#### 3.4.2 預託機関

SIFは、その資産の保管を、ルクセンブルクに登記上の事務所を有する信用機関であるか、もしくは登記上の事務所が国外に所在する場合にはルクセンブルク支店である信用機関または、金融セクターに関する1993年法の意味における投資会社に委託しなければならない。投資会社は、当該投資会社が2013年法第19条第3項に規定する条件を満たす場合に限り、預託機関としての資格を有するものとする。

最初の投資日から5年間に償還請求権を行使することができないFCPおよびSICAVのうち、主たる投資方針に従い、2013年法第19条第8項a)号に基づき保管されなければならない資産に一般に投資しないか、または、同法第24条に基づき投資先企業の支配権を潜在的に取得するために発行体もしくは非上場会社に一般的に投資するものについては、その預託機関は、金融セクターに関する1993年法修正第26-1条の意味における金融商品以外の資産の専門的預託機関としての地位にあって、ルクセンブルク法に準拠する主体でもよい。

資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、預託機関は、常にSIFの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していかなければならない。これは資産の物理的な安全保管を地域の副預託機関に委ねることを妨げるものではない。

2007年法は、預託機関に対し、2010年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした預託機関の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益であると思われる。

下記3.4.4に詳述されるとおり、2007年法に基づき、投資運用の中核的機能に関する権限は預託機関に付与することができない。

#### 3.4.3 監査人

SIFの年次財務書類は、十分な専門経験を有すると認められるルクセンブルクの独立監査人による監査を受けなければならない。

#### 3.4.4 機能の委託

SIFは、事業のより効率的な遂行のため、SIFを代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。当該場合、以下の条件を遵守しなければならない。

- a) CSSFは、上記につき適切に報告を受けなければならない。
- b) 当該権限付与がSIFに対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、SIFが投資家の最善の利益のために活動し、またはSIFがそのように管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資ポートフォリオ運用に関するものである場合、当該権限付与は、投資ポートフォリオ運用について認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する自然人または法人のみに付与される。当該権限付与が慎重な監督に服する国外の自然人または法人に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- d) 上記(c)の条件を充足しない場合、委託は、CSSFが機能が委託された自然人または法人の選任を承認する場合に限り、有効となる。当該場合、かかる者は、当該SIFのタイプに関し十分に良好な評価と十分な経験を有していかなければならない。
- e) SIFの取締役会は、機能が委託された自然人または法人が、当該機能を遂行する適格性と能力を有する者でなければならないこと、また、慎重に選任されることを定めることができる。
- f) SIFの取締役会が、委託された活動を常に効率的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、SIFの取締役会が、機能が委託された自然人または法人に常に指示を付与し、投資家の利益に適う場合には直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関に付与してはならない。
- i) SIFの目論見書は、委託された機能を列挙しなければならない。

#### 3.4.5 リスクの管理

SIFは、ポートフォリオのすべてのリスク概要における自己の投資ポジションおよび自己の持分に伴うリスクを適切な方法により発見、判定、管理および監視するために、適切なリスク管理システムを実施しなければならない。

#### 3.4.6 利益相反

SIFは、更に、必要に応じて、SIFとSIFの事業活動に寄与している者、またはSIFに直接または間接に関係する者との間で発生する利益相反により投資家の利益が損なわれるリスクを最小限に抑える方法で構築および組織されなければならない。利益相反の可能性がある場合、SIFは、投資家の利益の保護を確保する。SIFは、利益相反のリスクを最小限に抑える適切な措置を実施しなければならない。

#### 3.4.7 投資家に提供するべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、2007年法は、かかる書類の内容の最少限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

SIFは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

SIFは、ルクセンブルク会社法が課す連結決算書を作成する義務を免除されている。

募集書類および最新の年次報告書は、請求があれば、申込者に無償で提供される。年次報告書は、請求があれば、投資家に無償で提供される。

2018年1月1日以降、SIFは、EU規則1286/2014に従い、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品の重要な情報文書(PRIIPs KID)を作成しなければならない。ただし、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品が指令2014/65/EUの別紙に定める専門投資家にのみ販売される場合(かかる制限は、募集書類において開示されるか、または自己申告の形でCSSFに提出されなければならない。)はこの限りでない。

#### 3.5 SIFの税制の特徴

以下はルクセンブルクにおける法律の一定の側面(ただし網羅的ではない)についての理解に基づくものである。

SIFは、0.01%(2010年法に基づき存続する大部分のUCIについては、0.05%)の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2010年法と同様の方法により、2007年法は、年次税を免除している。

年次税の免除を受けるのは、

- a) 他のUCIが保有する受益証券/投資証券が表章する資産価値。ただしかかる受益証券がRAIFに係る2007年法第68条、2010年法第174条または2016年法第46条によってすでに年次税を課されている場合
  - b) 以下のSIFおよび複数のコンパートメントを有するSIFの個別のコンパートメント
    - ( ) その唯一の目的が短期金融商品への集合的投資および信用機関への預金であり、
    - ( ) そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ、
    - ( ) 公認の格付機関から最高の格付を取得しているもの。
  - c) その証券またはパートナーシップ持分が、( ) 従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ビークルおよび( ) 従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社のために留保されるSIF。本項の規定は、これらの条件を満たす複数のコンパートメントを有するSIFの個別のコンパートメントおよびSIF内または複数のコンパートメントを有するSIFのあるコンパートメント内に設定された個別のクラスに準用される。
  - d) 主たる目的がマイクロ・ファイナンス機関への投資であるSIFおよび複数のコンパートメントを有するSIFの個別のコンパートメント
- SIFが受け取る所得および実現するキャピタル・ゲインに対し、税金は課されない。

#### 4. リザーブド・オルタナティブ投資ファンド

リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法は、2013年法と2010年法の両方を修正し、新たな形態のAIFであるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド(以下「RAIF」という。)を導入した。RAIFは、AIFMDの範囲内で認可されたAIFMにより管理され、その受益証

券は「十分な情報を得た」投資家に留保される。その結果、R A I Fは、C S S Fによる事前の認可も継続的な（直接的）健全性監督も受けない。

R A I F制度の重要な特徴は、以下のように要約することができる。

- 法的構造の柔軟性：ルクセンブルクのすべての法人、パートナーシップおよび契約型法的形態が利用可能である。R A I Fは変動資本構造を選択することもできる。さらに、R A I Fは、アンブレラ型ストラクチャーとして設立することもできる（すなわち、複数のコンパートメントまたはサブファンドを有する。）。リスク分散の要件は、R A I Fが適格リスク・キャピタル投資のみに投資することを選択する場合を除き、S I Fに適用される要件と整合したものとなっており、この場合、リスク分散の要件は適用されない。R A I Fは、採用できるファンド戦略に限定はなく、いかなる資産クラスにも投資することができるうえ、一定の条件下では資産ポートフォリオの分散も要求されない。
- 適格投資家：R A I Fは、情報に精通した投資家向けである。このカテゴリーには、機関投資家、プロフェッショナル投資家および最低金額（125,000ユーロ）以上を投資する投資家または情報に精通した投資家として適格な投資家が含まれる。
- R A I Fは、C S S Fの監督対象とならない。S I FまたはS I C A Rと異なり、R A I Fは、C S S Fによる事前の認可に服さずまた健全性監督を受けることはない。R A I Fは、その設立または設立から10日以内にルクセンブルクの商業・会社登録簿に登録されなければならない。
- 承認されたA I F Mを任命しなければならないこと：R A I Fは自動的にA I Fの資格を取得し、ルクセンブルク、他のE U加盟国または場合によっては第三国（ただしA I F M D運用パスポートが第三国の運用者に利用可能になった場合のみ）に設立されたA I F Mを任命しなければならない。
- 税制：R A I Fは、0.01%の税率での年次税（さまざまな免除規定に服する。）またはS I C A Rに適用される税制（すなわち、リスク・キャピタルの収益および増大に適用される節税に完全に服する。）に服する。A I F運用サービスに対する付加価値税の免除も適用される。
- 転換：既存のS I F、S I C A Rおよび規制されないA I Fは、投資家および（該当する場合）C S S Fから適切な承認を得ることを条件に、R A I F制度を選択することができる。

## 第2【外国投資証券の様式】

投資証券の券面は発行されない。

### 第3【その他】

- (1) 日本語版目論見書の表紙に図案を採用する。
- (2) 交付目論見書の概要として、別紙を使用する。

## 交付目論見書の概要

### マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド

本概要是、交付目論見書本文の証券情報、ファンドの状況等を要約したもので、交付目論見書の一部です。

詳細につきましては、交付目論見書本文の該当ページをご覧ください。

形態	ルクセンブルグ籍オープンエンド会社型外国投資証券
投資方針 投資目的	<p>サブ・ファンドは、その資産の70%以上をグリーン・ソーシャル・サステナビリティ（以下「GSS」という。）債に投資することにより、その投資目的を達成することを目指します。GSS債は、その発行手取金（または同等額）が、GSS債を検証する業界基準を満たす新規および／または既存の適格な環境および／または社会プロジェクト／活動の一部または全部の資金調達または再調達にのみ使用される、あらゆるタイプの債券です。</p> <p>サブ・ファンドは、その資産の30%を上限として、特定の環境、社会または持続可能性プロジェクトに関連しない債券に投資することができます。この部分について、ポートフォリオ・マネージャーは、以下の一つまたは複数の特性に適合する債券に投資することを目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( a ) サステナビリティ連動債など持続可能性（サステナビリティ）と強く結びついた債券</li> <li>( b ) 気候変動連動債</li> <li>( c ) 科学的根拠に基づく目標イニシアチブ（SBTi）基準を満たす債券</li> <li>( d ) 高いESG信用度を持つ従来型債券（国連の持続可能開発目標に関連付けられるものを含む。）</li> <li>( e ) 気候問題解決プロバイダに融資する従来型債券</li> </ul>
リスク要因	価格変動リスク／金利変動リスク／信用リスク／カントリー・リスク／為替変動リスク／先物取引に関するリスク／派生商品の利用に伴うリスク／新興国市場への投資に関するリスク 等
お申込単位	原則として1口以上0.001口単位。また金額単位の申込みも受け付けますが、かかる申込みについては、日本における販売会社が定めます。詳細については日本における販売会社にご照会下さい。
お申込受付日	原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日。ただし、営業日であってもお申込みいただけない場合がありますので、詳しくは、販売会社および販売取扱会社にお問合せ下さい。
お申込価格	<p>当初募集期間 クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券：1口当たり10,000円</p> <p>継続募集期間 各申込日の翌ファンド営業日に計算される投資証券1口当たりの純資産価格</p>
お申込手数料	お申込手数料はございません。
お買戻価格	ファンドが買戻請求を受領した日の翌ファンド営業日に決定される投資証券1口当たりの純資産価格
受渡し	約定日から起算して約定日を含む日本における4営業日目

存続期間	無制限
報酬	グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド 純資産額の上限年率0.90%
その他の費用・手数料	<p>- ファンドは、あらゆる運用費用および管理事務費用、ならびに本投資法人の資産および所得に賦課される可能性があるすべての租税、特にルクセンブルグの年次税(0.01%)を負担します。</p> <p>- 個々のサブ・ファンドおよび/または個々の投資証券クラスに正確に配分可能なすべてのコストは、当該サブ・ファンドおよびクラスに請求されます。</p> <p>- コストが複数または全部のサブ・ファンドもしくはクラスに関係する場合は、それぞれの純資産価額に比例して、またはファンドもしくは管理会社が合理的に決定する基準により、関係するサブ・ファンドまたは投資証券のクラスに請求されます。</p> <p>その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>
課税関係	2022年3月29日現在、ファンドの投資証券はルクセンブルグ証券取引所への上場を予定しており、ファンドの投資証券が上場した場合には、ファンドの投資証券への投資に対する課税については、他の上場外国株式において受領する所得に対するものと同じ取扱いとなります。
日本における販売会社	UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

投資主の皆様におかれましては、本交付目論見書をよくお読みいただき、商品の内容およびリスクを十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。